

平成27年3月11日

◎上田委員長 おはようございます。

ただいまから商工農林水産委員会を開会いたします。

(10時0分開会)

本日からの委員会は、昨日に引き続き「付託事件の審査等について」であります。

《農業振興部》

◎上田委員長 それでは、農業振興部について行います。

議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎味元農業振興部長 どうかよろしくお願ひいたします。

まず、農業振興部の提出議案、報告事項につきまして概略御説明をさせていただきます。

当部にかかわります議案につきましては、予算関係に関する議案4件、それから条例その他議案2件となっております。

まず、平成27年度の当初予算の議案から御説明をさせていただきます。

お手元に補足説明資料をお配りしておるとおもいます。青い農業振興部のインデックスをつけた資料をお願いいたしたいと存じます。

その1ページをお願いいたします。

平成27年度の農業振興部一般会計予算総額は、そこにございますように152億102万8,000円で、対前年度比は112.3%となっております。人件費を除きました事業費ベースで見ますと112億4,700万円で、前年度比118.4%となっております。増額の主な要因でございますが、産地流通支援課の次世代型こうち新施設園芸システム関連の事業、それから畜産振興課におきます国の畜産競争力強化整備事業に必要な経費を計上いたしましたことや、また農業基盤課におきまして多面的機能支払交付金がございますが、この国費事業、国から直接行っておりましたものが県を經由する間接補助になりましたことから、その分が県の予算として増額になったのが主なものでございます。

また、特別会計の農業改良資金助成事業は1億592万円で、対前年度比60.1%となっております。減額の主な要因は、国の制度改正によりまして新たな新規就農者向けの資金制度が国に新設をされまして、県の転貸方式から日本政策金融公庫資金に変更になりましたことから、特別会計で計上しておりました就農支援資金の予算額が大幅に減少したことによるものでございます。

2ページをお願いいたします。

ここには平成27年度当初予算の主な事業を取り組みの方針ごとに整理をした重点施策体系表をお示ししてございます。大きな項目の1から3までが産業振興計画関連でございま

す。それから、4、下の端にございますが、これが南海トラフ地震対策関連ということでお示ししてございます。この資料の中で、黒の星印がついているものが新規事業、丸印が拡充でございます。順次御説明をさせていただきます。

まず1の本県農産物の高付加価値化の取り組み方針でございます。

まず(1)まとまりのある園芸産地総合支援でございます。園芸用ハウス整備事業費でございます。26年度までは県単独でのハウス整備事業をレンタルハウス整備事業や園芸用ハウス活用促進事業、いわゆる中古ハウスの活用事業、それから新規就農トータルサポート事業、のれん分け事業とっておりましたが、こういう事業として2つの課、3つの事業に分散をして計上しておりましたが、利用者がわかりやすいように27年度より窓口を一本化いたしました。事業内容につきましては、新たな研修区分を設けまして、事業主体の拡充や中古ハウスの改良費を補助対象にすることなどによりまして、県全域で研修用ハウスが確保でき、のれん分けなどによる就農が可能になることを期待しております。

次に、園芸用ハウス災害復旧事業でございます。これまでレンタルハウス事業に災害復旧区分を設けまして支援をいたしておりましたが、事業主体が実質的にJAに限られていることや、手続がどうしても多くなりますことから、着工までに時間がかかるといった課題がございました。また、昨年適用されました国の被災農業者向け経営体育成支援事業でございますが、これではレンタルハウス事業でつくったものが補助対象外であること、また事業の実施決定までにどうしても時間を要するため早期に復旧計画を立てにくいといった課題がございました。そういうことから、新たな事業では事業主体に通常の経営体を加えることによりまして、資金利用要件の見直しや事務手続の簡素化を行いまして、被災された農業者の方が速やかに復旧、再建に取り組むことができ、安心して農業を続けていただけるということで支援をしてまいりたいと考えております。

次に(2)、2つ目の取り組みですが、環境型保全型農業のトプランナーの地位を確立につきましては、環境保全型農業総合対策事業などによりますソフト、ハード両面からの支援を引き続き行うことによりまして、環境保全型農業の全品目、全地域への普及や、オランダとの技術交流による先進技術の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

(3)、3つ目でございますが、流通・販売の支援強化でございます。6次産業化推進事業費では、農業振興センターや各普及所の普及指導員と、それから地域支援企画員等で構成をする支援チームを設置いたしまして、6次産業に取り組む農業者の方々、まだまだ地域でとどまっているの方々を中心に抽出いたしまして集中的にステージアップを支援していきたいと考えてございます。

次に4つ目、(4)品目別の総合戦略でございます。

まず、農産振興対策事業費では、米のブランド化アドバイザーによる地域の特色を生か

した米づくりや、飼料用米などによります作付拡大に向けた支援をしてみたいと考えております。

次に、星印、土佐茶ブランド化推進事業費でございます。土佐茶の販売促進はもとより、今回は台切り、改植などによる生産活動の強化を図っていきたく思っております。土佐茶カフェを利用した情報発信などの取り組みについても引き続き支援をしてみたいです。

土佐あかうし増頭対策事業では、年間100頭の受精卵移植を達成しますために、補助事業の拡大や、27年度から稼働します土佐町のキャトルステーションから優良な子牛を安定的に供給するための体制を支援をしてみたいです。

それから、畜産生産基盤強化事業費でございます。新たな土佐和牛農家や酪農家で増頭・増産意欲のある畜産農家を支援いたしますため、レンタル畜舎の整備や国の事業を活用して家畜の飼養管理、施設の整備などを行ってまいります。

地域畜産振興事業費でございます。土佐和牛や土佐はちきん地鶏、米豚などの特産畜産物や地域アクションプランに位置づけられました県内畜産物につきまして、流通、販売、拡大までを一体的に取り組み、生産基盤の強化に対応した販路拡大や販売価格の底上げを図ってまいります。

次に、大きな2つ目でございます。2の中山間地域の農業・農村を支える仕組みを強化でございます。

1つ目の（1）集落営農の推進でございます。集落営農・拠点ビジネス支援事業では、集落営農のリーダーなどの育成を目的といたしまして、集落営農塾という新たな取り組みを各農業振興センターで開催をしていきたく思っております。また、中山間地域の農業を維持・強化していくためには、地域全体で農業を支える仕組みが必要だと考えております。そのため、中山間地域の農業を支える複合経営拠点を整備いたしまして、競争力の強化とスケールメリットを生かした運営で、担い手の確保や雇用の創出、農地の維持、地域の農業生産の向上といったことに取り組んでみたいと考えております。

次に2つ目、（2）の6次産業化への取り組みによる拠点ビジネスづくりでは、6次産業化推進事業や集落営農拠点ビジネス支援事業などに引き続き取り組みまして、農業者の所得の確保に向け支援をしてみたいです。

次に3つ目、（3）の中山間に適した農産物等の生産でございます。

まず、薬用作物生産振興対策費では、主にミシマサイコの生産拡大に取り組んでまいります。中山間地域での所得の確保及び地域農業の活性化を目指しまして、実証圃の活用や水稻からの転換の誘導などを支援をしてみたいです。

次に、大きな3つ目の柱でございますが、新たな担い手の確保・育成と経営体の強化でございます。

担い手の育成と生産資源の保全の取り組みといたしまして、新規就農総合対策事業費では、専業農家を目指す新規就農希望者のみを対象としておりました研修助成を、多様な担い手の確保の視点から、中山間地域等の条件不利地域で就農する方も対象としていきたいと考えております。

次に、次世代担い手育成支援事業でございますが、各産地での提案型の担い手確保の取り組みや新規就農者の受け入れなどの取り組みを支援してまいります。

次に、農業担い手就農支援事業では、高知県での就農に関心を持ってもらうために、民間のノウハウを取り入れましてこうちアグリスクールの募集を強化してまいります。また、開催場所につきましても、東京、大阪、高知に加えまして名古屋を新たに追加することにしておりますし、実際に高知の農業を見てもらうためのバスツアーの開催もしていきたいと考えております。

次に、4つ目の南海トラフ地震対策でございますが、津波避難塔の整備や燃料タンク対策、ため池の老朽化対策などを行いまして、揺れと津波から農村地域の住民の生命、財産を守る取り組みを進めてまいります。

以上が平成27年度の農業振興部の当初予算の概要でございます。

予算ではこのほかに債務負担行為がございまして、協同組合指導課、畜産振興課、農業基盤課の3課が該当しております。後ほど御説明いたします。

続きまして、26年度の一般会計及び特別会計の補正予算について御説明をさせていただきます。

お手元の資料No.4、議案書の補正予算の164ページをお開きいただきたいと思います。

ここに農業振興部補正予算の総括表をお示しいたしております。今回の補正額は、その下の端の計の欄にございますように、総額で23億6,346万円の減額補正をお願いするものでございまして、競馬対策課を除く全ての課で補正予算を計上させていただいております。

内容としては、一部国の補正予算対応などで前倒しをすることによって増額もございませうけれども、トータルでは減額となっております。

それから、繰越明許費につきましては、該当しますものは農地・担い手対策課、環境農業推進課、畜産振興課、それに農業基盤課の4課でございます。

それから、同じく資料No.4の394ページをお開きいただきたいと思います。

農業改良資金助成事業特別会計の関係でございます。

ここにつきましても、融資額が見込みを下回りましたことなどから、3,891万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

以上が補正予算議案の概要でございます。

続きまして、条例その他議案について御説明をいたします。

今回、農業振興部で、先ほど申しましたように2つの議案を提出させていただいております。

資料No.5の議案の条例その他議案の93ページをお願いいたしたいと存じます。

まず、93ページ、第80号県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案でございます。これは平成26年度以降に県が行います土地改良事業の経費に關しまして、関係市町村の負担額等を変更するものでございます。

それから、95ページ、第81号でございます。これも県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案でございますが、こちらは平成27年度以降に県が行う土地改良事業に関するものでございます。80号は補正予算に対応するもの、81号は当初予算に対応するものと御理解いただければと思います。

各議案の説明につきましては以上でございます。詳細につきましては課長から御説明をさせていただきます。

それから、1点、資料は準備をしてございませんが、組織改正についてちょっと御説明をさせていただきたいと思っております。

来年度は次世代型こうち新施設園芸システムを強力に推進していきたいと考えております。そのため、産地・流通支援課の中に次世代園芸推進室を設置することにしてあります。

また、農業技術センター山間試験室の話につきましては、昨年11月の当委員会で報告をさせていただいておりますが、中山間農業の活性化のために山間試験室の機能を先進技術の実証、普及拠点であります農業担い手育成センターに移管をいたしまして、施設と体制、人員を含めた体制でございますが、充実することで有望品目の栽培実証と普及の取り組みを強化していきたいと考えております。

なお、山間試験室の廃止につきましては、大豊町とも十分協議をした上で、昨年12月議会の当委員会に報告をさせていただきました。それと前後いたしまして、地域の関係市町村、それからJAの土佐れいほく、さらに県の中央会などにも御説明をいたしまして御理解をいただいているところでございます。今後も県として農業担い手育成センターを中心に、生産現場とも密接に連携をいたしまして中山間地域の農業の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、報告事項について御説明を申し上げます。

報告事項は2件ございます。

1件目は、第2期産業振興計画の農業分野についてでございます。

第2期産業振興計画では、10年後の目指す姿として、地域で暮らし稼げる農業を掲げるとともに、4年後の農業産出額1,000億円、10年後には1,050億円の達成を目指して現在取り組んでいるところでございます。第2期計画の最終年度となります来年度は、既に今年度中から着手をいたしております次世代型こうち新施設園芸システムの県域への普及や、

産地が主体となって行います提案型の担い手確保対策といったものに加えまして、中山間地域の農業を地域全体で支える仕組みづくりとしての複合経営拠点の整備などの新しい施策にも取り組んでまいります。また、新たな試みといたしまして、県内JAグループとの連携も図りながら、一定の資本力を持つ県内外の事業者に対して農業分野への参入を働きかけていくといった取り組みもスタートさせたいと考えております。

こうした計画改定のポイントや今年度の取り組み状況につきましては、後ほど担当課長のほうから御説明をさせていただきます。

なお、改定のポイントにつきましては、予算と密接な関連がございます。そういうことで、報告事項、説明のほうの資料を順次参照させていただきながら、担当課長のほうから説明させていただきたいと思っておりますので、御了承をお願いいたします。

それともう一件、2件目でございますが、高知競馬におけます禁止薬物陽性馬の発生についてでございます。

昨年12月に高知競馬の競走馬から禁止薬物、ボルデノンという薬物でございますが、検出された件につきまして、現在も県警による捜査が行われているところでございます。まだ原因は判明しておりませんが、これまでの経緯や厩舎の巡回指導あるいは関係者に対する研修の実施など、再発防止に向けた取り組みについて御報告をさせていただきたいと思っております。

最後に、お手元の資料に各種審議会の審議経過等について添付をさせていただいております。こちらに高知県農林業基本対策審議会及び高知県卸売市場審議会の開催実績や今後の開催予定などを記載いたしてございます。

以上で私からの説明を終わります。どうかよろしくをお願いいたします。

◎上田委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈農業政策課〉

◎上田委員長 まず、農業政策課の説明を求めます。

◎杉村農業政策課長 よろしく申し上げます。

それでは、農業政策課の平成27年度の一般会計当初予算案の概要を説明させていただきます。

②の議案説明書（当初予算）の321ページをお願いします。

まず、歳入予算でございます。

歳入のうち主なものは、中ほどの農業政策費補助金でございますが、経営所得安定対策に係る国庫補助金7,184万円余りや、下のほうに記載しております国庫支出金精算返納金に係る過年度収入430万円、農業振興センターの目的外使用に係る庁舎使用料168万円余りでございます。大幅に減少しております農業政策費補助金は、26年度には国の強い農業づくり交付金を活用しまして事業を行いました。27年度には事業を予定していないため

に、大幅に縮小しております。

続きまして、歳出予算でございますが、322ページをお開きください。

当課の平成27年度予算総額は6億3,310万2,000円で、前年度の当初予算に比べまして16.6%減少になっております。減額の主な理由は、先ほど歳入の説明で触れましたが、国の農業づくり交付金を活用した事業が27年度には該当がないということでございます。

それでは、主な歳出予算の内容につきまして順次御説明させていただきます。

右端の説明の欄をごらんください。

まず、2 総合調整費は、国への政策提言や情報収集、また市町村や関係機関との連絡調整に必要な経費及び部内での雇用、病・産休代替の臨時職員雇用経費など、部内の総合調整に係る活動費でございます。

次の3 農林業基本対策審議会費は、本県の農業振興のための基本的な施策などについて御審議いただく高知県農林業基本対策審議会の運営に要する経費で、審議会の開催2回分の委員報酬と事務経費を計上しております。

次、323ページにかけての4 農業振興センター運営費は、県内5カ所の農業振興センターの運営費に要する経費で、庁舎管理に係る清掃等委託料のほか、臨時職員の雇用経費、旅費や需用費等の活動経費でございます。

次の5 経営所得安定対策推進事業費は、国が実施します経営所得安定対策等の農業者への加入促進を図るため、経営所得安定対策推進事業費補助金によりまして、市町村や地域で設置しております協議会などが取り組む加入推進活動や要件確認に要する事務費を補助するものでございます。

また、米需給調整総合対策事業推進費補助金は、米の需給調整と水田を活用した転作物の生産振興に向けまして市町村の事務費を補助するものでございます。

国庫支出金精算返納金の30万円は、平成25年度に交付しました経営所得安定対策推進事業費補助金の一部を国に返還するものでございます。

次の6 農産総合対策事業費の中の国庫支出金精算返納金の400万円でございますが、平成7年度に農業農村活性化農業構造改善事業で取得しました安芸市のユズ集出荷貯蔵施設の一部が道路改良工事によりまして一部財産処分をすることに伴います国庫補助金の返納金でございます。

324ページにかけての7 こうち農業確立総合支援事業費は、地域の特性を生かした農業の確立を図るため、市町村等が主体的に行う農業生産活動に係る農業振興施策を支援するものでございます。

以上が当課の平成27年度一般会計当初予算案の概要でございます。

続きまして、平成26年度2月補正予算案の概要を説明させていただきます。

④の議案説明書（補正予算）の165ページをお願いいたします。

歳入の減額補正は、農業・食品産業強化対策整備交付金の事業費減に伴います国庫補助金を減額するものでございます。

続きまして、歳出でございますが、166ページをお開きください。

右端の説明の欄に沿って御説明します。

農産総合対策事業費の減額は、競争力強化生産総合対策事業費補助金で、先ほど少し歳入のところで触れましたけれども、交付金を充当しておる事業でございますが、日高村の共同育苗施設を増築及び機械の高度化を行う工事を行ったものでございますが、入札減などに伴いまして総事業費が減額したものでございます。

次のうち農業確立総合支援事業費の減額は、市町村等の事業実施主体におきまして事業の入札減が生じたことや、事業計画の見直し等によりまして本年度の事業実施を見合わせた地区があったためでございますが、事業費が当初の見込みを下回ったものでございます。

なお、補正額の総額は合計で4,700万円の減額となっております。

以上で農業政策課の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

◎上田委員長 質疑を行います。

◎武石委員 米需給調整総合対策事業費についてですけれども、今、今年の田んぼの準備がいろんなところで始まっているのをよく目にしますけれどもね。昨年の米価の下落を受けて、飼料米への転換とかブランド化とかいろんな取り組みが始まっていると思うんですけれども、県内の今の状況ですね。特に飼料米への転換の進みぐあいとか、農家の皆さんの考え方とか、その辺をお聞きしたいんですけれども。

◎杉村農業政策課長 早期米のほうは今まさに作付が始まっておるところだと考えております。今委員のお話にありましたように、かなり今回米価が下落しまして、その主な原因は、やはり米の過剰の作付ということで、県のほうとしましても、この過剰作付分を飼料用米中心の非主食用米に転換したいということで、目標面積を決めまして、それをお願いするようにしております。

具体的に言いますと、まず農協も中心に動いていただかないといけませんので、まず全農のほうから高知県の割り当てとしまして約6,000トンの割り当てが来ているように聞いております。それを各地域の協議会に割り当てておるように聞いております。そのまず6,000トンにつきましては絶対守っていただくという考え方で農協も取り組んでおります。さらに、高知県のほうは過剰作付がございますので、その過剰作付をなくしていくように、その目標値につきましても一緒になってやっていこうということで、今地域センターも含めて取り組んでおるところでございます。ただ、今の状況、集計値はまだ出てきていない状態なので、少しそこのところははっきりしておりませんが、県を挙げてその飼料用米に転換していきたいと考えております。

◎武石委員 わかりました。全農が本県で6,000トンという目標は達成するという話ですが、けれども、個々の農業者から見ると、やっぱりある一定の面積をつくらないとメリットが出てこないと思うんですね。6,000トンは6,000トンで全体では達成できたとしても、それを小規模にやっても余り意味がないと、ある程度集約するというのが国の政策のものの考え方ですのでね。その集約化が進んでいるのかどうか。そういった飼料米に転換することによってスケールメリットが出せるのかどうかですね。この6,000トンの内訳や現状をそういったポイントで見た場合にどうでしょうね。

◎杉村農業政策課長 今、その6,000トンの内訳はまだはっきりしていないところなんですけれども。ただ、県としましては、お話のありましたように、やはり一定のスケールメリットがあったほうがいいということで、作付面積が1ヘクタール以上の農家を中心に守っていただくようお願いもさせていただいているところでございます。

◎武石委員 その進捗状況ですね、国は結局この政策を使いながら農地を集約化していこうということでこれがスタートしたというのを、前回就任したときの林農水大臣の話も聞いたことがあるんです。集約化をする、それで担い手が大規模な農業をできるようにすると、それでこれをやるという話だったんで、高知県がどういう進みぐあいなのか、また御説明をお願いします。

◎金子委員 単純な質問ですけど、高知県でつくられる米の価値と申しますか、うまさですね、全国で言うたらどれくらいのところに位置しているか。と申しますのは、今部長が10年後の姿、農家所得が高まるようなということですけども、例えば農業技術センターなんかでうまい米を10年かけてつくると。農家の方、今武石委員が言いましたように、飼料米もうんと戸惑って、中山間地域で本当に継ぎ足して出荷せんといかんような、そんな厳しさもあるわけです。その中でやっぱり本流は、食料の米をいかにつくってもうけるかという。でも、積極的にそのうまさを追求して、今試験場では台風に強いとか暑さにととか、いろいろ試験されておりますけれども、甘みを増す研究をやって、高知産品はこれぞよというもので売り出す方法を何か考えられないかと。

◎味元農業振興部長 高知のお米の特色と申しますと、まず早場米、全国トップで新米を出していく、そこが売りであったと思います。ただ、今回の一連の動きの中でその優位性が若干弱まってきた状況になっているのではないかと思います。

ただ一方で、先般も副委員長からのお話もありましたけれども、中山間地域などを中心に、非常に品質のいい米、例えば新潟県のお米と比べても遜色がないようなお米がいっぱいできておる。仁井田米もそうだと思います。結構量もございまして、昔から品質には評価がある。だから、そういう競争力のある米についてはどんどん伸ばしていくことだと思います。ただ一方で、さっき申しましたように、早場米をやめるという話にはもちろんなりませんけれども、そういうなかなか競争力が弱い、それから収穫としても地域として若

干収量が落ちるようなところについては、ほかの作物へ転換をしていく、強いところは伸ばしていく、大きな方向としてはそういうことだろうなと思っております。その一環として、ブランド化への取り組みとか、例えば仁井田米もさらに高く売っていくとか。それから、例の天空の郷米なんかそうですけれども、全国でトップの評価をいただいている米がありますので、そういうものは着実に売っていく。そういったことを組み合わせながらやっていくことになろうと思います。

ただ、なかなか個々の農家のさまざまな事情がございますので、収量が低いところはやめなさいとか、品質が悪いところはやめなさいとかって簡単に言える話ではないところがございますので、そこはいろんな事情も考慮しながら、全農なんかとも話をしながら慎重に取り組んでいく必要があると思いますが、トータルとして見れば、一応競争力のあるところは大規模化をしながら伸ばしていく。それから、個々の小さいところであっても品質のいいものはさらに高く売っていく努力をする。一方で、若干競争力が弱いところについてはほかの作物に転換していく、そんな方向性かなと思っております。

◎金子委員 よくわかりました。

私が心配しているのは、そのブランド化できない中山間地域では1ヘクタール、2ヘクタール未満という農家が圧倒的に多いわけですね。その中でやっぱり農家の意識は米を中心に考えております。生産性が高まらないと、後継者も跡継ぎもおらんと、そこをどう克服されるかですのね。今、部長がおっしゃった作物の転換も踏まえて積極的な営農指導をぜひ進めてください。

◎上田委員長 それでは、質疑を終わります。

〈農地・担い手対策課〉

◎上田委員長 次に、農地・担い手対策課の説明を求めます。

◎田中農地・担い手対策課長 農地・担い手対策課の平成27年度一般会計当初予算案の概要について説明をいたします。

資料No.②の議案説明書（当初予算）325ページをお願いいたします。

325ページから次のページにかけて歳入を記載しておりますけれども、後ほど説明いたします事業執行に係る国庫補助金等を計上しているものです。

なお、一番下の2基金繰入金にあります1億3,168万5,000円につきましては、次のページの一番上にありますように、農地中間管理事業等を実施するため、国からの補助金を高知県農業構造改革支援基金に積み立てたものから当年事業実施のために繰り入れるものです。

それでは、歳出予算を説明いたします。

327ページをお願いいたします。

農地・担い手対策課の27年度当初予算は、農地・担い手対策費と農地調整費の2目で構

成されておりまして、一番上の欄にありますように、総額は11億3,286万6,000円で、前年度の当初予算に比べ31%の減額になっております。この減額につきましては、国の26年度補正予算に対応いたしまして、青年就農給付金経営開始型の27年度の給付額を前倒しして給付するため、26年度補正予算に3億円余りを計上したことなどによるものです。

それから、主な歳出予算について農地・担い手対策費から説明をいたしますけれども、恐れ入りますが、まず議案に関する補足説明資料の農地・担い手対策課のインデックスがついたところ、3ページですけれども、こちらを願います。

担い手確保に向けた新たな取り組みという資料で来年度のポイントを説明いたします。

左上のグラフにありますとおり、新規就農者は増加傾向で推移しておりますけれども、目標280人にはもう一步のところですので、右に課題といたしまして、相談窓口の明確化と強化、産地・地域とのマッチングを挙げております。

まず、相談窓口につきましては、左下にございます就農コンシェルジュを県農業会議に2名配置いたしまして、就農窓口の明確化と体制強化を図ります。

マッチングにつきましては、1つ目として、この資料の真ん中のほうにあります提案型担い手確保・育成を推進いたします。これは新規就農者の受け入れ側である産地や地域が就農希望者が来るのを待っているのではなく、積極的に獲得しに行き、担い手として育成していく取り組みでございます。マッチングの2つ目として、一番下の少し右にありますけれども、条件不利地域での研修支援を行います。それから、その右にありますけれども、就農時のハウス整備の支援にも取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、資料No.②の327ページにお戻りいただきたいと思っております。

このページの右端の説明欄の2農業経営基盤強化促進事業費の2つ目、担い手育成・確保対策事業費補助金ですけれども、これは地域担い手協議会及び県農業会議等が行います認定農業者を中心とした担い手を育成するための各種支援活動に要する経費と、先ほど説明いたしました産地等による提案型担い手確保の実施に必要な経費について補助をするものでございます。

次の企業的経営体育成支援事業費補助金は、企業的経営の育成に向けた農家への普及啓発や法人化についてのセミナーの開催など、法人化の推進及び農業法人等の経営発展への支援に要する経費について県農業会議に補助をするものです。

328ページをお願いいたします。

3農業委員会等対策費は、市町村の農業委員会や県農業会議が実施する農地の利用調整などの活動や農地台帳システムの整備等に関する補助金と、それから農業委員会の委員手当や職員設置費等に充てる交付金となっております。

4新規就農総合対策事業費ですけれども、これ内訳が幾つかありますけれども、説明の都合上、一番下からの2つ目の青年就農給付金を先に説明させていただきます。青年就農

給付金は、国において24年度に創設されました支援事業として、準備型と経営開始型の2つに分かれております。このうち準備型は、就農予定の年齢が45歳未満の方を対象にしまして、研修中の最長2年間、年150万円の給付金を給付するものでございます。また、経営開始型ですけれども、これは45歳未満で独立自営の農業を始めた農業者に対して、経営が不安定な就農当初の最長5年間、市町村を通じて最大150万円の給付金を給付することで支援をするものでございます。

上に戻りまして、4の2つ目にあります青年就農給付金事業支援業務委託料ですけれども、これは委託先の県農業公社が国の青年就農給付金準備型の給付対象者に対しまして、研修状況の把握や就農に向けた助言等を行うものでございます。

次の認定就農者経営改善支援業務委託料は、委託先の県農業公社が農業振興センター等と連携しまして、就農後5年以内の認定就農者を対象に経営状況の把握や技術支援などを行うものでございます。

次の新規就農総合対策事業費補助金は、新規就農者の確保に向けまして、先ほど補足資料で説明をいたしました就農コンシェルジュの設置など、就農窓口の一元化及び体制、活動の強化への取り組みと新規就農者等の交流会の開催などの経費を県農業会議や県農業公社に補助するものでございます。

次の新規就農研修支援事業費補助金ですけれども、これは新規就農者の確保・育成のため、市町村等が実施する研修事業に対する補助金で、国の青年就農給付金準備型の対象とされない研修生への研修手当を月15万円、年間で180万円を上限として補助するほか、研修生を受け入れていただける先進的な農家等への謝金として、月5万円を上限に補助するものでございます。

なお、国の青年就農給付金準備型の給付を受ける場合も、この事業で上乗せ分を補助しております。

また、先ほど補足資料で触れましたけれども、中山間地域等での新規就農者の確保を目的に、栽培条件が不利な地域で小規模な農業経営を目指す研修生に対しまして、月12万円、年間で144万円を上限として補助する条件不利地就農者育成区分を新設いたします。

次の経営体育成支援事業費補助金は、人・農地プランで中心となる経営体と位置づけられた新規就農者ですとか、規模拡大志向農家等が施設の整備や機械の購入に要する経費について、市町村を通じて補助するものでございます。

なお、新規就農者がみずからハウスを整備する場合に、国の補助金に県、市町村が上乗せして補助を行います新規就農者ハウス整備区分をこの中に新設する予定でございます。

続きまして、329ページをお願いします。

5農地流動化事業費のうち農地中間管理事業費補助金は、農地中間管理機構が行う貸借による担い手への農地集積を推進するため、国の補助を受けて実施する事業でございます。

す。

次の農地流動化支援事業費補助金は、農地中間管理機構が行う農地の売買事業に対して補助をするものでございます。

その次、6 農地活用推進事業費のうち農地活用推進事業費補助金ですけれども、これは県の農業公社が行う農地等の情報の収集、提供や耕作放棄地の再生利用を推進する事業に対しまして補助をするものでございます。

その下の人・農地問題解決加速化支援事業費補助金は、今後の地域農業のあるべき姿や中心となる経営体などを市町村が文書化いたしました人・農地プランの見直しに必要な経費を市町村に対して補助するものです。

それから、集落営農の組織化や法人化に向けた取り組みに対して、市町村を通じて補助するのも入っております。

次の農地集積交付金ですけれども、これは農地中間管理機構にまとまった農地を貸し付けた地域ですとか、あと担い手の農地集積・集約化に協力した農地の出し手に市町村を通じてその貸し付け面積に応じた協力金を交付するものでございます。

それから、7 農業構造改革支援基金積立金ですけれども、これは農地中間管理事業の実施に当たりまして、農地集積交付金に充てるために国から配分された補助金を県の基金に積み立てるものでございます。

次に、農地調整費について御説明をいたします。

329ページ一番下の行の2 農地調整関係事務費ですけれども、これは農地法に基づきます農地の利用調整や転用許可などを適正に行うための事務的経費でございます。

続きまして、330ページをお願いいたします。

3 国有農地等管理事務費は、農林水産省所管の国有財産であります国有農地や開拓財産の適正な管理や売り払いなどに要する経費でございます。

以上で平成27年度一般会計当初予算案の概要説明を終わります。

続きまして、平成26年度2月補正予算案の概要について説明をいたします。

資料No.4の167ページをお願いいたします。

まず、歳入ですけれども、主に事業費の減額に伴います国庫補助金等の減額となっております。

168ページをお願いいたします。

当課の補正額は総額で1,615万2,000円の増額となっております。

それでは、農地・担い手対策費から説明をいたします。

169ページの右端の説明欄をお願いいたします。

1 農業経営基盤強化促進事業費の企業的経営体育成支援事業費補助金につきましては、法人化等に向けた個別相談において税理士等専門家の活用を要する相談がなかったこと

と、法人化セミナー後の個別コンサルティングの実施回数が計画を下回ったことにより減額をするものでございます。

次の2農業委員会等対策費の農地集積支援事業費補助金につきましては、市町村農業委員会が行います農地の利用状況調査において調査期間が短縮できたことですか、あと臨時職員の雇用が見込みを下回ったこと、また農業会議が行う研修会の会場借り上げ費などの節減により減額をするものでございます。

次に、170ページをお願いいたします。

3新規就農総合対策事業費の新規就農研修支援事業費補助金につきましては、研修生の人数が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

次の農地集積円滑化対策事業費補助金につきましては、流動化が可能な農地の情報が少なかったことなどによりまして、事業を活用できる農地が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

新規就農受入体制整備事業費補助金につきましては、施設整備面積が当初の見込みを下回ったことなどによるものでございます。

青年就農給付金につきましては、研修後に独立、自営就農することなどの給付要件を満たすことができなかったことなどから、給付対象者が当初の見込みを下回ったことによりまして1億8,933万7,000円を減額する一方で、国が平成26年度補正予算により27年度の給付分3億1,462万5,000円を前倒して計上したことによりまして、差し引きで1億2,528万8,000円の増額となったものでございます。

4農地流動化事業費のうち農地中間管理事業費補助金の減額でございますけれども、担い手等の農業者に貸し付ける農地が十分確保できなかったことによりまして、農地の貸借件数が当初見込みを下回りまして、農地の借り入れに係る賃料、保全管理費、市町村への業務委託費等が減少したことによるものでございます。

農地流動化支援事業費補助金の減額は、当初訴訟となる案件を見込んで計上しておりました費用につきましては、今年度は訴訟にまで至らなかったことによりまして減額となったものでございます。

5農地活用推進事業費のうち農地活用推進事業費補助金の減額は、県農業公社の事業計画の見直し等によるものでございます。

人・農地問題解決加速化事業費補助金は、地域連携推進員の雇用により人・農地プランの更新を支援する予定にしておりましたが、業務内容に見合った人材が確保できず、減額となったものでございます。

農地集積交付金は、農地集積に向けた取り組みを開始しましたが、相続手続が未了の農地で手続がおくれるなどしたため、本年度に交付手続を行えない事例が多く、減額となったものでございます。

それから次、171ページをお願いいたします。

6 農業構造改革支援基金積立金につきましては、農地中間管理事業等を実施するため国から追加配分されました補助金を県の基金に積み増すことによる増額となっております。

次に、農地調整費を説明いたします。

1 国有農地等管理事務費の減額は、国有農地等の地積測量につきまして、当初処分が見込まれていましたところがなくなりまして、測量をしなかったことによるものでございます。

続きまして、172ページの繰越明許費明細書につきまして説明をいたします。

先ほど青年就農給付金のところで御説明しましたとおり、国の平成26年度補正対応によりまして平成27年度給付分を前倒したところですが、平成26年度中に給付ができなかったものにつきましては27年度に繰り越して支給することとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎上田委員長 質疑を行います。

◎依光委員 提案型の担い手確保・育成の部分ですけれども、非常に期待が持てると思っ
ていまして、産地が高齢化もあってどんどん人も減ってくる中で、提案をして新しい人を入れることは本当に期待するところですが、応募するために地域ごとに受け入れ体制をどうするかという話し合い、もちろん市町村とかJAとの話し合いもあるかと思うんですが、もう既に手が挙がっているところもありますし、これから考えていくところもあると思うんですけれども、たくさん手を挙げるところがあったほうがいいと思うんですけれども、これからどういうところに力を入れんといかんのか、その辺はどうお考えですか。

◎田中農地・担い手対策課長 この取り組みは、昨年秋ぐらいからスタートさせておりまして、先行的にできるところはやっているとございまして、15ほどの産地や地域で提案書ができているところがございます。これからやはり、まず受け入れ体制といいますか、誰が研修の受け入れ先になるのかとか、その研修も1年、2年とかかるものですので、その1年後、2年後に、どこの農地やハウスを準備するか、大分先の話になりますし、そのとき高齢の方でもやっているかどうかということもありますし、その辺の地域合意をどうやってつくっていくかが課題になってくるのかなと思っております。

あと、こういう取り組みは、とりあえずやってみないと問題もわからないところもあると思いますけれども、できるだけ多くの地域で取り組んでいただきたいと思っております。横に展開していくことが課題かなと考えております。

◎依光委員 本当に試行錯誤はこれからも続くと思いますけれども、受け入れると言ってくれた方には、できるだけ負担をなくしていくというか、地域で助け合う、一人の人に荷がかけ過ぎないようにまたぜひともお願いしたいと思っておりますし、やろうかやるまいか迷っているような産地もできるだけ手を挙げていただけるように、またお願いをしたいと思

います。

それともう一点、これは悩ましい問題になってくるかと思うんですけれども、手を挙げてくれた産地があって、実際にその人を受け入れのマッチングができるかどうかというところも多分あって、新しく農業を始める方にとっては、同じ作物の産地が2つあれば、やっぱり有利なところに多分行くだろうなと予想できて、逆に、せっかく提案型で手を挙げたのに、誰も来てくれなかったという、モチベーションも下がると思うので、すごく悩ましい問題になってくると思うので、できるだけ、今回1、手が上がった15のところには、新しい方を入れていくような、コンシェルジュもいらっしゃると思うので、いろいろな魅力を伝えられるようなことを考えていただきたいと思います、その点いかがでしょうか。

◎田中農地・担い手対策課長 これからということ、まだちょっと動き出したところですが、今委員のおっしゃられたような懸念はこちらとしても考えておまして、例えば四万十町の担い手育成センターとかに、とりあえず農業をしたいということで入ってきた方に対して、出口をどうするかというところで、この提案を見せながらうまく、合うところに入っていていただく使い方もできると思っておりますし、先ほど言っていたきました就農コンシェルジュもしっかり使いながら、できるだけ人が来てくれるように頑張ってお応じたいと思っております。

◎武石委員 U・Iターン者の新規就農のいろんな事例が目につくようになってきました、これは一定の成果が出ているという手応えを感じているところです。これからもこの予算をフルに活用して、特に中山間地域での就農がふえていくように取り組んでいただきたいと思います。そういう集落は活気がやっぱり出ていますね。何組かのそういった若い夫婦が就農してくれることによって。絶対これは効果が出ているので頑張ってください。

その中で、市町村とかJAの助け、これも大事かとは思いますが、実際そういったU・Iターン者あるいは新規就農者の話を聞いてみると、やっぱり地域にAさん、Bさんがおったから本当に助かったという声をすごく聞くんです。市町村とかJAも確かにそれなりにそういう役割はしてくれとるんだけど、補助制度とかですね。日常のいろんなトラブルとか悩みとか、営農に関する相談なんか、普及所も非常によく教えてくれるという話も聞きますけれどもね。やっぱりその地域でお世話してくれる人ももっと何か活躍していただけるように、認定をすとか、お願いしますよと行政から何か頼んでおくとか。もうその人たちのボランティア精神だけにすがっているところもあるんで。そういうところが必要じゃないかなと思います。

例えばIターン者が無農薬で野菜つくっていて、インターネットでつくっているケースにも出くわしたんですけれども、無農薬でやるから、害虫の問題とか、その近隣の農家に

結構迷惑かけているという話もあるんですね。やっぱりそういうところには地元の人が間に立って調整しないと、なかなか肩身の狭い思いもしているということがありましてね。これが続いて心配するのは、地元でだんだんそのIターン者が浮いてきて、結局住みづらくなって出ていってしまうことを一番懸念するので、地元のお世話役、こういった人の活躍を何か引き出せるものがあればいいなと思うんですけれども、その辺の御所見を課長にお聞きします。

◎田中農地・担い手対策課長 今ちょっと考えておりますのは、まず新規就農者の師匠、指導農業士というものがありますので、そういう方に研修も含めてお願いをして、面倒をみていただくのが既にございます。ただ、それにつきましては、先ほど依光委員からの御意見にもありましたように、一人に荷がかかり過ぎるという問題も見えてきていると思いますけれども、まずそれが1つございます。

それから、今回新たに中山間地域におきまして、担い手の確保ということで、多少条件悪いので、平場ほどの規模の農業ができませんので、少なくとも農業ができるように、大体所得100万円以上を目標の方に対して研修支援事業をやろうと思っておりまして、それを受け入れていただく農家の方に対して、研修受け入れ農家と同様の月5万円の謝礼をお支払いすることになっております。そういう方に対しては、農業だけじゃなくて地域の生活、村のいろんな仕事とか共同作業とかも一緒に教えていただくプログラムを組んで育成していただくことを考えておりますので、今委員から御指摘のありましたようなことについても留意して運用してまいりたいと思っております。

◎武石委員 よろしくお願ひします。

それから、中間管理事業について、なかなか貸せるほうが進んでいない実態があると思うんですけれども。地元なんかで話聞くと、農業委員会なんかは、いろんな借りたいというオファーはあるけれども、いいところから先食いされてしまうという懸念を持っているんですよね。だから、ある程度全体計画みたいなものがないと、貸し手と借り手がマッチングしたということで、その順番でやっていくと、どうしても条件不利なところばかりが残ってしまうような懸念もあると思うんですけれども。この事業を進める中でのそういった懸念に対してどういう御所見を持つのかお聞きします。

◎田中農地・担い手対策課長 中間管理事業ですけれども、今おっしゃられたような問題は確かに出てくるのかなと思っております。この事業の目的が担い手への農地の集積で、それが達成されるということであれば、わざわざこの中間管理機構を使わなくてもできるところはやっていただいたらいいと思うんですが、それでもなかなかうまくいかないところをこの事業でやらないといけないと考えています。例えば外から入って新規就農されるので、やる気があるけれども、なかなか自分の力だけでは農地が確保できない方に対して、いかに農地を確保できるかがこの事業のポイントと考えておりまして。

そういうことですので、今少し説明しましたけれども、協力金という出し手に対するお金もごさいますし、そこは地域で話し合っていていただいて解決していく。地道なお話をさせていただくほかになかなか、地主の意思を全く無視して、この土地はこの人がいいからこの人に貸すといった運用をしていくとやっぱり、じゃあもうそこに貸すのをやめようかという話にもなりかねませんので、そこはまずやっぱり地域の話し合いをしっかりとしていくところをベースにやっていくほかはないのかなと考えているところです。

◎武石委員 わかりました。はい。

◎樋口委員 青年就農給付金2億8,000万円ですわね。これ何人が対象ですか。

というのは、なかなかこれ条件が難しく、非常に適用される人が少ないはずなのに、結構金額が多い。

◎田中農地・担い手対策課長 青年就農給付金、27年度、まず準備型ですけれども、これは64名を予定しております。それから、開始型ですけれども、375名を予定しております。

◎樋口委員 例えば親が農家だったら、別の作物をつくらんといかんがでしょう。そういう別の作物をつくる2代目農家はどれくらい26年度いて、27年度どれくらい考えています。

◎田中農地・担い手対策課長 いま内訳、数値は持っておりませんが、全く別のものをつくらないといけないということでもなくて、これは市町村が新たな経営リスクを負って農業を始めることを認定すれば、親元就農であってもこの給付金の対象となっておりますので、そこら辺は、どんな技術が新たなリスクかを市町村と一緒に考えていきながら対応してまいりたいと思っております。

◎樋口委員 それは全然話が違うがですよ。例えばナス農家の2代目がナスをつくったらもらえなかったという人何人もいますよ。先ほどの課長の話はそれでいいわけですね。さっき言ったことで、リスクの問題は。

◎田中農地・担い手対策課長 例えば同じナス、全く同じつくり方をしているということであれば、それは新しい経営リスクと認められないということでごさいますけれども、例えば生産の仕方を変えることで、それは新たな経営リスクと判断されることもあり得るということでごさいます。

◎樋口委員 税金をつぎ込むんだから、それはチェックも要るけれど、あえてリスクが必要な農業を後継者にさせるのもおかしいと思うんですけれどもね。現在親のやっている生産方式が非常に優秀な、そして利益を上げているんだしたら、それを継ぐ農家、息子があえてリスクをとる必要ないでしょう。さらに伸ばす方法という前向きの方針を打ち出してあげたほうがずっと持ってきやすいと思いますし、やる気も出るんですよ。あえてリスクを求めるのは非常におかしいと思うんですが、部長どう思われます。これは国の話やきこ

こで言うても仕方ない部分がある。

◎**味元農業振興部長** そもそもこの青年就農給付金の準備型、経営開始型もそうなんです、この制度の根幹は、一定やっぱりリスクを負って新規参入をする、特に農業は後継者が減っていく中で、そこにやっぱり新しい血を呼び込んでこないかん。ただ、入ってきた人はかなりのリスクを負うと。だから、それに対して支援しようというのが大きな考え方です。

本会議でも何回か御質問もあってお答えも申し上げたところですけども、そういう中で通常の経営体、先ほどお話がございました。個々に見ないとはいけませんから、簡単には一律でこうだということは言えませんが、例えば親がナスをやっている、経営安定していると。それを子供が引き継いでやっていく部分については、先ほど申しました考え方からいうと対象にならないのが基本的な考え方です。ですから、あえてリスクを負ってというお話をしましたけれども、例えばこれを少しさらに拡大をしていくために、新品種にチャレンジしてみようとか、さらに大きな規模、拡大をして何かやってみようとか、加工を入れてみようという新たなチャレンジをするためにリスクを負ってやろうという者に対しては一定支援をするという考え方がございますので、今言われた例が具体的にわからないと何とも申し上げられない部分がありますけれども、そういう考え方が基本に流れておるといことで、あえてリスクと申し上げたのはそういうことでございますので、その点については御理解いただけたらと。国の考え方はそういうことでございます。

◎**樋口委員** そしたら、27年度はリスクのある新規農家が四百数十人出てくるということですね。

◎**田中農地・担い手対策課長** これはその前年から、経営開始から5年間ということですので、過去に就農された方に対する分も含めてこの数字でございます。

◎**樋口委員** この担い手確保に向けた新たな取り組み、これは非常にええ方法と思うんですが、一言で言ったら、そしたら農業でもしようかと言うても、なかなか飯が食べませんからね。そこらあたりしっかり新規の人にPRしちよかんと、これも一つの問題になるほど挫折してやめていった人がおるわけでしょ、新規就農も含めて。そこらあたり、農業でもやろかという考えやったら、とてもとてと飯は食べないことはきれいにきっちり教えちよかないけませんよ。

◎**金子委員** ほとんど樋口委員とダブりますけれども、高知県で今一番大事なのは、まち・ひと・しごとではないですけど、地域農業をどうするかという、中山間地の大きな課題だと思います。

そういう中で、私たちの地元にも、親は農業やっておると、けれど子供は農業に一切経験もなく、例えばほかの仕事についておると。親が年とった、後継ぐかと、なかなか踏み切りがつかないという方も結構おいでましてね。個人にかかわる分で難しいですけど、後

継者育成ということでは、親のもとで、例えば米作やったら米作をすると、それを準備で2年間ぐらい支援すると、高知県独自になるかもわからんですけども、そういう思い切った政策を打っていかんと農業は成り立ちにくい状況。その辺ぜひ対象にさせていただきたいなという思いがあります。

それからもう一点は、補正予算で説明いただきましたが、農地活用推進事業とか農地集積支援事業、私有財産でなかなかさまざまな難しい要因があるかと思うんですけども、これをことしもかなり強めの予算ですので、ぜひ積極的に進めていただいて、そうすることが後継者問題や新規就農者につながってくると思いますので、ぜひ力を入れて。ほかの事業もそうだと思いますけれども、残事業費がないぐらいの取り組みをぜひ進めていただきたいと思います。

2点についてちょっと御所見を伺います。

◎田中農地・担い手対策課長 まず1点目でございますけれども、中山間などで親元での研修に対する支援でございます。今の県の事業では、親元では出せないことになっておりまして、これはやはり外に出てしっかり先進的な農家で研修を積んでくることを支援したいと思いますので、そこら辺また検討はさせていただきたいなとは思っているところですが。

なかなかやっぱり親が米だけで食っていけないという事情もありますし、あと親が例えば小規模に米をつくっておられるということであれば、先ほどの農地の集積という話で言いますと、それは集積されていくといいますか、農地の出し手になっていただくような立場にもなっていくことにもなるのかなと思ひまして、なかなかそこら辺難しいところですけども。ただ、中山間での新しい研修支援事業につきましては、外からまた戻ってくる方も対象になると思いますけれども、人口がふえるような形で、新たに中山間などの条件不利地域で就農される方に対して支援をしていくことにしておりますので、そういうのもうまく使いながら対応していきたいと思っております。

それから、農地の集積につきましては、これはしっかり対応してまいりたいと考えているところです。

◎金子委員 今言った親元が小規模の場合、農地の貸し手側になるというお話ですけども、中山間地域対策として考えたときに、集落維持という両面からぜひ考えていただきたいんですよ。集積やっても一定の方だと思ひますよ。中山間地域を自治組織としてどう守っていくかという視点も取り入れて、ぜひさまざまな方法を考えて取り組んでいただきたい。

◎西森（雅）委員 農地中間管理事業について、先ほど話もありましたけれども、農地を受ける側の応募、そういうのは多いけれども、貸す側が少ないと。実際これ数字を見ると、受ける側の方は171件の410ヘクタール、農地の出し手の申し込み状況が200件の

84ヘクタール。この農業公社の実態としては、なかなかその数字までも全然届いていない実態があります。どこに原因があるのか。実際、実績としては、今年度の見込みとして17件の26.1ヘクタールで、貸し付けが5件の4.8ヘクタール。これは何か手続的に時間がかかるとか、そういったものがあるのか。借りたいというところ、貸す側、ある程度の面積は出ているけれども、実際そこまでいってないというのは、こういった要因があるんでしょうか。

◎田中農地・担い手対策課長 出し手の側としても、今面積84ヘクタールとおっしゃっていただきましたけれども、やっぱりその中では、なかなか借り手がつかないような農地があると。条件が悪いということですね。例えば道がない、形がいびつ、水が引かないとか、条件が悪い土地が結構あると聞いております。それからもう一つあるのは、これ貸借を正式な手続でやることになると、賃貸借契約になりますけれども、そのときに農地の所有者が固まっていない、相続が未登記になっていて、例えば1代前、2代前の方のお名前が登記簿に載っていて、今の所有者が実は何人にも分かれている、10人以上になることもありますし、もう県外に分散していることもあります、そういう場合はなかなか判こを集めるのができないとか、そういう事情もあると聞いております。

◎西森（雅）委員 あと、貸す側も借りる側も場所ですよ、平地とか、山の農地であるとかいったところを、実際借りる側は平地で借りたいというところが多い。しかし、貸す側としては、うちの山の田んぼ借りてくれといったミスマッチ的なこともあるのかなと思うわけですが。そのあたりはどんな感じで分析していますか。

◎田中農地・担い手対策課長 今おっしゃっていただいたとおりのことが起きているのかなと思っております。条件がいいところはやっぱり先に受け手がつくといいですか、もう個別で契約するというので、どうしても悪いところが残ってそこが出てくることになってくるのかなと思いますので、そういうところは、本当にもうどうしようもない山奥で道もついてないようなところであれば、それでいいという人を探すのも一つありますけれども、やっぱり今後使っていくべき農地とそうでない農地を分けていくことも考えないといけない状況なのかなと思っておりますし、あと、多少まとまっているところであれば、狭地直しといいますか、少し基盤整備をして使えるようにしていくことも考えられるのかなと思っております。

◎西森（雅）委員 次年度の計画として、県内10市町村の16カ所で176ヘクタールを重点地区に指定をして、実際どれくらいの借る側と貸す側のマッチングを想定するのか。

◎田中農地・担い手対策課長 この重点地区につきましては、当然全域で貸し借りに介入したいと考えております。こういうところはどちらかというところと集落営農ができかかっていたり、受け手がいらっしやるところが多いのかなと考えておりますので、こういうところできっちり実績をつくって、それを広げていきたいと考えています。

◎西森（雅）委員 職員体制も増員をして、エリアごとに担当もつけてやっていくということですが、しっかりと取り組んでいただきたい。

◎笹岡農業振興部副部長（総括） 中間管理機構として県農業公社が知事の認定を受けてやっております、私は農業公社の理事長で、立場上、中間管理機構の運営についてかかわっております。ことしに入ってからでございますけれども、各重立った首長を回らせていただきました。10カ所程度回った中で、ちょっと受けた印象といたしましては、1つは、やっぱり今条件のいい農地というお話ございましたけれども、ここについては通常の農業委員会を通じた流れで既に、いわゆる貸借とか売買が動いているということで、わざわざ中間管理機構を通じてもええんじゃないですかみたいな、お考え方を持った市町村もございました。そういうところに対しては、出し手についても協力金というメリットもございますので、ぜひとも中間管理機構を通じた農地の貸し借りに御理解をいただきたいとお願いをいたしました。

それともう一つが、いわゆる今推進員ということで、機構じゃなくて、各市町村なりJAに常駐して、地域で足で稼いで農地を出してもらったり、それからマッチングを図る、そういう動きをJAのOB、農済のOB、農業委員会のOBとかにお願いして動いていただいています。その実績はまだまだでございますけれども、そういった地元の農家の顔を知っている、それから農地の状況も非常に詳しい方を雇って、実際にその地域で動いてもらうことがこの事業を推進する一番のキーポイントじゃないかと考えていまして、一定国費ももらえるということで、そういった方々をたくさん中間管理機構として雇用して動いていただきたいと考えておまして、首長にもぜひそういった方々も推薦してくださいとお願いもしてきたところでございまして、そういった方々に動いてもらうことがこの事業をさらに推進していくキーポイントになるんで、そういったところについて農業公社として力を入れて取り組んでいきたいと。

◎西森（雅）委員 しっかりとやっていただきたいと思います。

貸す側のやっぱり理解がどういう形で進んでいくのかが非常に大事になってくるのかなと。これ商工労働部は今年度ですね、言ってみれば、事業継承の人材確保センターというのをつくって、事業所の後継者をどう育てていくのかといった取り組みも進めていきます。言ってみれば、農業公社がやっている農地中間管理事業も、ある面ではそういった農業分野におけるそういう役割を担っていつているのかなという思いもあります、取り組みをお願いしたいと思います。

◎笹岡農業振興部副部長（総括） もう一つ、強化という点で言わせていただければ、中間管理機構については農業公社が所管しております。それから、先ほど就農コンシェルジュという話が出ましたけれども、農業会議が所管しており、今北庁舎の4階に事務所がございます。4月からは、西庁舎の3階フロアの業務を所管している農地担い手対策課のす

ぐ横に来ていただいて、さらに連携・協力してこの事業を進めていくといった取り組みも考えています。

◎佐竹委員 一般質問でいろいろ議論もさせてもろうたけど、今、副部長が御説明されたので、大体理解してはいますけど実をいかに上げるか。汗のかき方、それが市町村のセクションと、それから農協、農業会議は、私も農業会議におったことがあるけど、あれは名刺の肩書が非常にたくさんある人らの集まりじゃからね。理論としては言えても、それはなかなかできる話じゃない。だから、一番心配なのは、いわゆる放棄地が830ヘクタールから850ヘクタールもあるがでしょう。その中で、どうぞ使ってくださいと言うて、中間管理機構へ提供する土地を出す人が今、去年の秋までは30ヘクタールもなかった。今やっといわい我々も言うから、90ヘクタールくらいになってきつつあると理解をしちゅう。ほんならあと750ヘクタールはどうしゅうがぜと、放棄地のままかということになる。そこらが非常に残念だから。公共投資もやっちゅうしね。課長は新しいから、高知へ来たのが、そんなにおっしゃっているけど、仁井田米なんかをつくっていることからいけば、それは圃場整備も国営農地もやったし、県営の圃場整備も随分頑張っってやって、用排水路も農道も整備をされて、もうあの時代からいうたら雲泥の差よ。ここ50年くらいの間にね。だから、やっぱり問題は、公共投資でつくったすばらしい圃場を利用しない。あれを利用してくださいと言うて提供する熱意が足らなかったんじゃないかと思っていますけどね。今副部長が熱心なお答えをしたから、期待をして待ちたい。

◎米田委員 就農コンシェルジュにかかわってちょっと、この間、表と資料を見させていただいたら、五、六年前から比べたら新規就農が数十人あるいは100人単位で増加しているんで、一定の取り組み成果が出てきつつあるんじゃないかなと思うんですけども。

ちょっと基礎的な話やけれど、新規就農した場合の新規学卒とUターン、Iターンという分け方していますよね。Uターンいうたら県内出身の人が帰ってきてやるという理解、Iターンは県外の人直接高知へ来てと理解しよったんですけど、そういう概念ではないかね。これは農家出身者が農家を継ぐとか、農家をやるというのがUターン、農業分野やったらそういう概念かね。

◎田中農地・担い手対策課長 言葉の定義でございますけれども、Uターンというのは、実家が農家の方で戻ってこられる方ということですけども、新規学卒は、学校を卒業してすぐに就農した農家出身の方ということです。あと、Uターンは、全く外から来られるような方や県内の方も含めてなんですけれども、農業を家がやってなかった非農家の出身の方で農業を始められる方、あ、済いません、Iターンがそういうことです。

◎米田委員 そしたら、地理的な、いわゆる一般で言うUターン、戻ってくるとか、県外から直で来るという意味合いではなくて、農家出身かどうかということ。

それで、新規就農がふえた中身を見ると、Iターンの人が割とふえてきていますよね。

その要因はどんなに捉えていますか。

◎田中農地・担い手対策課長 やはり I ターンがふえてきているのは、まず受け皿ができてきていることがあるのかなと思います。昔は農家出身じゃないと農業ができないことがありましたけれども、最近では、例えば雇用就農ですとか、誰かに雇われる、会社に雇われるような形で農業をやられる方もふえましたし、昔苦勞されて I ターンで入ってこられた方もあって、地元にはゆかりのない方が入ってきてその人に教わりながらやっていくというところがふえてきているのかなと思っています。

◎米田委員 率直に言うて、私らも含めてそうかと思うけれども、何を今さら就農コンシェルジュかと思った、最初聞いたときに。もう今まで新規就農としきって言ったのに、今になってそんなもんつくらないかんかという率直な思いするんですけども。そういうことからしたら、I ターンもふえちゅうから、うんとその窓口は大事になるんですけども、いろんなそういう思いで取り組んでいるんであれですけども、新規就農コンシェルジュと銘打つのであれば、それは2名という体制で逆にいいですかと、そういう機能を果たせるんですかと、そこら辺は看板上げるのに意味があるのか、実態的にそういうセンター的な役割を果たすことが大事になるのか、そこらはどんなに考えて今日にその就農コンシェルジュを立ち上げようとしたのか、もう少し。

◎田中農地・担い手対策課長 これですね、今就農される方から、なかなかやっぱり窓口がわかりにくいという御指摘もありましたので、こういう名前をつけてちょっと目立たせようということでございます。ただ、今までも全くやってなかったかということ、全然そういうことはなくて、しっかり頑張ってきておりますので、それをさらに力を入れてやっていくということです。

また、まず県外から来る方の窓口ということでございまして、実際市町村の段階ではまた市町村の協議会がございまして、そこでしっかりやっていただくことで、その市町村での体制ももう一回見直して、いいところと悪いところ、多分県内あると思いますので、底上げを図っていくといたしますか、そういうこともやっていきたいと考えています。

◎米田委員 ぜひ協力して連携とり合って効果のあるものにしていただきたいと思いません。

それで、目標、年間280人、これいつまでやったかな、確かに農地の集約化という面もありますけれども、年間離職される人が大分おりますよね。そういうことも踏まえて280人になったかと思うんですけども、もっとやっぱり離職される実態から言うと、就農される人をもっとやっぱり思い切ってふやすような大胆なことをやっていかんといかんじゃないかと思うんです。年間離職数をちょっと教えてもらって、あとどんなふう目標を達成していくのかお聞きしたい。

◎田中農地・担い手対策課長 この280人という目標ですけども、2年ほど前に調査し

ましたときに、10年間で2,800人ぐらい減っていくだろうという想定のもとで、それを埋めるために10年で割って年間280人という数字を出しているところがございます。これで十分かという、もっと入れないといけないんじゃないかというお話もあると思いますし、一方では、じゃあそれを受け入れる受け皿がちゃんとあるのかという話もございまして、例えば1,000人入れたときに、1,000人とも食っていけるような農業ができるのかという、なかなか難しい面もあるのかなと思っていますので、そこは、またこの数字はいずれ見直すことになるだろうと思いますけれども、とりあえず今の目標をまだ達成しておりませんので、その達成に向けて頑張っていきたいと思っております。

◎上田委員長 それでは、以上で質疑を終わります。

御苦労さまでした。

〈協同組合指導課〉

◎上田委員長 次に、協同組合指導課の説明を求めます。

◎村田協同組合指導課長 協同組合指導課です。よろしく申し上げます。

平成27年度当初予算案について御説明いたします。

資料No.2の議案説明書(当初予算)の332ページをお開きください。

3目の協同組合指導費です。

右の説明欄2の農業協同組合等検査指導費は、農協法に基づく農協の業務や会計の状況について検査を行うとともに、定款、事業規定の認可、承認、運営指導などを行うものです。

3の森林組合検査費は、森林組合に対して森林組合法に基づく検査を行うための事務費です。指導に係る業務、定款や規定の認可、承認などの指導に係る業務につきましては、林業振興・環境部で行っておりますが、検査業務につきましては平成15年度から当課で行っております。

4の農業共済団体対策費は、農業災害補償法に基づき、国の農業共済制度を担う農業共済組合に対して業務及び会計の状況について検査、指導を行うものです。

5の農業近代化資金等融資事業費の電算システム保守委託料は、利子補給計算や償還などの資金管理システムの保守管理を委託するものです。

以下、農業者に低利資金の融通を図るために農業近代化資金を初め、次のページにかけて列挙しております各種制度資金について利子補給を行うものです。

次の333ページをお願いします。

6の高知県農業信用基金協会特別準備金出えん金は、近代化資金等で無担保、無保証人の融資を行う際、保証業務を行う上で必要となる保証事項の準備金として、基金協会が積み立てる経費の一部を出捐するものです。

7の農業改良資金助成事業特別会計繰出金は、特別会計で必要な事務費を一般会計から

繰り出すものです。

その下の農林水産業共同利用施設災害復旧事業費は、台風などによる農協等の共同利用施設の被害について、その復旧に要する経費を補助するものです。

次のページからの債務負担行為については、それぞれの資金について各償還期間に係る利子補給の限度額を計上したものです。

以上、一般会計の当初予算の総額は2億886万1,000円で、対前年度比で98.7%となっております。

次に、特別会計につきまして、796ページをお願いします。

この特別会計は、農業改良資金と就農支援資金の2つの資金を区分経理するために設置されたものです。現在、これらの資金については、貸付主体が県から日本政策金融公庫に移っていますが、以前に県が貸し付けた分の償還金について、経理を区分して管理を行っております。

農業改良資金の貸付勘定科目の説明欄1 償還金3,327万5,000円と2の一般会計繰出金1,663万9,000円の合計4,991万4,000円につきましては、26年度中に県に償還があったものを資金造成元であります国と一般会計に返還するものでございます。

次の797ページをお願いします。

就農支援資金の貸付勘定科目の説明欄1には882万6,000円を貸付枠として計上しております。

2の償還金と3の一般会計繰出金の合計4,077万2,000円については、約定などに基づき、造成資金を国と一般会計に返還するものです。

以上、特別会計の当初予算の総額は1億592万円で、対前年度比で60.1%となっております。これは先ほど部長からの説明にもありましたとおり、制度改正によりまして就農支援資金の貸付主体が県から日本政策金融公庫に変更となったことによるものでございます。

次に、平成27年2月補正予算案について御説明いたします。

資料No.4の議案説明書（補正予算）の174ページをお願いします。

3目の協同組合指導費です。

説明欄1の農業近代化資金等融資事業費については、利子補給承認実績が当初の見込みを下回ったため、減額補正を行うものです。

2の高知県農業信用基金協会特別準備金出えん金は、高知県農業信用基金協会に出捐する特別準備金が当初の見込みを下回ったため、減額補正を行うものです。

同じく3の農業改良資金助成事業特別会計繰出金も、農業改良資金の債権管理に要する経費などが当初見込みを下回ったものでございます。

次に、特別会計の補正予算案について、396ページをお願いします。

農業改良資金の1の貸付勘定です。造成資金については、順次造成元であります国と一般会計に返還をしておりますが、平成26年度予算では25年度中に県に償還があったものを返還しますが、償還が見込みより少なかったことから減額補正を行うものでございます。

2の業務勘定、農業改良資金管理運営費につきましても、債権管理に係る経費が当初見込みを下回ったものでございます。

その次の就農支援資金助成事業費につきましても、融資額が当初見込みを下回ったために、貸付勘定の貸付金を減額するとともに、これに伴う業務勘定の就農支援資金管理運営費を減額補正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

◎上田委員長 それでは、質疑を行います。

(なし)

◎上田委員長 それでは、質疑を終わります。

〈環境農業推進課〉

◎上田委員長 次に、環境農業推進課の説明を求めます。

◎美島環境農業推進課長 よろしく申し上げます。

環境農業推進課の平成27年度一般会計当初予算と26年度補正予算につきまして御説明させていただきます。

また、関連しますので、お手元にお配りしてあります議案に対する補足説明資料の農業担い手育成センター及び次世代施設園芸団地の進捗状況につきましても、予算説明の中であわせて御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、平成27年度一般会計当初予算について説明させていただきます。

②の資料、議案説明書の335ページをお開きください。

まず、歳入について説明させていただきます。

8款使用料及び手数料は、農業大学校の授業料等です。

9款国庫支出金の8目農業振興費補助金は、次世代施設園芸導入加速化支援事業費補助金等の減額により、前年度より4億8,333万9,000円の減額となっております。

336ページをお願いします。

12款繰入金に農業担い手育成センター及び南海トラフ地震対策の財源として基金から繰入金を9,054万9,000円計上しております。

14款諸収入は、研究機関等の受託事業収入等です。

337ページをお願いします。

15款県債の7目農業振興費は、研修用宿泊施設建設工事等及び農業技術センターの耐震対応、重油タンク及び防油堤設置工事に充てることにしております。

27年度の歳入は、26年度より4億8,259万円の減額となっております。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

338ページの説明欄をごらんください。

4目農業技術費の1人件費は、環境農業推進課、農業技術センター、農業大学校、農業振興センター等の職員の人件費です。

339ページをお願いします。

農業振興センター普及活動費は、普及指導員の活動に必要な経費や物品の購入、機動力の整備に要する経費です。

次の4普及指導活動強化促進事業費は、産業振興計画の推進を図るため、普及指導計画に基づく普及指導活動を推進するとともに、普及指導員の専門性を高めるための体系的な研修を実施するための経費です。

次の5農業経営改善支援事業費は、農業の担い手を確保・育成するため、産地提案型による新規就農者の受け入れ体制整備や定着支援を行うとともに、個々の経営分析、診断結果から経営管理を実施する農家を育成するための経費です。これは普及指導員が行う活動費になっております。

340ページをお願いします。

6農産振興対策事業費は、県産米のブランド化や水稻の奨励品種を決定するための試験圃の設置など、水稻の生産性向上のための経費と薬用作物の栽培技術確立のための実証圃の設置などに要する経費です。

1つ目の県産米ブランド化推進事業費補助金は、米ブランド化アドバイザーの支援を受けて、品質、知名度の向上などに取り組む生産組織などに対して補助するものです。

次の7こうち農業情報総合化推進事業費は、農業分野の情報を活用するため、農業者、農業団体、行政機関を結ぶネットワークとして開設しているこうち農業ネットを維持管理するための経費です。

1つ目のこうち農業ネットシステム改修等委託料は、CMSに対応していなかった病害虫診断依頼、普及指導活動情勢報告におけるこのシステムの改修と、こうち農業ネットの安定した動作を図るため、システム運用支援を委託するものです。

農業大学校運営費は、いの町にあります農業大学校の運営に要する経費です。

次の9農業大学校研修教育推進事業費は、農業後継者などを対象に農業に対する技術や経理についての実践的な教育を実施する経費です。市場調査、篤農家など外部講師による講義、農家研修など、授業内容の充実に努めております。

341ページをお願いします。

2つ目のほ場管理業務等委託料は、圃場管理や学生寮の舎監業務などを外部委託するものです。

次の10農業担い手育成センター整備事業費は、I・Uターン就農希望者などの技術研修

や就農先とのマッチング支援、また先進技術の実証とあわせて、県内の農業者や指導者に対する先進技術研修等を行う農業担い手育成センターの整備に要する経費です。

3つ目の公有財産購入費は、農業担い手育成センターで使用する水の安定確保のため、民間の井戸を取得するものです。

次の11農業担い手育成センター運営費は、農業担い手育成センターの運営に要する経費です。

次の12農業担い手育成推進事業費は、同センターの研修生や県内の農業者などの研修に要する経費です。

342ページをお願いします。

13農業担い手就農支援事業費は、就農希望者に基礎から先進技術などの研修、実証の場を提供するとともに、就農に向けた産地とのマッチングを支援するための経費です。

2つ目の就農研修指導業務等委託料は、研修実証圃の管理業務などを外部委託するものです。

担い手育成センターの事業進捗状況について御説明いたしたいと思います。

議案に関する補足説明資料の13ページをお願いします。

13ページの1の体制の強化でございますが、施設整備はこの2月に高軒高ハウス2棟、低コスト耐候性ハウス5棟を建設いたしました。長期研修用宿泊施設につきましては、CLT工法による建設についての代理認可がございましたので、3月下旬には実施設計を終了し、7月に着工、28年2月に完成する予定となっております。完成後の28年4月からは、長期研修生の定員を現在の20名から40人に拡大することとしております。また、本館など既存施設の修繕工事や調査分析機器の整備は27年度中に完了する予定でございます。

16ページをごらんください。

真ん中の上にありますけれども、これは担い手センターを上から見た写真です。青が高軒高ハウスを、緑色が低コスト耐候性ハウス、黄色が既存ハウスを示しております。下のほうに現在の状況を写真等で示しております。宿泊施設は右の上のほうにありますけれども、次のページにイメージ図がありますので、そちらをごらんください。

延べ床面積が723.6平方メートル、部屋数は1階が12室、2階が8室で、それぞれの階に談話室や簡易台所なども整備することとしております。また、2階の8室は女性用とすることを計画しております。

13ページにお戻りください。

(2)の職員数ですが、26年度の10名体制から27年度につきましては14名体制に充実することとしております。研修・実証業務、就農支援業務などを充実するようにしております。

2の26年度の実績につきましては、26年度の長期研修生、26年度生につきましては

16名、うち県外出身者は7名となっております。

3の今後の対応ですが、課題は研究生をいかに確保するかでございます。そのため、現在東京、大阪、高知の3会場で開催しております①のこうちアグリスクールを27年度は名古屋会場を加えた4会場とし、定員も現在の100名から130名にふやすこととしております。

また、こうちアグリスクール生などを対象とした②の高知県の農業を見る体験ツアーですが、本年度は試行的に大阪を対象にしましたが、27年度は大阪に加えまして東京、名古屋でも開催することとしております。

③の産地提案型の相談会と④の就農コンシェルジュにつきましては、農地・担い手対策課からも説明がありましたので、ここでは省略いたします。

⑤のインターネット活用については、研修生はインターネットによって情報を収集をする頻度が高くなっております。そのため、専門業者の提案も受けながらPR方法を工夫してまいりたいと考えております。

14ページをお願いします。

(2)の研修機能の強化につきましては、こういう科目や実習の品目数をふやして、研修生が希望する品目を学ぶことができるようにしたいと考えております。

また、県内の農業者などを対象とした農業基礎講座、オランダの技術者や農業経営、流通の専門家など外部講師を招いた先進技術経営セミナー、こういったものの開催を計画しております。

(3)の実証機能の強化につきましては、27年度からは新たに高軒高ハウスで環境制御技術によるトマトの養液栽培や低コスト耐候性ハウスや、露地圃場を活用した中山間地域の有望品目であります三色ピーマンや葉草などの実証機能を充実させてまいります。

次のページをお開きください。

これは農業担い手育成センターの強化策をまとめたものでございます。左上にありますように、強みといたしましては、IPM技術や環境制御技術を研修生が希望する品目で学べること。実証圃を活用した現地検討会やセミナーなどに県内の農業者とともに参加することで交流ができること。研修期間中に農地や住宅などを確保することができることなどを上げております。

真ん中のピラミッドの頂点の部分にありますけれども、雲で囲っております、これまで研修生の約70%が就農しております。こういったことから、新規就農者を確保するためには担い手センターのこうした強みをいかにPRしていくかが課題になると考えております。

ピラミッドの真ん中に記載しておりますが、矢印の下のほうから、就農に漠然とした興味を持つ段階、就農を意識している段階、就農を目指す段階までについて、左側が県内、

右側が県外を対象にそれぞれ整理しております。丸の中に括弧と書いてある、これは26年度から既に取り組んでおります拡充の部分です。それから、丸の新と書いてあるのは27年度以降新たに取り組むものです。

主な強化策につきましては、先ほど紹介しましたので、ここでは省略します。

なお、右の上のほうに担い手センターの体制強化に向けた1期から3期までの内容を記載しております。

また、18ページには建設工事の工程もつけておりますので、またごらんいただきたいと思っております。

28年4月から研修生40名の施設等につきましても、フルスペックでのスタートを計画しております。

お手数をおかけします。②の議案説明書の342ページにお戻りください。

14の次世代施設園芸団地整備事業費について御説明します。

この事業は、オランダ並みの収量を目指した次世代施設園芸モデル団地を整備し、運営するための経費です。

1つ目の測量登記委託料は、基盤整備後の圃場の確定測量をした後、団地で営農する3事業者に対して土地の貸借を行うために必要な地番等の登記事務に要する経費です。

3つ目の次世代施設園芸導入加速化事業費補助金は、次世代施設園芸団地を効果的に運営するための支援組織でありますコンソーシアムの活動経費に対し補助するものです。

たびたびで恐縮でございますけれども、ここで次世代団地に係る進捗状況について御説明させていただきたいと思っております。

先ほどの議案に関する補足説明資料の中の環境農業推進課のインデックスのついた4ページをお願いします。

1の基盤整備でございますが、基盤整備については3月17日に完了する見込みです。一部パイプラインや揚水機場の工事はこれからになります、そちらのほうも27年7月中には完了する予定でございます。

用水確保についてですが、5ページの図をごらんください。

左上のほうが次世代団地の敷地ですが、青色で白抜きのT-1のマークがございます。これは団地の貯水タンクをあらわしております。あと、赤の丸印、これが団地用の井戸、赤の枠に黄色の丸が担い手センターの井戸、赤の線が次世代団地のパイプラインを、白と青の点線が担い手センターのパイプラインを、また水色の丸、これは水位計を設置した既存の井戸、周辺住民の井戸も含めて示しております。

先ほど最初に言いました青のT-1の下のほうに記載しておりますけれども、団地で必要な揚水量は夏場で最大1日当たり500トン、冬場で最大1日当たり250トンでございます。昨年、揚水量を調査したところ、夏場は周辺井戸に影響がないことを確認いたしました。

たけれども、12月から1月の冬場の調査では、図の右上の赤丸の横に黄色で次世代団地①と示している井戸、ここから1日当たり300トンをくみ上げますと、その少し下にあります水色の④の民間の井戸に影響が出ることがわかりました。そのため、当初はこの①の井戸からの取水をメインに計画していたのですけれども、中ほどにあります次世代井戸②に③を加えた①、②、③の3つの井戸から広く薄く取水することで、周辺井戸に影響が出ないように計画を変更しております。また、周辺住民の井戸には水位計、周辺が5カ所、担い手1カ所でございますが、担い手センターの敷地内の担い手センターの井戸は1カ所、計6カ所設置しておりますが、影響が出た場合は①の井戸からの取水をストップすることで住民の御理解を得たところでございます。その場合、団地で必要な水の確保につきましては、地図の左やや下にあります農業担い手センターの貯水タンク、T-2から送水できるよう対策を講じてまいります。

4 ページをまたお願いします。

次に、2の集出荷場、ハウス等の施設整備についてですが、現在入札に向けた準備を進めているところで、実施設計が2月27日に終了しまして、3月4日に公告を行ったところでございます。

なお、建設工事は28年3月に完了する予定で、28年8月からは予定どおりにトマトの養液栽培を開始できる見込みとなっております。

次、3の雇用の確保でございます。

この事業では、3社合わせて幹部従業員8名、その他の従業員67名の雇用を見込んでおります。幹部候補生につきましては、3月に採用し、四万十みはら菜園で技術研修に入ることになっております。その他の従業員につきましては、28年8月から10月の3カ月間に分けて採用する計画ですが、町内の雇用だけでは不足することが懸念されますので、昨年9月に県の雇用労働政策課や移住促進課、四万十町の関係各課などで組織します雇用対策プロジェクトチームを設置しまして、周辺地域や県外からの雇用や移住者のための住宅の確保といったことも含めて検討を進めているところでございます。

次に、4の種苗供給施設ですが、この事業では苗の安定供給のための種苗施設の整備が条件となっております。そのため、県内の種苗会社に参入意向を確認しましたが、その意向がないということでしたので、昨年からは愛媛県の大手中種苗会社との調整を進めてまいりました。その結果、この3月2日に高知県の企業として四万十町に進出するという意思決定がなされたとのことですので、今後は国庫補助事業の活動など、県として必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

5のおが粉製造施設についてでございますが、四万十町森林組合が事業主体となりまして、国のリース事業を活用して施設整備を行う計画でございます。施設の整備は、これまで27年3月から行う計画であると伺っておりましたが、建屋整備の実施主体やシステム仕

様の決定に時間を要したため、27年4月から整備を行うことになったとお伺いしております。この計画は、27年11月からの試験稼働、28年10月から団地への燃料供給を行う計画であると伺っており、現在導入するシステムや機械の仕様、おが粉の原材料の確保などについて、四万十町森林組合、四万十町、県などの関係者で協議を進めているところでございます。

次に、6ページをごらんください。

12月の委員会におきまして、国に提出している事業費と、その時点での暫定版の経営試算について報告しておりましたが、その後事業者と仕様などについての打ち合わせを行う中で変更がございましたので、2月時点の計画書の事業費について御報告させていただきます。

表の上の枠内は県の行う基盤整備と補助金を合計した全体の事業費、下の枠内が事業者への施設整備などへの補助金の事業費を記載しております。それぞれ12月時点、2月時点とその差額についてお示ししております。

補助金につきまして、施設整備とリース事業に分かれており、その増額の主な理由について備考欄に記載しております。

まず、施設整備費の備考欄をごらんください。表のやや下になると思います。

ハウスの軒高を5メートルから6メートルに変更したこと。残渣などの処理施設を追加したこと。ハウスの出入り口で病害虫の除去を行う衛生管理設備を追加したこと。青果ラインを強化したことにより増額。その一方で、おが粉ボイラーを6台から3台。これはもう販売の取り組みの中で品種がある程度決定したことで、当初の16度で予定しておいたものから12度と温度が低い品種でいけるということですので、ボイラーを減じております。こういったこと等の減額もありまして、事業費は全体で631万4,000万円の増額となっております。

下の欄のリース事業費の備考欄をごらんください。

ここでは炭酸ガス供給施設としてLPGボイラーを3台から6台にふやしたこと。液化炭酸ガスによる炭酸ガス供給装置を追加したことにより増額。一方で、複合環境制御のメイン装置を各社ごとを3社で共有することにしたこと。環境モニタリング装置を県の備品として担い手センターに整備することでの減額がありまして、全額では1億7,723万4,000円の増額となっております。これによって、一番下の行に記載しております事業費に係る事業者のリース料金が1億6,815万8,000円の増額となっております。

なお、国費につきましては、原則増額が認められておりませんでした。12月以降にリース事業分で907万6,000円の追加が認められたため、網かけ部分になりますけれども、網かけ部分の差額の欄、この907万6,000円を今回の補正予算に計上しております。

続いて、7ページをごらんください。

2月15日時点での団地の整備状況の写真を添付しております。基盤整備は完了間近になっております。

続いて、2月時点での3社の経営試算を8ページから10ページにお示ししております。

8ページをごらんください。

主な変更点でございますが、10アール当たりの収量が37トンから38トン、3年目あたりを見ていただいたらよろしいかと思いますが、ふえた点、これは軒高を1メートル高くしたことで、炭酸ガス施用量をふやしたことによる増収効果を見込んだものでございます。

次に、単価はふえておりますが、これは販売先の候補者との交渉の結果と東京都中央卸売市場の販売調査結果を参考に見直したものです。

②の労務費につきましては、収量の増加、選果機的能力アップ、従業員の雇用形態や給与、役員報酬などを見直したもので、事業者によって増減がございます。

次に、製造原価ですが、主にLPGボイラーと液化炭酸ガス装置の設置に伴うリース料と液化炭酸ガス導入に要する経費の増額によるものです。そのほかには、収量増に伴う材料費の増加なども増額の要因となっております。

次の販売及び一般管理費につきましては、広告宣伝費や交際費などを新たに追加したこと、収量の増加に伴い、荷づくり運賃が増加したことによるものでございます。

11ページには事業の工程表をお示ししております。

また、最後の12ページには、次世代施設園芸団地と種苗供給施設、木質バイオマス燃料製造施設の位置を地図の上にお示ししております。

以上で次世代団地の進捗状況については説明を終わりたいと思います。

もとの②の議案説明書（当初予算）の342ページにお戻りください。

5目の環境保全型農業費について御説明いたします。

1の環境保全型農業総合対策事業費は、天敵利用などIPM技術の県内全域への普及やオランダ国との交流、有機農業の推進、ギャップによる生産工程管理などを推進するための経費でございます。

2つ目の環境保全型農業推進事業費補助金は、天敵などの購入経費や有機JAS認定手数料などに補助するものでございます。

3つ目の環境保全型農業直接支払交付金は、化学肥料や化学合成農薬を5割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行うか、または有機農業に取り組む場合に補助するものでございます。

次の環境保全型農業直接支払推進交付金は、市町村が行う確認作業などに要する経費を交付するものです。

343ページをお願いします。

2植物防疫総合対策事業費は、病虫害発生予察や農薬の適正使用などの病虫害対策や農

薬残留分析など、安全・安心な防除対策に取り組むための経費でございます。

1つ目の病虫害発生状況調査委託料は、病虫害の発生予察に必要な調査の一部を委託するものでございます。

次の農薬残留分析委託料は、出荷段階における残留農薬の検査とマイナー作物の農薬登録の適用拡大に必要な農薬残留データ作成のための分析を民間分析機関に委託するものです。

続きまして、6目の農業試験研究費でございます。

1 農業技術センター管理運営費は、農業技術センター果樹試験場、茶業試験場の運営に要する経費です。

2つ目の園地除草等委託料は、果樹試験場園地の草刈りを民間業者に委託するものです。

344ページをお願いします。

農業試験研究費は、試験研究機関において、天敵などの環境保全型農業技術、高品質多収技術、優良品種の育成、農産物の鮮度保持技術、オランダの先進技術を本県の気象条件、ハウス条件に適するように再構築する新施設園芸技術などの64課題について研究開発に取り組むものでございます。

1つ目の実験補助業務委託料は、農業技術センターにおける実験器具の洗浄などを民間業者に委託するものです。

野菜遺伝資源更新等委託料は、遺伝資源として保存している植物の種子等の更新と増殖を民間業者に委託するものです。

3つ目の施設維持管理委託料は、ハウスのビニール張りかえ作業や畝間の草刈り等を委託するものです。

環境農業推進課の当初予算は31億4,867万4,000円で、前年より4億9,320万5,000円の減額となっております。

続きまして、26年度補正予算を説明させていただきます。

④の資料、議案説明書（補正予算）の175ページをお願いします。

歳入については歳出のほうで説明させていただきますので、省略いたします。

177ページをお願いします。

4目の農業技術費の1次世代施設園芸団地整備事業費の1つ目、次世代施設園芸導入加速化支援事業費補助金につきましては、次世代団地の進捗状況のところの説明いたしましたので、省略させていただきます。

2つ目の次世代施設園芸導入加速化推進事業費補助金は、26年度当初予算化してございましたコンソーシアムの活動費の一部が国の財源不足によりまして認められなかったため、国費315万5,000円の減額補正を行うものです。

これら差し引き592万1,000円の補正予算を計上しております。

2 農業担い手就農支援事業費の農業技術研修業務委託料は、国の補正予算対応のため、平成27年度当初予算を前倒しするものでございます。

右の説明欄の一番下に財源更正と書いてございます。これは当初予算の歳入として計上してありました農業大学の授業料及び生産物売払収入等につきまして、歳入の見込みが予定より少ないことから、使用料及び財産収入、雑収入を一般財源に振りかえるものでございます。

178ページをお願いします。

5 目環境保全型農業費の1 環境保全型農業総合対策事業費の2つ目の環境保全型農業推進事業費補助金の減額は、天敵等が予想以上に防除効果を示し、補助対象資材の導入が当初計画より少なく済んだことによる需用費の減によるものです。

次の環境保全型農業直接支払交付金と環境保全型農業直接支払推進交付金の減額は、事業費の減によるものです。

2 植物防疫総合対策事業費の減額は、国からの受託事業が見込みを下回ったことと入札減などによるものです。

6 目農業試験研究費の1 農業試験研究費につきましては、国からの受託事業が見込みを下回ったことなどによるものです。

続きまして、180ページをお願いします。

繰越明許費につきまして御説明いたします。

農業担い手就農支援事業費は、国の補正予算に対応するためです。

次の次世代施設園芸団地整備事業費の繰越予定額の変更は、12月補正のとき、パイプライン、揚水機場に係る基盤整備と施設整備及びリース事業につきまして20億7,519万7,000円の繰越を予定しておりましたが、国の2月補正でリース事業について900万円余り国費の増額が認められたため、繰越予定額を20億8,429万3,000円に変更するものです。

以上で環境農業推進課の27年度当初予算と補正予算について説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

◎上田委員長 ここで一旦休憩とします。再開は午後1時15分といたします。

(昼食のため休憩 12時21分～13時14分)

◎上田委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ここで審議に入る前に委員の皆様をお願いしたいことがございます。

皆様御存じのように、本日東日本大震災から4年を迎えます。そこで、地震が発生しました午後2時46分に震災により犠牲となられた全ての方々に哀悼の意を表するため黙祷を

ささげたいと存じます。時間になりましたら私のほうから声をおかけいたしますので、皆様の御協力をお願い申し上げます。

それでは、引き続き質疑を行います。

◎樋口委員 ここは機能性食品の分析の担当になりますね。

◎美島環境農業推進課長 米はうちのほうが担当しております。

◎樋口委員 野菜は違うか。

◎美島環境農業推進課長 野菜も研究のほうはやっております。

◎樋口委員 その分析はおたくが担当じゃないかね。

◎美島環境農業推進課長 はい、そうでございます。

◎樋口委員 私も予算委員会で聞いたけれどもね。この重要な一つのターニングポイントのときに、やることが遅いし、450万円か、分析もごく少数の一部でしょう。それじゃあなかなか意欲的に野菜をつくっている人の成分なんかわからんですわ。だから、意欲的な農家に対してもう少し受け入れをやっちゃらんと、このままでは本当におくれますよ。その450万円程度とは言われんけど、他県に比べてリーダーシップをとろうとしなかったんですか。

◎美島環境農業推進課長 農業技術センターで、研究は15品目やるようにしております。それから、昨年度に地域に照会かけまして、特別な栽培をされておられる方、分析の依頼のある方については募集してやっております。大体8グループ、9品目が来ております。来年度予算で抗酸化性なんかの分析機器を導入するようにしますので、そういう対応ができるようになるかと思えます。

それから、全国平均的な研究機関におきます研究費用の大体平均的なところで、多いところは2,000万円とか1,000万円超すところが何カ所かありますけれども、それは国の事業を導入してやっております。

◎樋口委員 部長、勝負どきやけど、どう思います。

◎味元農業振興部長 今、予算のお話がありました。実際来年度の農業技術センターの分析のための予算は、機器の導入経費ですけれども、予算自体というよりは、きちっとお話があったものを受け入れて分析をしていくということでございますので、予算上それほど大きなものは出てきていないのが正直なところでございます。

ただ、さっき課長が申しましたけれども、昨年、委員の御質問いただいて、その後きちっと対応しますとお話を申し上げて、その中で要望があったものについては、相手方と十分話をして、きちっと分析をするということで今対応しておりますので、御要望があればきちっと受けてやっていく、研究のほうでそういう対応をとっておりますので。

◎樋口委員 それともう一つ、ちょっと気づいたのは、農業技術センター管理運営費、掃除代だけで年間3,100万円かかっています、除草も含めて。これは必要と言ったらそうか

もわからんけど、毎年掃除で3,100万円というのはどう思われます。

◎美島環境農業推進課長 3年間の管理委託のところ。

◎樋口委員 3年間か。年間1,000万円ということやね。はいわかりました。

◎米田委員 井戸の件で、ちょっと現地がよくわかりませんが、こういう対応でやれば地元への影響もまあ大丈夫だという認識でいいのか。パイプなんか長いですよ。そこらはちゃんと予定どおりできるのか。

◎美島環境農業推進課長 昨年12月から今年の1月にかけて揚水調査しております。その中で必要量の水は確保されておりますし、もし周辺に影響があった場合は担い手センターの水を回すことで、担い手センターは次世代団地に比べまして10分の1ぐらいの水量で済みますので、そちらのほうを回すという対応で、水は大丈夫だということです。

◎米田委員 そしたら、地元の人たちとの話し合いもちゃんとついて、同意も得ちゅうという、井戸水問題では。

◎美島環境農業推進課長 合意を得るに当たって何回か説明会も開催いたしましたし、その中で説明もしております。

なお、今後につきましては、先ほど地図のところの説明しましたが、地元も含めて周辺井戸も含めて水位計を設置して、地域住民と県の職員で常時情報提供をするような協議会組織を立ち上げております。その中で情報提供して、その都度協議しながら対応していく体制をとって納得していただいております。

◎米田委員 わかりました。

それともう一つ、議案関係の資料の4ページで、企業立地課ともちょっとお話しさせてもらうんですけども、例のこの次世代の施設にとって決定的に大事な種苗供給施設、今からやるんですけども、万が一例えば撤退とかそういう心配も含めて、この種苗施設がないとこれはもともと成り立たん施設と思いますので、大プロジェクトですが、そこら辺はこれ合意して、国庫補助事業に向けて準備中とか書いて、非常に漠然としているんですけど、十分この事業に耐え得る会社なのか、そこら辺を含めて納得いくよう説明してください。

◎美島環境農業推進課長 現在調整しておる会社は、もう名前も意思決定されましたので申し上げてええと思えますけれども、愛媛県のベルグアースという会社でございます。年間の販売高が32億円、日本でもトップの種苗会社でございます。高知県にも園芸連を通じまして年間160万本、約2億円の苗を供給しておる会社で、今後事業拡大するに当たって、どうしても高知県には進出してみたいという意向がありますんで、まず大丈夫だということです。あと、高知県の企業として進出するということですが、愛媛県のベルグアースに加えて、まだはっきり意思決定をしているわけじゃないですけども、ここに参加する県内の事業者もこの会社に出資していく意向を持っておりますんで、そういう形で県内

に進出していただけると信じております。

なお、国の事業はできるだけ活用できるように鋭意努力しておるところでございます。

◎米田委員 施設側にとっても、また進出される企業にとっても、園芸連とかにもつながりもあり、現地でそういう施設をつくれば、企業にとっても非常にいいと、双方の思いが一致しゆうということですかね。

◎美島環境農業推進課長 そうでございます。企業側も、高知県の他企業に迷惑をかけることは当然考えていませんので、当面の間はその160万本、今高知県に来ておる苗の配布、売り上げ、その辺をめどに当面はやっていきたいと。

なお、最近種苗業界もかなり厳しいようで、必要があればまた拡大もするようなことを言っておりましたけれども、まだ現在のところ県内企業に影響する進出の仕方でもございませぬし、もともとあった2億円が愛媛県に行くか、高知県に落ちるかということですので、向こうのほうは事業拡大の意向がありますんで、双方にとってメリットがあるかと考えております。

◎米田委員 ベルグアースの子会社とかということで、どこかが出資して、新しい高知県の企業という形になるんですかね。どういう経営形態。

◎美島環境農業推進課長 今言われたような形態になります。このベルグアースと山口園芸、それと今回次世代に参加する事業者。事業者がどの程度出資するかは、まだわかりませんが、出資はしていきたいということでそういった形になろうかと思っております。

◎米田委員 ぜひ、いわゆる次世代施設園芸団地の実質的には核となる事業でありますので、そこら辺十分注視もしながら対応していただきたいと要請しておきます。

◎金子委員 ちょっと勘違いかもわからん。1点教えてください。

農業経営改善支援事業費、次世代担い手育成事業ですね。お話聞きましたら、例えば農地担い手対策課の業務ですね、新規就農も踏まえてこれ一体的にやったほうが効果がどうかと思いますがそれについて。

◎美島環境農業推進課長 まさしくそのとおりでございまして、この事業は普及指導員、農業振興センターが産地提案型、それから担い手センターとか県外からの就農希望者を受け入れるために、普及指導員が活動する経費が1つです。それと、産地・流通課とも連携しますけれども、今後次世代型のモデル団地、環境制御技術を入れた施設ができますので、そういう大規模な施設のほうへの経営コンサル、それから新規就農者のフォローアップを農地担い手対策課、産地・流通支援課の事業とも連携する形で、普及員の活動経費を組んでおります。

◎上田委員長 それでは、以上で質疑を終わります。

〈産地・流通支援課〉

◎上田委員長 次に、産地・流通支援課の説明を求めます。

◎西本産地・流通支援課長 産地・流通支援課でございます。よろしくお願いいたします。
す。

当課に係ります議案、平成27年度の一般会計当初予算と26年度の補正予算につきまして、議案書に沿いまして御説明をさせていただきます。

まず、お手元にお配りをしております別添の報告事項につきましても予算説明の中であわせて御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、産地・流通支援課所管の平成27年度一般会計当初予算案の概要でございます。

資料No.の2、当初予算議案説明書の345ページをお開きください。

歳入でございます。歳入は4億7,415万5,000円でございます。

国庫事業の活用に伴います国庫補助金、過年度収入及び東京の職員宿舍の共益費等の諸収入でございます。国庫補助金の詳細につきましては、後ほど御説明をいたします。

346ページをお願いいたします。

歳出でございます。総額は18億2,799万7,000円で、前年度比較で8億8,247万9,000円、率にしまして93.3%の増となっております。主な理由は、昨年9月補正で債務負担行為として計上しました次世代施設園芸モデル事業や国庫補助事業を活用した競争力強化生産総合対策事業の増額などによるものでございます。

7目につきまして主なものを右の説明欄に沿って御説明をさせていただきます。

まず1の人員費は、当課職員21名の給与費です。

2の園芸戦略推進事業費は、園芸農業を振興していくため、県園芸戦略推進会議などを開催しまして、まとまりのある産地づくりに向けて取り組むものでございます。

3の施設園芸産地確立事業費の園芸用ハウス整備事業費補助金につきましては、別添の報告事項、農業政策課のインデックスのついたA3判資料でございます。産業成長戦略、平成27年度の改定ポイント、A3判の15ページのハウス整備関係事業の見直し概要という資料がございますが、この資料をごらんいただきたいと思います。

部長の総括説明にもありましたとおり、26年度には3つの事業が2つの課にまたがっていたことから、一本化できないかとの声や、またそれぞれの事業に課題がございましたことから、27年度は統合しましてそれぞれの課題を解消したいと考えてございます。

まず、現在の事業と課題についてでございますが、のれん分けができます研修ハウスの整備を行う新規就農トータルサポート事業は、市町村や農協が事業主体でないため、活用できる地域が限定されておりました。また、中古のハウスが研修に活用できないといった課題もございました。次の園芸用ハウス活用促進事業では、新規就農者などを対象に中古のハウスの改良を支援するものでございますが、レンタルハウス整備事業に統合できないかとの声もございました。こうしたことを踏まえまして、右にありますように、3つの事業を統合しまして園芸用ハウス整備事業としたいと考えています。

統合に伴います改善点としまして、まず研修区分を設けまして研修用のハウスの整備を可能とする点、また事業主体に農協や市町村を加える点、また中古ハウスの改良も新たな補助対象とする点でございます。このことによりまして県全域で研修やのれん分けが可能となりますし、中古ハウス活用による研修にもつながります。さらに、1つの事業で研修段階から計画的に活用することができるようになりますので、関係機関や農業者の皆様の使い勝手が向上するものと考えているところです。27年度には約14ヘクタールのハウス整備を計画しているところでございます。

次に、園芸用ハウス災害復旧事業費補助金でございます。同じ資料の16ページをごらんいただきたいと思います。

本事業は、自然災害からの早期復旧を図るために、レンタルハウス整備事業の災害復旧区分を取り出した新規事業でございます。レンタルハウス整備事業では、実施までに事業主体の承認など手続きが多く、時間がかかるといった課題がございました。また、去年の台風被害におきましては、広範な被害の発生から国の被災農業者向け経営体育成支援事業が活用できたところではありますが、事業要件がクリアできず、利用できない方もおいでました。こうした状況を踏まえまして、広範な被害でなくとも農業経営の根幹にかかわるような被災を受ける場合がございますので、農業者の経費負担を軽くし、速やかな復旧を図ることなどを目的としまして本事業を設けたいと考えてございます。

この事業では、園芸施設共済への加入を前提要件とします。復旧に要する経費と共済金との差額の15分の8を県と市町村とで支援するものでございまして、補助率がアップする園芸施設共済との組み合わせを行うことで農業者の負担が軽減をすると考えてございます。また、経営体である農業者を新たに事業主体とします。農業者が事業主体となる場合には、高齢の方でも資金利用が要件とならず、事業活用が可能となることや、また復旧に係る入札までの期間を、従来レンタルハウス整備事業では2カ月かかっていたところを1カ月まで短縮できるものと考えてございます。

議案書の346ページにお戻りいただきまして、次の燃料タンク対策事業費補助金でございます。南海トラフ地震などによる燃料タンクからの重油流出による火災など、そのリスク減を図る事業でございますが、27年度からは政策提言によりまして創設されます国の施設園芸産地防災実証モデル事業がスタートしますので、この国の事業を組み込みながら、燃料タンクの削減及び流出防止装置つきタンクへの置きかえに加えて、防災プログラムの策定などの支援を行うこととしてございます。また、国の事業では、防油堤も従来対象になってございませんでしたけれども、県の事業では、補助対象となりますことから、県の事業におきましても一体的にこの防油堤を補助の対象にしていくことを考えているところでございます。

次の次世代施設園芸モデル事業費補助金、またもう一回改定のポイントの14ページをご

らんいただきたいと思います。

9月の当委員会で御説明をしました次世代型こうち新施設園芸システムの導入支援でございます。議案書の次世代施設園芸モデル事業費補助金につきましては、この上段右上に記載をしている事業でございます。当初の予算分合わせまして、9月には5カ所程度と御説明をしておりましたが、要望状況を踏まえまして6カ所の整備を支援したいと考えているところでございます。

関連をしますので、同じ資料の24ページをごらんいただきたいと思います。

カラー刷りの資料24ページにつきまして御説明をさせていただきます。

農業分野への企業参入の推進について取り組みイメージをまとめた資料でございます。

まず、左下でございます横棒のグラフをごらんになってください。22年センサスをもとにして県内施設園芸農家の経営規模を金額別に分類したものです。総数4,891戸のうち、販売額1,000万円未満の農家が3,291戸と、およそ7割を占めている状況でございます。資材の高騰などによりまして農業の所得率は低下をしております。安定した生活を営める農業所得を上げるためには、販売額で1,000万円以上が必要と考えているところでございます。本県農業を力強く持続可能なものとしていくためには、この1,000万円以上の規模の農業者を力強い家族経営体として育成していくことが非常に重要になってまいります。

また、産業の活力という面から考えますと、さらに5,000万円以上、1億円以上あるいは3億円以上と、上のクラスになりますが、本県農業を引っ張っていく農業者、こういった方もふやしていかななくてはなりません。本県農業の動向を見ますと、農業産出額のピークは平成5年でございます。産出額で1,453億円と、現在のおよそ1.5倍の規模でした。また、ハウスの面積を見ましても、平成5年に2,000ヘクタールありましたものが、現在では1,500ヘクタールを若干下回っている状況でございます。こうした生産の縮小に歯止めをかけ、本県農業を活力あるものにしていくために、次世代型こうち新施設園芸システムを県内全域に普及させる取り組みを、ごらんの資料にあるピラミッドのD、Cの部分で9月議会以降スタートさせたところでございます。

このシステムは生産量を向上させるものですが、高軒高ハウスにおいて高度な環境整備を行う場合に設備投資が高額となります。1ヘクタール当たり2億円から3億円程度が必要となってまいります。生産の回復を考えたとき、こうした設備投資がネックとなりまして、家族経営だけでは取り組みにくい実態がございます。そこで、資本力を持つ県内外の企業に本県農業に参入いただくことによって、この資料のピラミッドのA、そしてBの部分で大規模園芸の展開や、意欲や技術のある農業者との共同経営を図っていきたいと考えているところです。

ただ、取り組みの基本姿勢としましては、企業参入の初期の段階から産地やJAと協調、連携して取り組むこと、また参入に関心のある企業の情報を事前に十分把握しまし

て、参入する産地やJ A等と連携できない企業は誘致をしないということで考えております。次世代型こうち新施設園芸システムを初め、学び教え合う場に代表されますすぐれた栽培技術の支援体制、園芸連を中心とした園芸品の一元集出荷体制など、産地全体がまとまって農業を展開していく本県ならではの仕組みが企業参入の一つのセールスポイントになるものと考えております。また、この新たな取り組みにつきましては、企業誘致にノウハウを持つ商工労働部とも連携をしまして取り組んでいくこととしているところです。

外から新しい活力を取り込むことによりまして、本県の強みを生かした農業のさらなる振興を図り、目指すべき姿である、地域で暮らし、稼げる農業の実現をより加速させたい。そのための一手法としての企業参入に取り組むため、27年度から新たな体制を当課に整えまして取り組むこととしています。

園芸振興に係る今までの考え方を変更するものではございません。資料にございますピラミッドのD、そしてC、それから露地園芸のところですが、家族経営が主体となっているこの中間層を分厚く力強いものにしていくことが本県園芸にとって最も肝要でございます。また、農村や地域文化の守り手でもある農業にとっても何よりも大事なことであります。本県農業の中心を担う家族経営の皆様への支援に積極的に取り組んでいくことを前提に、プラスアルファとして企業参入にチャレンジしていきたいということでございますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

それでは、議案書にまたお戻りいただきたいと思っております。

346ページの下に事務費がございます。570万6,000円でございますが、次世代型こうち新施設園芸システムの推進や、あるいは企業参入を推進するための経費でございます。この中に次世代施設園芸等企業参入事業費を予算化しまして、4月から企業への推進に回るパンフレットの作成あるいは訪問企業のリストアップ、産地招聘とビジネスプランの提案などを行っていききたいと考えているところでございます。

続きまして、347ページをお願いいたします。

4のまとまりのある園芸産地総合対策事業費は、篤農家を中心に生産者が互いに生産技術などを共有する学び教え合う場の仕組みを活用しまして、高度な栽培技術の普及などの課題解決を支援するものです。

2つ下のゆず振興対策協議会負担金は、ユズ果汁、商談会活動、FOODEX JAPANなどの販促活動を行う高知県ゆず振興対策協議会に対する負担金です。

特産果樹販売促進事業費補助金は、特産果樹、土佐ブントンでございますが、土佐ぶんとん祭などの販売促進、消費拡大を目的とした土佐文旦振興対策協議会に対して補助をするものでございます。

次の中山間地域集出荷支援事業費補助金は、中山間地域において庭先や拠点地への集荷や集荷量の増加につながる作付拡大について、四万十農協など8件の取り組みを支援する

ものでございます。

次の環境制御技術導入加速化事業費補助金は、別途の報告事項の14ページでごらんいただいた資料の上段右下に記載してある事業でございます。既存のハウスへの炭酸ガス発生機等の機器類の導入を27年度も引き続いて支援をするものでございます。本年度に計画したものの執行できなかった事業がございますので、27年度にあわせて執行していきたいと考えてございます。

また、次の事務費2,261万3,000円は、まとまりのある園芸産地活性化事業に要する篤農家への報償費730万円などでございます。

5の競争力強化生産総合対策事業費の競争力強化生産総合対策事業費補助金は、国の強い農業づくり交付金を活用しまして、ミョウガの低コスト耐候性ハウス、これは、くろしお農協でございます。それから、先ほど環境農業推進課からお話がありました野菜の育苗施設、ベルグアースの整備、それからキュウリ選果ラインの高度化、これは、土佐市農協でございますが、この3件に対して補助をするものでございます。

6の野菜価格安定対策事業費につきましては、野菜生産者の経営安定を図るため、計画的に出荷をされている対象野菜の市場価格が著しく下落した場合に、国が定める基準に沿って生産者、県、国が資金造成した中から価格差補給金を交付する国の事業でございます。特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費補助金につきましては、ニラなど7品目の資金造成に要する県の補助金でございます。

7の新需要開拓マーケティング事業費の高知の花展示商談会開催委託料につきましては、2つの商談会を委託するものです。1つは、東京で開催します本県の花の展示商談会を東京丸高花き協議会に委託するものでございます。これは市場の集まりでございます。もう一つは、東京、大阪でこだわりを持つ生産者と飲食店などとのマッチングを行う高知のこだわり青果市展示商談会を委託するもので、公募型プロポーザルにより委託先を決定することとしております。

次の348ページをお願いいたします。

成果物ブラッシュアップ委託料は、こだわり青果市展示商談会の出展者に対するアドバイスなどを野菜ソムリエに委託するものでございます。27年度からは少しでも多くの成約につなげますよう、商談会の後も継続した取引の調整を野菜ソムリエをお願いをすることとしております。

2つ下の新需要開拓マーケティング協議会負担金は、卸売市場から先の流通販売戦略を農業団体と共有、実践するため、園芸連と県中央会と県で構成する新需要開拓マーケティング協議会に対する負担金でございます。具体的な取り組み例としましては、業務需要の情報を多く持っております卸売市場に業務需要の開拓業務を委託しまして、卸売市場と一体となった新たな販路開拓、拡大を進めるなどでございます。評価すべき課題としまして

は、生産者の顔が見える取引がしたい、また規格品以外の成果物を購入したいなどの消費者の声にこたえていないことがございます。産業振興計画におきましても、顧客と産地をつなぐ新たな出荷・流通・販売体制の構築に努めているところですが、この取り組みを強化するため、27年度から県の職員2名を園芸連の特産営業部に派遣しまして、規格外品などの園芸品の出荷・流通・販売体制の確立やネット通販サイトでの販売、また「高知家」プロモーションなどとの連携を取り組むことにしているところでございます。

3つ下の農産物輸出促進事業費補助金は、土佐れいほく農協など5つの生産者組織が行う海外での展示会、商談会の出展やテスト輸出などに対して補助、支援をするものでございます。

以上で27年度の一般会計当初予算案についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、2月補正予算について御説明をいたします。

資料No.4、補正予算議案説明書の181ページになります。

歳入につきましては、事業の増減に伴い生じたものでございますので、詳細は歳出のほうで御説明をいたします。

182ページをごらんください。

歳出の7目産地・流通支援費でございます。

1の人件費の市町村派遣職員費負担金の増額703万円は、職員交流により中土佐町から派遣された職員1名分の給与等に係る負担金です。

2の施設園芸産地確立事業費のレンタルハウス整備事業費補助金の減額4,276万5,000円、園芸用ハウス活用促進事業費補助金の減額2,750万6,000円は、入札による補助金額の減や経営計画の精査により計画を取り下げたことなどによって、実績額が当初計画額を下回ったことによるものでございます。

また、燃料タンク対策事業費補助金の減額4,085万2,000円ですが、計画をしていたタンクの置きかえに対する合意形成が十分でなかったことや、対象外経費である防油堤の経費負担などから計画を下回ったものでございます。

3のまとまりのある園芸産地総合対策事業費のうち中山間地域集出荷支援事業費補助金の減額22万1,000円は、事業計画の見直しによって補助金が不用になったことなどによるものでございます。

環境制御技術導入加速化事業費補助金の減額1,900万円は、支給期間が短かったことや、市町村の27年当初での継ぎ足し補助、こうした動きなどから、予定をしていた事業量が計画を下回ったことなどによるものでございます。

4の競争力強化生産総合対策事業費の競争力強化生産総合対策事業費補助金の減額243万5,000円は、入札による減額でございます。

国庫支出金精算返納金の増額108万7,000円は、平成22年度競争力強化生産総合対策事業

費の国庫補助金の一部を国に返還するための返納金でございます。平成25年1月の会計検査におきまして、加工場の荷受けコンテナなどについての補助が不適切と判断され、国等との協議を継続した結果、今年度自主返還を行うこととしたものです。

また、181ページの歳入の3目過年度収入は、市町村から同額を返納金として受け入れるものでございます。

5の野菜価格安定対策事業費の減額300万円は、価格差補給金の交付実績が当初の見積額を下回ったことなどによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

6の新需要開拓マーケティング事業費の農産物輸出促進事業費補助金の減額134万円は、ユズ青果輸出用施設の整備見送りなどによるものでございます。

以上、産地・流通支援課に係る説明を終わらせていただきます。

◎上田委員長 質疑を行います。

◎依光委員 農業分野の企業参入の部分ですけれども、きのうも企業立地課の説明を受けたんですが、商工労働部と農業とどういう役割分担か、目指すところは同じだと思うんですけれども、その辺いかがですか。

◎西本産地・流通支援課長 他県の先行する事例を見ますと、農業分野の誘致について、農業分野だけではなかなか賄い切れない部分、それは交通アクセスとかいろいろなことがあるわけですけれども、商工労働部はそういった企業誘致のノウハウを持っております。そういった部分で商工労働部と連携をして、ともに企業訪問を行う、あるいは企業誘致についてどういった条件整備をしていったらいいのかといった部分については、商工労働部にリードをしてもらいながら取り組みんでいきたいと思っています。実際においでいただいたときの農業のビジネスプランをどうつくっていくのか、それから産地調整をどうしていくのかといった点については、農業振興部が担っていくようなイメージになると思います。

◎依光委員 企業誘致していくところで、工業団地やったら基盤整備を含めて、こういう区画でどうですかという話があって、農業の場合だと、その場所に関して、企業は、来てから話をしながらどこで農業をやるか決めていくみたいな流れになるかと思うんですけれども、具体的に、企業によって、トマトみたいなハウスをやるのか、それとも加工に力を入れた施設になるのかということもあるかと思うんですが、土地を構える部分に関しては、商工労働部のほうに力が入るのか、それとも農業のほうなのか、その辺いかがですか。

◎西本産地・流通支援課長 農業振興部のほうで、一定適地となる農地の一定めどを立てる必要があるだろうと考えてございます。そういった意味で、圃場整備が進んでございます50カ所、かなりの面積の圃場整備地がございますので、その圃場整備地の中で浸水を受

けないところ、それから水がしっかりあるところ、そういったところを一定フィルターにかけまして、候補地として現在作業を進めているところです。そういったものをもって、企業とのお話の場で、こういった候補地もございますという提案をしていく、そういう作業になると思います。

◎**依光委員** ほんなら、圃場整備ということなので、農地として国の予算を含めて入っていた部分、何か工場みたいな感じで物が建つのかなということもイメージするんですが、その辺、農地転用というか、その土地の利用目的というところは、今圃場整備をしたところの上に建つとか、そういうことでよろしいでしょうか。

◎**西本産地・流通支援課長** 農業振興地域の中も当然農用地になっているわけですから、そこで農業生産を行うことについては問題がないと思います。ただ、依光委員がお話されましたように、一つの事業展開の中で加工場をつくっていききたいとか、ストックヤードとかという部分が出てくると、そこは多少手続的な問題は出てくるかと思いますが、基本的にはまず農業生産をやっていただくことで、基盤整備地で取り組むことについては、最初の問題はクリアするだろうと思います。

◎**依光委員** 何か地元がすごく頭にあって、うちとかで言ったら、香長平野で交通のアクセスもいいですが、調整区域の関係があって、都市計画課といろいろやりとりもすることもあるって、作物がとれるところで加工場をつくってやると効率もよくて、販売とかにもアクセスがいいということもあると思うので、ただ土地利用とかになると、土木部とかいろいろ大変やと思うんですけども、方向性としてはすごくいいことだと思うんで、ぜひとも成功させていただきたいと思います。

◎**西本産地・流通支援課長** まず、生産の現場があって、それに伴うもろもろのことが出てくるだろうと思います。お話にありましたように、そういったものについては、商工労働部や土木部とかとの調整を手前からしっかりやって、知事の言葉で言えば、とにかく地域に根づいていただくことが一番大事でございますので、そういう準備をしっかり根回ししながらやっていきたいと思いますので、またよろしくお願いします。

◎**金子委員** 26年度補正の中で燃油タンク、重油タンクといいますかね、四千万円何がしの繰り越し、不用額、合意形成ができなかったということですが、ちょっとこれ危惧したことがありますして、高知県の政策提言で新しいモデル事業で、この国の制度のある期間にいかに進めるかだと思うんですよね。そういった取り組みで、25年度当初予算でしたかね、知事の提案説明で非常に力説されまして、4,400基程度あるものをどうしても改善したいと述べられたわけですが、10年間で目標にするとしたら、440基ぐらいのペースでいかないといかんわけですね。現在はそれの10分の1ぐらいのペースだと認識しております。これが果たして進むのかなと危惧した部分があります。1つは、新設、撤去を踏まえて1機当たり、2キロリットル当たりがどれぐらい費用がかかるのか教えていた

だきたいんですけれども。

◎西本産地・流通支援課長 改良したタンクにつきましては、1基70万円から80万円、それに附帯施設とか設備費を入れまして100万円になります。ただ、事業を今年度進めますと、かなり高い見積もりも出てきた事例もございました。そういったことも一つブレーキになったこともあるんですが、事業導入する際の発注の仕方について業者に指導した経過もございます。そういった中で、委員からお話があったように、あまり芳しくない状況でございます。

◎金子委員 去年でしたか、1回質問したことがありますけど、1基当たり七、八十万円という製品の価格がもっと安くならないかと。特殊弁を使っておるということですよ。それはいろんな方法があるから、全国からいろんな技術を導入して工夫できませんかと質問したわけですが。農業者にとって意識が非常に高くないとできない現実があります。一番は農家の方、比較的耐震基準の古い家に住まわれている方がいっぱいおるわけです。まず、自分の命を守る住宅の耐震ができてない。その中で重油の流出防止までなかなかいかないと思います。今できる人は可能な人であって、浸水区域にある重油タンクをどうするかという。進めていくというても、現実的にどう進めていかれるのか。県がPDCAサイクルで回してやると言うけど、これはなかなか、PDまで行ってチェックとアクションがどうできるか、サイクルが回せる事業かどうかちょっと疑問に思います。

◎西本産地・流通支援課長 タンク対策事業は本年度初めて取り組んだ事業で、いろいろ問題もありました。政策提言によりまして国からの2分の1の補助がいただける。防油堤まで含めたところもありますので、防油堤の部分が30万円とか、結構負担も多かったというところがありますので、その部分まで含めて支援をすることで、一定現場の負担感は若干少なくなるだろうとは考えております。国の事業でございますので、来年度は百数十基の計画をしてございますし、それからその中で各農協、市町村を通じて、要望もそのくらいの数字が積み上がってきております。

今年度の取り組みとしまして、その啓発活動に力を入れたわけですが、このタンクの置きかえは、御存じのとおり、夏場使わない時期しか置きかえができないようになってございます。そういった意味で、去年の6月、7月、集中してその啓発活動を行うことにしておりましたけれども、台風等があつて流れて、啓発活動が十分でなかったという反省点もございます。そういった意味で、国の新しい事業を取り入れることによって、ソフト対策としてのハザードマップ、防災プログラムが義務づけになってございますので、こういうものを農協、市町村と一緒につくっていく中で取り組みの重要性をわかっていただく。経費負担を若干でも少なくしていく取り組みになりますのでそこで展開をしていくことを考えてございます。

◎金子委員 経費負担を少なくするために、まず製品価格をどう下げるかですね。汎用化

されればそれだけ価格は下がるとは思いますけれども、年間40基ぐらいで非常に効果は少ないと思います。本体自身の製品価格を下げるができるのか。防災マップのお話をされていましたが、1つは個人の財産でありながら、流れることによって集落全体が迷惑、迷惑という言い方は適当でないけれども、そうしたときには、どちらかという市町村の地震・津波防災対策の中に位置づけして、例えば所有者のおらん建物なんか壊れたら困るから、それをすべて行政のほうで見るとか、そういう位置づけをしたほうがいいんじゃないかと。全体が被害をこうむるわけですから。それで、なおかつ非常に低地において、自分たちも耐震化も高台移転もせんといかん。個人が4分の1の負担ですか。これでは進まないと思うんですよ。もう一回危機管理部とも十分すり合わせて、無償ぐらいでできるような工法もぜひ検討をしていただかないと、これは進むことが容易ではないと思うんですよ。その辺ちょっと部長にお願いしたいんですが。

◎味元農業振興部長 先ほどいろいろ課題があることは課長のほうから申し上げました。昨年というか、今年度進んでいない事情というのは、まだまだ十分その意味というか、そこらあたりを御理解いただけなかった部分があるということ。それと、早い段階からある程度国の制度に乗りそうだとかということがありましたので、ちょっとそれを待ってみようといったような意思が働いたこと。それからもう一つが、重油価格が若干最近下がってきたことがございまして、それまでやっぱり重油が非常に高いと。ですから、この際少々コストをかけてでも、ヒートポンプですね、運用を考えればエアコンに切りかえたほうがいいんじゃないかということで、そっちは大幅に伸びているとか、そんなもろもろの事情があったと思っています。

ただ、正式に国に事業をつくっていただきまして、それで高知県に対しても一定の額をきちっと割り当てますので、ちゃんとやってくださいねと国からも言われまして、やはり体制をもう一回固め直して、関係市町村、それからJA含めて、どういう形で取り組んでいくかというふうな形で今進めております。そういうことで、来年度はことしのようなことはない、ある程度進んでいくんではないかと思っています。

ただ、おっしゃるように、全体の数からいけばまだまだというところが正直ございまして、とりあえず形にして見ていただいて、やはりそれに関心を持っていただくことがスタートだと思いますので、まずは来年度きちっと予算を組んだものについては形にしていくことで、さらに広げていく、そういう形で取り組んでいきたいと思っています。

それから、トータルとしての地震対策、津波対策の中にどう位置づけるかでございますが、これはいろいろ議論をしていく中で、当然そういう視点を持ってやっていくことですので、そこらあたりは十分肝に銘じて取り組んでいきたいと思っています。

◎金子委員 ぜひよろしくをお願いします。

それで、今言った製品の価格自体をどうするかという課題もあろうかと思っておりますけれど

も、例えばこれは工業振興課所管の製品改良支援なんかも使って、時と場合によって、いい品物と売れる品物とは別に考えんにゃいかんと思います。なるべく価格を抑えて皆さん一緒になっていただいて、計画どおり進むよう検討していただきたいと思います。

◎西本産地・流通支援課長 現在のタンクも工業振興課と連携をした中で生まれてきたものですし、現在も3件ほど新しいタンク開発の動きがございます。県内の業者が2業者ございますので、そちらとも連携をとりながら取り組みを進めてまいりたいと思います。

◎米田委員 説明してくれた24ページの予算は346ページの406万7,000円は、歳入のどこに入っていますかね。

◎西本産地・流通支援課長 346ページの事務費が一番下にあると思いますが、この中に、ちょっとお話をしました次世代施設園芸等企業参入事業費というのが、事務費でございますが、それを組んで中に入っております。

◎米田委員 施設園芸だけではなくて、等というのは、そのほかの農業も含めてのことを指しゅうわけですか。

◎西本産地・流通支援課長 基本的には施設園芸が中心になるだろうと思います。ただ、企業とお話をする中で、露地園芸であったり果樹であったり、いろんなケースが出てくるかと思いますが、まずは施設園芸、箱物をつくって、そこで雇用も一定創出をしていただくことが必要だろうとも思っていますので、まずは施設園芸でいきたいと考えています。

◎米田委員 基本的には企業の農地の所有も認められていませんし、農業生産への企業の参入には厳しい制度もある、そういう点からしたら、ある意味ずるずる従来の農業現場を守ろうという法的な枠組みをはみ出して非常に心配な一面はあるわけですよ。それで、このやり方を見たときに、例えば下の2つ目のランクまではええかなとは思いますが、1～3ヘクタール、1～3億円の欄等を見ると、スポンサーになっていく、出資とかで入ってきて、結局母屋乗っ取られるという側面も非常に心配するわけですが、これはどんな具体例とかあるのか、どういうことを想定されてスポンサーとか出資とかということになっているのか。

◎西本産地・流通支援課長 県内外の企業を考えていますけれども、パターンとして3つぐらいあるんじゃないかなと考えてございます。1つは、食品関係の会社、食材を扱う企業にとってのメリットがあるんじゃないかと。レストランとか量販店、コンビニ、そういったところが一定地元のもの、あるいは高知県の特徴のあるものを安定して供給を受けたい使いたいといったケースが1つあるだろうと思います。それから、独自のいろいろ技術をお持ちの企業もございます。そういった製造業等の企業が農業分野への参入を考えられる場合もございます。これはハード系もICTなどソフト系もあるだろうと思っています。こういったところが一定農業生産はできないけれども、そこで自分たちのノウハウを生か

すことによって、それを横に広げていきたいというパターンもあるだろうと思います。それから、3つ目のパターンとしては、人材の活用。今までも建設業なんかで建設業ベースの循環型労働者を一定確保していくとか、建設業と農業との複合経営みたいなものもございましたが、そういったパターンもあるだろうと。そういった中で、出資だけをする、あるいは根っこが農業に何らかにかかわりがあれば、共同経営の形で入ってくるケースもあると思います。

◎米田委員 現在のそういう農業のルールの中で、結局企業が入って来たときには企業の目的は利益ですよ。そこを考えたときに、本当に農業の性格から見たときにきちっとマッチするのか非常に心配をしていますので、ここは慎重にすべきではないかと。単に雇用の場がふえるみたいに書いていますけれども、経済循環、もうけからいえば、極端に言うたら地域の財産が、全部企業へ行ってしまう可能性があるわけですよ。結局高知県が目指す地域内経済循環を勘案したときに、本当にその流れになっていくのかなと配がありますよね。そこら辺検討していれば答えてもらいたいし、そういうことも含めてやっぱり見ていかんといかんのじゃないかなと思うんですけれども。

◎西本産地・流通支援課長 こうした農業への企業参入の取り組みは、高知県では今まで余りされておられませんでしたが、全国的には幾つかの県で先行的に取り組みをされております。そういった中でいろんな事例がございます。そういったものもつぶさに勉強しながら、委員からありましたような地元にも何も残らんかったとかということがないように、ウイン・ウインの関係が繋げるような仕組みをつくっていきたいと思っています。

説明の中でも話しましたように、地域で調和できる企業参入の形としては、やはり地元の農業者あるいはJAとのかかわりが大変大事だと考えています。そういったところと最初からかかわりを持って、事前に企業情報もしっかり把握をした中で、特に声かけをする企業につきましては、当初高知県に何らかのつながりのある企業を考えていますので、そういった中でウイン・ウインの関係が築けるようにしていきたいと思っています。また、一定のところでは見きわめが必要になってくると思いますので、生産現場に混乱とか競合とかが起こるような懸念があれば、そこは勇気を持って撤退することも必要だろうと考えています。

◎米田委員 全国の先進事例もあるかもしれんけれども、悪い事例も恐らくあると思いますので、そこら辺は本当に地域の農業の振興と雇用の場と、地域経済そのものが潤うことを十分根幹に据えて対応するように要請しておきたいと思っています。

◎樋口委員 園芸連の土佐鷹と普通ナスのコード統一はここですわね。土佐鷹はえらい県が推奨してエリート野菜で育てたわけですが、普通の人とエリートを一緒にしてやるのは当初の計画とえらい違うけれども、そこらあたりはどのような県の姿勢で臨んでいましたか。

◎西本産地・流通支援課長 園芸連のほうで平成28年園芸年度から共計品目についてはコード集約をしたいということで、産地農協に話がおきています。3月9日、月曜日に安芸のほうではナスで一定集約をすることでお話がついたと聞いてございます。我々としては、ナスにつきましては、四十数年つくってきた龍馬、これボリューム感が十分じゃないだろうと、また春先以降の品質も余りよくないということで、農業技術センターで開発した土佐鷹を推進してきた経過がございます。そういった中で、今回の取り組みが産地の中での今までつくってきたまとまりを壊すものにならないのか、また消費地での信頼を損なうものにならないのか、そういったことを随分危惧して、園芸連のほうにはしっかりと丁寧な説明なり慎重な意思決定もして取り組みをしてもらいたいというお話をしたところです。

ただ、園芸連としては、まとめることによって高知県の利益が最大化をするという説明もあります。この辺、今後の動向も見る必要がありますけれども、お話もありましたように、特徴のあるものをいかに上手に売っていくかが一つ命題でもございますので、4月から県の職員2名が園芸連に参ります。その中で、特産営業部でそういった市場外流通でもいいものは扱っていく仕組みづくりも出していくところになりますので、その部分で何かできないか。あるいは、農協の中で一定の生産運用ができないかといったこともお話をしていきたいと考えています。

◎樋口委員 これはやっぱり対症療法であって、本来やったら県の姿勢と全然違うてきたがじゃない。県は、そのようにエリート品種を育てて、これで所得を上げていくと。将来それが順調にいったら全部乗りかえたら所得が上がるという作戦やったわけでしょう。それが合体されたら、その作戦自体が潰れるおそれがあるし、土佐鷹の生産者も減っていく可能性もあるわね。一生懸命つくって、コストや時間かけて、値段が一緒となってきたら、いわゆる高付加価値野菜という県の政策自体が崩れるじゃない。園芸連がやりますと、県がもうそれは民間のことだから、そこらあたり簡単に仕方ないですねということになったわけでしょう。

◎西本産地・流通支援課長 よしとしているというか、販売については我々に相談をしていただきたいということもお話をしてありましたけれども、説明がありましたのは2月に入っていることです。具体的な内容を我々が承知したのもそういう時点ですので、十分な協議ができていなかったという反省がございます。

ただ、土佐鷹については、ブランド化には必要な品種です。そういった意味では、今後ともふやしていくことで、農協も、また園芸連もその推進はしていこうと言うてくれていますが、その具体の中身が何もありませんので、そこら辺はまた我々、産業振興計画の成長戦略にも位置づけておりますので、しっかりそこは入り込んで日本一のナスの産地安芸をどうしていくのか議論はちょっと進めていきたいと思っています。

◎樋口委員 これは安芸だけの問題じゃなくて、そのようなことを園芸連がある面勝手にしただいたら、農家もほとんど不満ですよ。勝手にしただいたら、ほかの品目も園芸連は好き放題やっていく可能性もあるわけです。だから、ナスの問題だけで言うんじゃないですよ。園芸連と県のあり方を聞きゆうわけです。先ほども言ったように、一部の農家には知らせているけれども、園芸連の中では形がほとんどできている。それなのに、このような重要なケースを県には全然言わないで、僕に言わせたら隠密作戦でやってきたわけです。ある日、ふたあけたらもう決まっています。それで、県も民間のことだから仕方なしにオーケーじゃないけれども、黙認というか、承認したら園芸連は土佐鷹をつくっている農家に対して、まあ言うたら、バーターとしてどのようなことをするがです。

◎西本産地・流通支援課長 支援策としては、高度集約による資材とか人件費とか、そのコスト削減の効果を一定お話されています。そのことによって、園芸連の試算によると、ナスで11億円の販売がアップするというのを言うていますが、より具体的な中身についての話はちょっとまだ把握をしていないです。

◎樋口委員 合体して11億円アップするんだったら、県がそれを5年も6年前に指導したらいいじゃない逆に、それくらいみんなもうかるんだったら。それもしていない。逆説的に言えば。こういうことをやられたら、県の農業政策なんてないですよ。園芸連のやり放題みたいになってくるじゃない。ちょっと部長、もっとこれは県として戦略的な姿勢をがちり言わないと。ボリューム化したら値段がよくなる、もうそれは一つの理屈やけんど、県の当初の戦略と全然違いますので。ということは、県の戦略は間違っていたことになりますね。最初から土佐鷹と一緒にボリューム化して売ったほうが11億円もうけとるわけですわ。5年間で50億円もうけているわけです。それはどう思われますか。

◎味元農業振興部長 戦略は、その時々状況によって当然変更もありだろうと思いますので、だから昔はこうだったから今はそのとおりでないといかんという話にはならないとは思いますが。ただ、今回の話については、先ほど経緯は課長からお話を申し上げたとおりでございます。私もそのお話を伺ったときに、十分に地元の方がまず納得をした形でそれを進めようとしているのかどうかまず確認をしてこい、そうでないとすれば、きちっとそこら辺は地元の皆さんがナスでもいろんな品種をつくっておられる方いらっしゃいますから、それぞれの方が十分納得する形で進めるようにとお話をしてきた経緯があります。もちろん園芸連としては、いろんな経験値の中で、これがトータルとして産地としてやはり一番いいだろうという方法を選択したとお聞きをしておるんですけども。ただ、委員お話のように、一部の生産者の方にはなかなか御納得がいただけていないこともまた事実でございますので、そこらあたりを十分話し合いをした上で、納得ずくで進めてくれということを課長からもきちっと園芸連にもお伝えをしてくれということを言うてきた経緯があります。

ちょっとその後最終的にこういう形になったことを私もまだ正式に報告をいただいておりますわけではございませんし、またそれで固まるものでは今の時点ではまだないのではないかと思えますけれども、基本的な考え方は、委員今おっしゃったような、例えば県としても、当然土佐鷹はこれからさらに重要視していくべき品目だと思いますので、そんな中で今回の取り扱いがどうなっていくのか、もう少し慎重に見ながら、場合によったらきちっと言うことは言うていくというスタンスで臨んでいかなければならないと思っております。

◎樋口委員 戦略が変わることがあると言いましたけれどもね、戦略がわずか5年とか6年でそう変わりよったらいかんですよ。そんな5年、6年でころころ変わるようやったらそれは戦略じゃありません、農業に関したら特に。

それから、一部の人に不満が残っちゃうと言うたけど、多くの方が不満がありながら、園芸連決めたもん仕方ないでしょう。だから、仕方なしに乗っている人もおるわけですよ。

それからもう一つは、確認はとっていないけれども、やはり園芸連なりの支援策も、小さいけれども、あるみたいですけどもね。そのようなもろもろのことは別として、一番重要なのは、県の戦略と違ったような販売政策が出てきたということは、県も園芸連もすり合わせをきれいにやっていないということで、おまけに当初のこのような重要な情報がキャッチできないとなったら、県は園芸連にも人脈はあるわけでしょう。一体どうなっちゃうかと思えますよ。こういう情報は早く出して、説得できる人は説得してやるべきだと思います。とにかく県の戦略が園芸連によって挫折されたという受けとめ方していますから、これからもっと配慮してください。

◎上田委員長 ありませんかね。

(なし)

◎上田委員長 以上で質疑を終わります。

〈地域農業推進課〉

◎上田委員長 次に、地域農業推進課の説明を求めます。

◎二宮地域農業推進課長 地域農業推進課でございます。

まず、平成27年度一般会計当初予算案の概要について御説明をいたします。

資料2、当初予算の議案説明書の349ページをお開きください。

歳入は、中山間地域等直接支払推進交付金、中山間地域等直接支払交付金、農山漁村6次産業化対策推進交付金、農産漁村6次産業化対策整備交付金、消費・安全対策推進交付金並びに農業・食品産業強化対策整備交付金の国庫補助金並びに諸収入でございます。

詳細につきましては歳出の中で御説明をさせていただきます。

次に、歳出について御説明いたします。

350ページをごらんください。

地域農業推進課といたしまして計上しております平成27年度当初予算は、総額13億8,863万2,000円、26年度と比較しますと2億8,714万3,000円の増となっております。

右の説明欄に沿って説明をさせていただきます。

2の中山間地域等直接支払事業費は、平成27年度から31年度までの第4期対策の1年目として実施するもので、中山間地域において農業生産活動が継続して行われるよう、集落協定等に交付金を支出し、耕作放棄地の発生防止や農業農村が持つ国土保全などの多面的機能の確保を図るものでございます。第4期対策では超急傾斜地への加算項目の追加などがあったことから、平成26年度に対しまして2億2,595万5,000円の増となっております。

3の集落営農拠点ビジネス支援事業費は、集落リーダー等を育成する集落営農塾の開催などで農業生産の共同活動に取り組む集落営農の組織化、法人化や、園芸品目などの導入に取り組むこうち型集落営農の推進をソフト、ハードの両面から支援することにより、県内全域で集落営農を推進し、地域農業の維持、活性化を図るものでございます。

平成27年度は、2つ下の集落営農拠点ビジネス支援事業費補助金に集落営農の推進に必要な施設、機械の整備への支援に加え、中山間地域の農業を支える複合経営の拠点を整備し、農業生産額の向上や担い手の確保を図る中山間農業複合経営拠点の整備を追加したことなどにより、平成26年度に比べまして1,250万3,000円の増となっております。

資料をかえまして商工農林水産委員会資料の報告事項、先ほどの産業振興計画の平成27年度の改定のポイント、17ページをお開きください。

先ほどの中山間農業複合経営拠点の取り組みにつきまして、ポンチ絵で説明をさせていただきます。

中山間農業複合経営拠点は、厳しい状況の中山間地域で競争力を高めるために、農業生産額を向上させ、地域担い手の確保や農地の維持、雇用の創出などの効果を狙った新たな仕組みづくりです。

イメージ図の中央にあります複合経営拠点は、JA出資型法人や第三セクターなどを想定しております。この経営主体がユズなどの中山間地域に適した農産物の生産や畜産基地、次世代施設園芸、また農産物加工所などの6次産業化などを組み合わせて経営し、さらに高齢者が生産した農産物を巡回し集荷する庭先集荷や集落営農と連携した農作業受託、また雇用就農や研修事業を行い、新たな担い手の確保など、地域を支える取り組みを進めていくことを考えております。

来年度はこうした拠点づくりを大豊町、土佐町など県内5カ所程度で進めていきたいと考えており、国の事業も活用しながら、必要な施設、機械の整備など、ハード、ソフトの両面から支援してまいりたいと考えております。

次の18ページをお開きください。

6次産業化推進事業費の説明に移りますが、引き続きポンチ絵で来年度の6次産業化の推進について説明をさせていただきます。

ポンチ絵の左側の水色と黄色の2つの三角形を重ねた絵をごらんください。この絵は、農業者の6次産業化を含め、食品加工全体をあらわしたものです。下側の水色の三角形が農業者の取り組む6次産業化で、上側の黄色の三角形であらわしているのが加工事業者などへの企業支援として取り組む部分をあらわしております。

農業振興部では来年度、この水色の農業者への支援といたしまして、加工品などの販売が地域の直販所などで販売にとどまっているステージ1の事業者をステージ2の高知市などでの販売の圏域への流通へと拡大する支援を特に強化していきたいと考えております。

その右側のサポート体制の図をごらんください。各農業振興センターの職員と地域支援企画員で地域6次産業化支援チームを編成し、6次産業化サポートセンターに新たに配置する民間の専門家のアドバイスも得ながら、ハンズオン支援、いわゆる事業者に寄り添った支援を行って圏域流通にまで伸ばしていきたいと考えております。

また、その左の農業振興部だけではなく産業振興部、商工労働部などのさまざまな事業の活用や6次産業化に取り組む人材育成を行う研修などもあわせて実施し、6次産業化を進めていきたいと考えております。

次の19ページをごらんください。

これが農業振興センター職員と地域支援企画員で構成する地域6次産業化支援チームの取り組みとなります。左からの流れになりますが、まず地域内流通の事業者の活動状況などの情報を地域農業推進課や支援チームで整理いたしまして、事業者の希望も確認しながら25社程度の事業者を決めます。6次産業化サポートセンターや地産地消外商公社などの関係機関のアドバイスも得ながら、この事業者の発展に必要な支援プログラムを策定いたしまして、計画を見直しながら目標に向け、支援に取り組んでまいりたいと考えております。

もとの資料2の当初予算の議案説明書の350ページにお戻りください。

当初予算の議案説明書による説明に戻らせていただきます。引き続き、右側説明欄の下のほうから説明をさせていただきます。

4の6次産業化推進事業費は、先ほどのポンチ絵で説明いたしました6次産業化の経営規模の拡大に取り組む事業者等への支援や人材育成、また施設整備への支援などの経費について計上しております。

6次産業化支援委託料は、6次産業化サポートセンターの運営を委託するもので、6次産業化の経営規模の拡大を目指す農業者や6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画認定事業者等へのサポートなどを国の交付金を活用いたしまして行うものでございます。

351ページをごらんください。

6次産業化推進事業費は、農業者などが6次産業化に取り組むため、食品の加工業者、流通業者などの多様な業種の事業者と連携して新しい商品の開発や販路の開拓などを行うために必要な経費や製品加工施設等の整備に係る経費につきまして、国の交付金を活用して補助するものでございます。

その下の事務費は、先ほどの地域6次産業化支援チームの活動に係る経費や6次産業化に取り組む人材を育成する農業創造セミナーに係る経費、また地域に残された伝統作物などの栽培体制を整え、生産の維持、拡大につなげる伝統農法作物活用事業に係る経費などを計上しております。

5の地産地消推進事業費は、農産物直販所で販売される農産物の安全・安心の確保や直販所の発展に向けての取り組み、食育活動の推進に係る経費を計上しております。

その下の農畜産物食育推進事業委託料は、県内の小学校を対象とした生産者等による出前授業を通じて、本県農畜物の味や人を知り、技術を知り、農業をより深く理解するジュニア博士を育てる事業について、公益財団法人高知県学校給食会に委託するものでございます。

次の体験学習推進事業費は、農業者などが生産現場に消費者を招き、農業や食にかかわる人々のさまざまな活動への理解を深めるため、農作業や食を体験する機会を体系的に提供する取り組みにつきまして、国の交付金を活用し、市町村に対し補助するものでございます。

6の品質表示適正化推進事業費は、食品の品質表示の適正化を推進するため、製造業者等を対象とした表示制度の説明会の開催やモニタリング調査などを行うものでございます。また、あわせて、米穀等の流通に関して、米トレーサビリティ法や食糧法に基づき、食品事故への対応、表示の適正化、米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るため、その監視業務及び普及啓発などを行う経費につきまして計上しております。

7の食料品流通対策事業費は、県民生活に不可欠な生鮮食料品などの安定供給を図るため、卸売市場の公正な取引と健全な経営を確保するための検査指導などを行うものでございます。

8の土佐茶ブランド化推進事業費は、本県の中山間地域の基幹となる農産物である土佐茶の生産振興を図るとともに、「高知家」プロモーションとの連携などにより、土佐茶のPR、消費拡大に取り組むものでございます。

その下の土佐茶の魅力情報発信事業委託料は、高知市にあります土佐茶の普及拠点土佐茶カフェを活用いたしまして、土佐茶のPRや商品開発などに取り組むものでございます。

次の土佐茶販売対策協議会負担金は、土佐茶の振興を目的として生産者や関係団体が一

体となり消費拡大に取り組むために設置されている協議会への負担金でございます。

その下の土佐茶産地育成事業費補助金は、茶の産地計画に基づき、実現に向けた活動を行うJAや市町村など、また良質なお茶の葉を生産する農家と契約栽培を行い、新たな商品の販売を目指す生産者団体、さらに国の茶改植等支援事業により茶園の再生を図ろうとする高知県茶業振興会に対し補助するものでございます。

次の競争力強化生産総合対策事業費補助金は、商品の品質向上、コスト低減等を行い、産地の維持、活性化を図るために行う茶工場の再編に対し、国の交付金を活用し補助するものでございます。

以上が平成27年度一般会計当初予算案の概要でございます。

続きまして、平成26年度補正予算案について御説明をさせていただきます。

資料4、補正予算の議案説明書184ページをお開きください。

歳入は、中山間地域等直接支払交付金、農産漁村6次産業化対策推進交付金及び消費安全対策交付金の国庫補助金の減額でございます。

詳細は歳出の中で説明をさせていただきます。

次に、歳出について御説明いたします。

185ページをお願いいたします。

1の人件費の市町村派遣職員費負担金は、平成26年度に受け入れた佐川町からの派遣職員の人件費に係る負担金でございます。

中山間地域等直接支払事業費につきましても、事業費が当初の見込み額を下回ったことによるものでございます。

3の集落営農拠点ビジネス支援事業費につきましても、事業内容の精査による機械、施設の規模の見直し、また事業導入時期の延期などによりまして、補助事業費が当初の見込み額を下回ったものでございます。

4の土佐茶振興対策事業費の土佐茶産地育成事業委託料は、緊急雇用創出臨時特例基金を活用することとしたため、基金事業の内容に合わせた委託内容としたため減額を行うものでございます。

5の6次産業化推進事業費につきましても、事業実施主体の高知市夢産地とさやま開発公社が国の6次産業化・地産地消法に基づく総合化・事業化計画の認定がおくれたため、補助率を認定事業者の3分の2から認定予定者の2分の1にして事業を実施したことによるものでございます。

6の地産地消推進事業費の体験学習推進事業費補助金につきましても、実施主体の市町村の事業計画の見直しにより、交付対象となる事業費が見込み額を下回ったことによるものでございます。

これらを合わせまして5,396万1,000円の減額補正となっております。

地域農業推進課の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎上田委員長 それでは、質疑を行います。

◎佐竹委員 この複合経営拠点は県内で5カ所と言うけれど、大豊町とそれから畜産を含んでいるとすれば、あかうしの土佐町の400頭基地、これはわからんことはないけども、ほかはどこでやるがです。

◎二宮地域農業推進課長 複合系拠点の整備につきましては、今委員のお話にございましたように、大豊町の山間農業試験室の跡地を利用した取り組み、そして畜産基地を中心としました土佐町のJA、出資型法人が行う事業。このほかにつきましては、この事業に当たりまして国に政策提言をしてきた経過がございます国の農村集落活性化支援事業がソフト事業として来年度認められております。ここには三原村のユズを中心とした取り組み、そして本山町の取り組みの4件が国の事業に手を挙げておりますので、こういった取り組みになろうかと思えます。

それからもう一点、この国の事業に今年度は手を挙げておりませんが、構想としまして、四万十町の十和・大正地区でもこういった取り組みをしたいという話をお聞きしております。こういった地域でまず進めていきたいと考えております。

◎佐竹委員 それはわかることはわかるが、この資料では、薬草とか山菜とか書いちゅうから、ミシマサイコは先ほどの別の課長さんの説明でわかっておるけど、牧野植物園と工科大学が共同で取り入れろうとしよった薬草がありゃせんかったかね。

◎美島環境農業推進課長 ホソバオケラのことをございましょうか。あれにつきましては、以前農業技術センター山間試験室でもちょっと試験しました。現地でも試験しましたが、高知県の夏をなかなか越せないということで、高知県では、実用栽培は無理と判断しました。現在、牧野植物園と県から農業振興部と環境共生課でチームを組みまして、有望な薬用作物、イノコズチ、カラスビシャク、シャクヤクといったものを植物園からの提案を受けまして、今度から農業担い手育成センターで実証試験をずっとやっていくようにしています。シャクヤクについては、5カ所ほどだったと思えますけれども、現地実証もして、その中で有望なものがあれば栽培につなげていきたいと考えております。

◎上田委員長 質疑の途中ですが、ただいまから東日本大震災で犠牲となられました方々の御冥福をお祈りするため、1分間の黙祷をささげます。皆様、御起立をお願いいたします。

それでは、黙祷。

(黙 祷)

◎上田委員長 黙祷を終わります。御着席ください。どうも御協力ありがとうございました。

◎佐竹委員 前の園長もなかなか牧野博士の最後の愛弟子ということで力を入れてやりよ

ったが、我々が期待をしていたホソバオケラよ。期待をしておったけれども、あれはツムラの専門家も入ってやりよって、それがいかざったという簡単に聞いたけど、これは工科大も入ってやりよったけど、学者らはあんまり当てにならないということか。今は、そういうことで断念というかね。

◎美島環境農業推進課長 工科大はちょっと記憶がございませんけれども、牧野植物園と県の山間試験室、それと現地で実証試験をずっとやりまして、やはり北海道とかのほうはどうも気候的には合うみたいで、なかなか高知県で夏越しするに、例えば夏場に条件のいい成績のいいところでも半分ぐらいは枯れるとか、原因が高温に弱いとしかわからずに、病害虫もなかったことで、やっぱり高温に弱いということで結論が出て、高知県ではなかなか実用栽培が難しいと。あと、遮光するとかいろいろ技術を使えばあるんでしょうけれども、採算的に合わないだろうということで研究を断念した経緯がございます。

◎佐竹委員 ミシマサイコは三原村や越知町、四万十町もかつては非常に力を入れてやっていて、そのときもツムラは入っちゃったわけよ。たくさんつくっていたのよ。そこが労働賃が高いというて、いつの間やら中国へ行ってね。そしたら、今度は中国の残留農薬が割と高い値で入っているから、窪川もそうじゃけれども、こっちへ帰ってきちゅういきさつがあるわけよ。、県もふらふらするき、わしらも力を入れてなかなか言いにくいところがあるけど。ミシマサイコはほんならもうやめちゅうわけか。

◎美島環境農業推進課長 昭和の終わりから平成元年ぐらいだったですか、一番多いときはミシマサイコを含めて薬草で8億円近くぐらいまでいったことがあると思いますけれども、その後ツムラのほうでちょっと事故を起こしまして、高知県とツムラで契約栽培をやっておりましたけれども、契約解除がありまして、ぐっと減って、現在3億円ぐらいです。ただ、中国が8割方ですけれども、薬用作物の輸入が極めて不安定ということがありまして、今ツムラも含めてですけれども、製薬会社では国内産に切りかえていきたいということで、例えば高知県では、まだ、ミシマサイコの国内の主要な産地です。今、34ヘクタールぐらいでありますけれども、できれば3倍ぐらいまでふやしてもらいたいという意向がありますんで、栽培自体は軽作業で、労力的には冬場の収穫作業がメインですので、夏秋野菜の産地であるとか、中山間の若干不便な農地を中心に今進めているところでございます。

◎佐竹委員 もう一回だけ。十和、大正が出たけれども、ここにはダバダというなかなかおいしい人気のある焼酎をクリでつくりゆうわけよ。クリが結局、広島からも若干入りゆうとは聞いているけど、九州から90%入っているんで、クリあたり高い付加価値がつく原料を生産できるようなものに、樹園地の道とかに補助金をちょっと思い切って出してよね。九州の焼酎ばかり飲まんと、もうちょっと県民が愛しゆう焼酎の生産ロットを高めていくような戦略はないかね。

◎二宮地域農業推進課長 まだ詳しく完全にお聞きしているわけではございませんが、今、四万十町、旧窪川町で行われております営農センターのような組織を立ち上げて、十和、大正のほうでやっていきたいというお話はお聞きしております。

ただ、クリの部分についての具体的なお話はまだお聞きしたことはございません。

それから、今度の国の事業、ソフト事業だけでございますので、ハード事業については入っておりません。ハード事業については、ほかのいろんな事業を考えていかななくてはならないと考えております。

◎西本産地・流通支援課長 クリの振興に係る補助奨励事業についてお尋ねがございましたので、産地・流通支援課からお答えをいたします。

県単の事業では専用の事業はございませんが、国のほうで果樹経営支援対策事業という事業がございます。これは簡易な道、あるいは苗木に対する補助、優良なものに更新をするといったことが補助対象となっておりますので、そういったものを御活用いただけたらと思っております。

◎上田委員長 それでは、以上で質疑を終わります。

〈畜産振興課〉

◎上田委員長 次に、畜産振興課の説明を求めます。

◎長崎畜産振興課長 畜産振興課の提出議案について御説明をいたします。

当課にかかわります議案は、平成27年度当初予算及び平成26年度補正予算でございます。

27年度当初予算案から御説明をいたします。

お手元の資料の資料No.2の議案説明書（当初予算）の353ページをお開きください。

歳入予算につきましては、家畜保健衛生所で行っております家畜診療に係る手数料や家畜伝染病予防事業に係ります家畜防疫手数料、科目の項の下から2つ目の9国庫支出金につきましては、次のページをお願いいたします。

家畜伝染病予防事業への国庫負担金、BSE対策事業や畜産競争力強化整備事業への国庫補助金などが、また畜産試験場の生産物等の売り払いによります収入、それから県有建築物南海トラフ地震対策基金からの繰入金等でございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

356ページをごらんください。

科目の欄の下の端、1畜産振興費につきましては、右端の説明欄に沿いまして主なものについて御説明をいたします。

まず、1人件費につきましては、畜産振興費及び畜産試験場、家畜保健政策所の職員87名の人件費でございます。

一番下の2家畜保健衛生事業費は、次の357ページに記載していますように、庁舎管理

等委託料を初めとする家畜保健衛生所の管理運営経費のほか、家畜保健衛生所が行う家畜疾病の予防、家畜の診療、畜産農家の衛生技術や経営指導及び職員の研修に伴う経費でございます。

このページの上から5行目の獣医学術四国地区学会運営費補助金は、四国4県が持ち回りで、27年度には本県で開催されます獣医学術四国地区学会の運営に係ります経費を公益社団法人高知県獣医師会に補助するものでございます。

次の獣医師修学資金貸付金は、獣医師職員を確保するため、将来県の機関に獣医師として就業する意思を有する者に修学資金を貸し付けることとしていますが、27年度は新規貸し付け4名に現在貸し付け中の9名を加えた合計13名への貸し付けを予定しております、それに係る経費でございます。

3の家畜伝染病予防事業費につきましては、高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病予防法に定められた伝染病の発生を予防するため、家畜保健衛生所において検査等を実施するとともに、BSE対策特別措置法に基づき、死亡牛に係る検査を実施するものでございます。

検体採取補助業務委託料は、死亡牛のBSE検査のため、家畜保健衛生所の職員が死亡牛の脳から延髄の採取を行う際に人手を要しますことから、その作業の補助を一般社団法人高知県肉用子牛価格安定基金協会に委託するものでございます。

また、立入検査委託料につきましては、農場におけますBSEの全頭検査や死亡牛確認等の一部を引き続き農業共済組合及び民間の獣医師に委託するものでございます。

次のBSE検査体制整備事業費補助金につきましては、死亡牛のBSE検査が開始された平成15年度に整備しました死亡牛の収集運搬車の冷凍機の更新に係る経費につきまして、一般社団法人高知県肉用子牛価格安定基金協会に補助するものでございます。

なお、平成15年度から実施していましたが死亡牛のBSE検査につきましては、27年度から国の制度改正に伴いまして、検査対象を24カ月齢以上から48カ月齢以上に見直しを行うことになりました。BSEは、我が国では平成13年9月に初めて発生が確認されました。その後、我が国においては、感染源とされる牛由来の肉骨粉を牛の飼料として使用することを禁止する法律をつくるなど、さまざまな発生防止対策を講じておりまして、平成21年1月に北海道で36例目の最後の発生を確認して以降は発生がありません。そのため、日本は平成25年5月に国際獣疫事務局から、無視できるBSEリスクの国に認定されております。これまでのBSE対策の有効性が国際的にも認められました。今回見直される死亡牛のBSE検査につきましては、先ほど御説明しましたように、平成15年度から24カ月齢以上の死亡牛の検査を実施してきたところですが、これまで国内及びEU等でもさまざまな科学的知見やデータが得られておりまして、死亡牛の検査対象を48カ月齢に引き上げても、BSE感染牛の摘発に漏れが生じる可能性は極めて低いことが判明したことなどが

ら、国の判断により検査対象を48カ月齢以上とすることになったものです。

なお、本県の死亡牛検査につきましては、平成15年4月からことしの2月末現在までに累計検査頭数が2,640頭になっておりますが、いずれも陰性でございます。

また、死亡牛の検査対象月齢の見直しにより、検査見込み頭数が過去5年の年間平均220頭から年間165頭程度にまで55頭程度が減少する見込みですが、農家への定期的な立入検査や巡回指導はこれまでどおり継続して行い、牛の健康状態の確認に努めてまいりたいと考えております。

4の家畜衛生対策事業費につきましては、地域における家畜衛生の推進のための会議の開催や、家畜疾病対策のために迅速かつ的確な衛生指導を実施しようとするものでございます。

次の5畜産総合対策推進事業費につきましては、県内の畜産関係団体が各中央団体から補助を受けて実施します各種事業の指導を行うものでございます。

次のページをお願いします。

6畜産生産基盤強化事業費につきましては、流通飼料対策や自給飼料増産対策及び畜産農家の経営指導のほか、畜産物の生産基盤の強化を図るため、市町村が実施する肉用牛導入資金の造成や畜産施設等の整備等に対して助成をしようとするものでございます。

上から3行目の流通飼料実態調査委託料を初め4件の委託料につきましては、県内に流通している配合飼料の実態調査でありますとか、畜産物や飼料の残留医薬品等の検査、飼料成分分析、経営技術指導や畜産技術情報誌の発行などをそれぞれ委託して実施するものでございます。

7行目の稲発酵粗飼料利用促進事業費補助金につきましては、海外の事情に左右されない自給飼料の確保と畜産農家の経営安定を図るため、水田を活用した稲発酵粗飼料の利用促進への取り組みに対しまして、収穫調整機械のレンタル料を補助するものでございます。

次の地域肉豚生産者積立金造成事業費補助金は、養豚農家の経営安定を図るため、肉豚の価格が低落しましたときに、生産コストを基準にして算定された保証基準価格との価格差を補填するための生産者積立金造成事業に対して助成するものでございます。

次の肉用牛導入資金供給事業費補助金につきましては、肉用牛繁殖雌牛の増頭を図るために、雌子牛導入のための基金を造成する市町村に対しましてその造成経費を助成するものでございます。

次のレンタル畜産施設等整備事業費補助金は、生産基盤の維持、拡大を図るため、レンタル畜産施設等の整備を行う市町村に対しまして補助するものでございます。

次の大家畜生産基盤強化事業費補助金につきましては、土佐和牛農家や酪農家の増産意欲を高めるため、これまで全農高知県本部と取り組んでいる繁殖雌牛の導入への支援を拡

充するとともに、新たに生乳の生産量の増加に取り組む酪農家への支援、さらに市町村が新規就農希望者を受け入れて実施する農家での研修事業への支援を行うものでございます。

次の畜産競争力強化整備事業費補助金でございます。この事業は、国の通称畜産クラスター事業を活用して実施するものでございますので、国が推進している畜産クラスター事業について御説明をさせていただきたいと思っておりますので、お手元にお配りをしております商工農林水産委員会資料、議案に関する補足説明資料の19ページをごらんください。

それでは、御説明させていただきます。

クラスターといいますのは、花やブドウなどの房のことを意味しておりまして、具体的には地域の新たな産業の形成を目的に集合した異業種の諸集団のことを言っております。一番上の枠内にありますように、畜産・酪農につきましては、高齢化や担い手不足などにより廃業が進み、農家戸数や飼養頭数が減少するなど、生産基盤の弱体化が進む中、足腰の強い高い収益型の畜産酪農を創出していくことが課題となっております。このため、国は畜産の競争力の強化のため、中ほどのイメージ図にありますように、畜産農家を初め地域の関係事業者が連携、結集した高収益型の畜産を実現するための体制の構築を推進しておりまして、この体制を畜産クラスターと呼んでおります。この体制をつくり、運用していくことによって、生産農家の施設整備を充実、またコストの削減、収益性の向上、生産物の付加価値の向上、あるいは需要の創出を目指す取り組みを地域ぐるみで推進していこうとするものです。

この畜産クラスターを運用していくためには、圏域あるいは地域で畜産農家、地方公共団体、JA、また畜産関連業者等から成る畜産クラスター協議会を設置する必要があります。また、この協議会では、収益性向上のための取り組みや地域の関係者の役割分担等を記載した計画をつくる必要があります。この計画を実施することにより、農家戸数や飼育頭数の減少に歯どめをかけ、さらに生産基盤の強化や収益の向上を図っていこうとするものです。

この畜産クラスターの取り組みへの支援としましては、下のほうに記載しておりますように、2つの事業がございます。

次のページをお開きください。

高知県における畜産クラスター協議会の関連事業でございます。先ほど申し上げました畜産クラスターの取り組みへの支援としましては、畜舎等の施設整備への支援を行う畜産競争力強化整備事業と機械のリース整備へ支援を行います畜産収益力強化支援事業がございますが、これらの事業はいずれも、県の認定を受けた畜産クラスター計画で定められた中心的経営体への支援を行うものでございます。

本県では現在、畜産クラスター計画につきましては2つの地域の協議会が策定中で、7

つの圏域の協議会が策定済み、または策定中となっております。このうち、平成27年度予算として計上しておりますのは左側の畜産競争力強化整備事業でございます。先ほども説明させていただきましたが、地域の畜産クラスター計画に位置づけられた中心的経営体を実施する家畜飼養施設等の整備に要する経費につきまして、市町村が補助する事業に対し補助を行うものでございます。27年度につきましては、四万十町と大川村で畜舎の整備等に取り組む予定になっております。358ページにございました予算額はこの2つの町村の金額で、冒頭部長の総括説明の中にもありましたように、全額国費でございます。

なお、現在産業振興推進部が中心となりまして、大川村プロジェクトの産業振興部会におきまして、村の主要産業でございます土佐はちきん地鶏、大川黒牛の生産拡大への支援を検討しているところでございます。大川村では、27年度にこの事業を活用しまして、老朽化した肥育牛舎の更新を行う予定となっております。

資料No.2の議案説明書（当初予算）の358ページにお戻りをお願いしたいと思います。

下から2つ目の7家畜改良増殖事業費につきましては、肉用牛や乳用牛の品種改良や産肉能力調査に基づきます優秀な種雄牛の造成など、改良の強化対策を実施するものでございます。

土佐あかうし肥育研究委託料につきましては、種雄牛候補、種牛ですけれども、この種雄牛候補の産肉能力についての調査を高知大学に委託するものでございます。

次のページをお開きください。

畜産試験場の家畜販売委託料につきましては、畜産試験場の肥育検定牛の販売に要する経費でございます。

上から4行目の第14回全日本ホルスタイン共進会負担金につきましては、ことしの10月に北海道の勇払郡で開催されます共進会に本県代表の乳牛を出品するための県の負担金でございます。この共進会は5年に1回開催されておりますが、平成22年に開催予定でありました前回の共進会が宮崎県で発生しました口蹄疫で翌年に延期になりまして、その翌年には東日本大震災の影響で中止となったため、10年ぶりの開催となります。

さらに、乳用牛群検定推進事業費補助金につきましては、酪農家で飼育されております乳牛の牛群管理技術及び経営の向上を図るため、検定員による調査や指導に要する経費の一部を全国農業協同組合連合会高知県本部に補助するものでございます。

第14回全日本ホルスタイン共進会出品事業費補助金につきましては、先ほどのホルスタイン共進会に出品されます牛の輸送費や出品する農家の酪農ヘルパー利用料金等の経費に補助を行うものでございます。

次の8地域畜産振興事業費につきましては、土佐はちきん地鶏や土佐ジロー、土佐和牛など特産畜産物の飼養管理技術の向上や生産基盤の強化及び産地育成、県内外への販路拡大等に取り組むものでございます。

2つ下のはちきん地鶏飼育試験委託料につきましては、現在のはちきん地鶏の母親として活用しております外国産の白色プリマスロックを国産の白色プリマスロックに置きかえて試験飼育を行うものでございます。この外国産の白色プリマスロックは、世界中でブロイラーとして飼育されるために開発されておりました、経済効率に重きを置いておりますところから、常時成長のスピードを優先する改良が進んでおります。そのため、交配に用いると、長期的にははちきん地鶏の肉質や食味が変化することが懸念されます。そこで、国産の白色プリマスロックを交配に用いて飼育及び肉質のデータを比較検討しまして、成績が良好であれば、はちきん地鶏の交配用の雌の種鳥として用いて、高品質な地鶏として一層ブランド力を発揮できるのではないかと考えております。

次の畜産物販路拡大事業費補助金につきましては、畜産関係団体が行う商談会や販売用促進資材、品質管理のための成分分析等への取り組みに支援を行おうとするものです。これまでの特産畜産物生産流通拡大事業費補助金を見直しまして、土佐あかうしなどの特産畜産物の販路開拓や消費拡大の取り組みに加えて、地域アクションプランに位置づけられた新たな県内産の畜産物等についても一体的にPRすることで、県内産の畜産物全体の販売力の向上に取り組みたいと考えております。

続きまして、9土佐あかうし増頭対策事業費でございます。土佐あかうしにつきましては、県の内外で需要が高まっております一方で、飼育頭数は減少が続いております、生産頭数が需要に応えられない状況となっておりますことから、今年度から乳牛への受精卵移植や子牛の生産率の向上による増頭対策に取り組んでおります。平成27年度も引き続き実施したいと考えております。

土佐あかうし受精卵生産委託料につきましては、土佐あかうしの受精卵の生産及び移植を高知大学と北海道の全農ET研究所に委託するものでございます。

次のページをお願いします。

土佐あかうし発育調査委託料につきましては、27年度から受精卵移植により生まれまして子牛の飼料摂取量や発育調査を土佐町の酪農業協同組合に委託しようとするものでございます。

土佐あかうし増頭対策事業費補助金につきましては、全農高知県本部が行う受精卵移植に要する経費への補助を行うものでございます。

次に、科目2畜産業試験研究費について御説明をいたします。

1の畜産試験場管理運営費につきましては、畜産試験場の管理運営に要する経費でございます。

上から4つ目の設計等委託料と次の施設整備工事請負費につきましては、25年度に受けた畜産試験場事務棟の耐震診断で、補強の必要があるという指摘があった玄関ポーチのひさしにつきまして補強工事を行う経費でございます。

下からの3行目の2畜産業試験研究費につきましては、畜産農家の収益性向上を図るために、生産現場のニーズに基づく技術開発を促進するとともに、消費者に対する安全で安心な高品質の畜産物の安定供給に向けた技術支援を行うための経費でございます。27年度には試験研究課題として、県内における乳用牛の搾乳性に関連する要因でありますとか、性判別胚を用いた産み分け技術の確立に関する研究など7課題、また技術支援事業といたしまして、飼料作物優良品種選定調査委託試験などの3課題に取り組むこととしております。

平成27年度事業におけます当課の予算は12億7,457万7,000円で、対前年度、金額で2億5,213万9,000円の増、率では124.7%となっております。

次に、362ページをごらんください。

債務負担行為につきましては、獣医師修学資金貸し付けに伴うものでございます。平成27年度の新規貸付者は4名を予定しております。

続きまして、平成26年度補正予算案について御説明をいたします。

資料No.4の補正予算議案説明書の187ページをごらんください。

3行目の1畜産振興費の説明欄、1畜産生産基盤強化事業費の地域肉豚生産者積立金造成事業費補助金につきましては、生産者の積立金の2分の1を補助しておりますが、平成26年度は豚の枝肉価格が好調に推移しまして保証基準価格を上回ったため、生産者への補填が行われなかったことから、国への生産者積立単価が当初予定しておりました1,000円から500円に減額して見直されたことにより、不用となったものでございます。

次の2土佐あかうし増頭対策事業費の土佐あかうし受精卵生産委託料につきましては、北海道の全農ET研究所での移植頭数が当初の計画を下回る見込みとなったことなどにより、委託料の減額を行うものでございます。

188ページをごらんください。

繰越明許費につきましては、レンタル畜産施設等整備事業に係るものでございます。土佐町と四万十町で建設予定の畜舎につきまして、昨年本県でもたびたび発生しました集中豪雨などのため、建設予定地への道路が損壊したり、建設予定地を修復したりする必要に迫られ、着工できなかったことや、畜舎設計及び積算の見直し等に不測の日数を要したことなどによりまして、年度内の完成が困難となったため、繰り越しをお願いするものでございます。

以上で畜産振興課に係る説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

◎上田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎上田委員長 それでは、以上で質疑を終わります。

それでは、3時35分まで休憩といたします。

(休憩 15時21分～15時34分)

◎上田委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

〈農業基盤課〉

◎上田委員長 次に、農業基盤課の説明を求めます。

◎松尾農業基盤課長 農業基盤課でございます。よろしくお願いいたします。

まず、平成27年度の一般会計当初予算から説明させていただきます。

お手元の資料№.2、平成27年度当初予算の議案説明書の363ページをお願いします。

ここから365ページまで歳入をお示ししております。

主な内容について御説明させていただきます。

まず、一番上の7分担金及び負担金は、県営土地改良事業の実施におきまして、関係する受益農家と市町村に負担を求めるものでございます。

続きまして、364ページをお願いします。

一番上の2国庫補助金は、事業に係る国からの補助金と交付金でございますが、前年に比べまして12億6,900万円余りの増額となっております。

主な理由といたしまして、2行目の8目農業振興費補助金の節区分の(9)土地改良指導費補助金の右端の説明欄の2つ目でございますけれども、多面的機能支払交付金が平成27年度からは、昨年6月に成立いたしました農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく制度として実施されることに伴いまして、交付金の交付ルートが変更となりまして、国費相当分につきましても県を経由することになったことによるものでございます。

また、3行目の14目災害復旧補助金が、昨年の災害を踏まえ増額となったことなどによるものでございます。

下から2行目の14諸収入については、次の365ページをお願いします。

一番上の3目過年度収入ですが、これは繰り越した事業に対する関係市町村からの負担金や受益農家からの分担金、そして土地改良事業を実施した後年度に後進地域の負担特例法に基づき、国の負担割合を引き上げて交付される補助金などでございます。

次に、2つ下の15県債は、土地改良事業などの財源に充てるため県債を発行するものでございます。

以上、一番下の計のとおり、歳入の総額は49億円余りを見込んでおります。

次に、歳出の概要について説明いたします。

366ページをお願いします。

9農業振興費の3項農地費の総額は48億7,000万円余りで、その下の2目土地改良指導

費から費目でございます。

367ページをお願いします。

右端の説明欄の中ほど、3 土地改良調査費の2つ目、地下水調査委託料は、先ほど産地・流通支援課のときに説明もございましたが、資本力のある県内外の企業による農業参入などにより、比較的規模の大きな施設園芸団地を県内に展開していくため、適地の検討に必要な営農用水の確保について地下水調査を実施するものでございます。

次に、2つ下の5 多面的機能支払交付金事業費は、平成26年度に創設されました日本型直接支払制度の中の3つの交付金のうちのひとつで、過疎化や高齢化の進行により農業用水路や農道などの地域資源の適切な保全管理が困難になりつつある中で、農業農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るために、農業者などで組織する活動組織が行う保全活動を支援するものでございます。

この多面的機能支払交付金には、農地を農地として維持していくために行う水路の泥上げや農道の草刈りなどの基礎的な保全活動を支援します農地維持支払いと、老朽化が進む農業用施設の長寿命化や農村環境保全活動を支援する資源向上支払いの2つがございます。このうち農地維持支払いにつきましては、平成26年度実績の6,802ヘクタールに対しまして、平成27年度では1万1,160ヘクタールと、4,300ヘクタール余りの新規加入を見込んでおります。また、先ほどの歳入において御説明しましたとおり、平成27年度からは法律に基づく制度として実施されることになり、新たな事務手続も必要となりますので、円滑な事業推進に向けまして、現在市町村などと準備作業を進めているところでございます。

続きまして、368ページをお願いします。

3 目県営土地改良事業費からが公共事業関係の予算となりますが、まず初めに当課におきます公共事業の概要について御説明させていただきたいと思っております。

お手元にお配りしております商工農林水産委員会資料の議案に関する補足説明資料の21ページ、赤いインデックスで農業基盤課と書いているものがありますけれども、そのページをお願いいたします。

当課が所管する公共事業は、その資料の左上の枠囲みの県営土地改良事業費、その下の団体営土地改良事業費、その右上の耕地防災事業費、そしてその下の耕地災害復旧費の4つの目に計上している事業のうち、国庫補助事業による事業となります。平成27年度の公共事業費の総額は44億6,900万円余りで、対前年度比125.6%でございます。

各事業につきましては、議案説明書に沿って説明させていただきますので、今のこの資料をお手元に置きまして、あわせてごらんいただければと思います。

それでは、議案説明書に戻りまして、368ページをお願いします。

3 目の県営土地改良事業費の説明欄の1 かんがい排水事業費は、これまでに県営土地改

良事業で整備しました排水ポンプ場や取水堰などの基幹的な農業水利施設の老朽化が進行する中で、現在の施設をできるだけ長く使用できるように長寿命化対策を行うものでございます。平成27年度は、高知市の吾南地区ほか5地区で施設の機能診断や最適な補修対策などの長寿命化計画を策定するとともに、長寿命化計画に基づく対策工事を須崎市桐間地区ほか7地区で実施する予定でございます。

次の2経営体育成基盤整備事業費は、農業生産性の向上や農地集積による担い手を育成するために圃場整備事業を実施するものでございます。平成27年度は、四万十市の利岡地区と三里地区で圃場整備事業の実施に向けた計画策定を行い、四万十市入田地区では引き続き圃場整備工事を実施してまいります。

その下の3中山間地域総合整備事業費は、中山間地域の活性化を目的として圃場整備や農業用排水路の整備などを総合的に実施するもので、安芸市の安芸地区と四万十町の四万十窪川地区で引き続き圃場整備工事などを行うものでございます。なお、四万十窪川地区は平成27年度に事業を完了する予定でございます。

369ページをお願いします。

4目団体営土地改良事業費でございます。これは市町村などが事業主体となって実施する農業生産基盤整備などを支援する補助金でございます。

説明欄の1地域農業水利施設ストックマネジメント事業費の1つ目、地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金は、団体営事業などで整備をしました取水堰や用水路など中規模の農業水利施設の長寿命化対策を行うものでございます。平成27年度は香南市の物部川統合堰ほか7地区で施設の機能診断や最適な補修対策などの長寿命化計画を策定します。また、長寿命化計画に基づく対策工事を安田町の焼山堰ほか4地区で実施を予定しております。

その下の農業用水活用発電施設整備事業費補助金は、県内最大の受益面積を有する山田堰井筋土地改良区が実施をいたします農業用水路を活用した小水力発電整備に対して支援を行うものでございます。工事期間は平成27年度から28年度の2年間で、29年度4月からの発電を予定しております。

次の2農業体質強化基盤整備促進事業費は、農業者が経営規模の拡大や農作物の高付加価値などに取り組む上で支障となる農業生産基盤の課題について、それぞれの地域の実情に応じてきめ細かく対応していくもので、26の市町村と1つの土地改良区において農業用水路や取水堰、農作業道などの整備を予定しております。

次に、5目の耕地防災事業費でございます。

説明欄の1地すべり防止事業費は、地すべり地域における農地等を保全するため、地すべり対策を実施するものでございます。平成27年度は、昨年の8月台風により地すべりが発生いたしました大豊町大平地区での本格的な対策を行うために、地すべり防止区域名で

ございます栗生地区の3期対策として新規着手をいたします。また、越知町稲村地区ほか3地区で引き続き地すべり対策工事を実施するものでございます。

次の2県営ため池等整備事業費は、農業用ため池の老朽化対策や耐震性を確保するために整備補強工事などを行うもので、室戸市の西山地区ほか3地区で対策工事を実施します。また、四万十町の窪川2期地区で事業実施に向けた計画策定を予定しております。

次の3農村災害対策整備事業費は、農村地域における地域住民の安全を確保するために市町村が策定する農村地域防災・減災推進計画に基づきまして、避難路や緊急避難塔などの集落防災施設の整備や対策の優先度の高い農業用施設の整備を行うものでございます。平成27年度は、香南市と黒潮町で新規着手してまいりますとともに、安芸市伊尾木地区ほか4地区で引き続き対策工事を進めてまいります。

370ページをお願いします。

中ほどの7国直轄地すべり対策事業費でございますが、これは国の直轄事業として仁淀川町高瀬地区で実施をしております事業に対する県の負担金でございます。

次の8震災対策農道整備事業費は、これまでに整備した農道橋の耐震対策を実施するもので、安芸市赤野地区において地震に対する落橋防止工事を行うものでございます。

以上が3農地費の内容でございます。

次に、15災害復旧費でございますが、371ページをお願いします。

当課が所管いたします災害復旧は、2目耕地災害復旧費に計上しております。平成27年度は6億6,400万円余りと、前年に比べ2倍近く増額となっておりますが、この理由といたしましては、昨年は8月の台風を初め多くの災害を受けましたことから、復旧工事が次年度となる過年度分の工事に対する補助金が前年に比べ増額したことによるものでございます。

372ページをお願いします。

以上が農業基盤課の当初予算の概要でございますが、本年度欄に記載しておりますとおり、総額は55億3,500万円余りでございまして、対前年度比133.9%となっております。

なお、参考ではございますが、国の経済対策による補正を含む、いわゆる13カ月予算で見ますと、対前年度比は104.7%となっております。

次に、373ページをお願いします。

債務負担行為をお願いするものでございます。

土佐町の松ヶ丘地区で実施をしております農村災害対策整備事業において、老朽化したため池の堤体工事を行うものでございます。ため池の堤の高さが14.3メートル、そして長さが53メートルと、比較的規模の大きなため池の工事でございますので、単年度の施工が困難であることから平成28年度までの2カ年にまたがる建設工事として発注しようとするものでございます。

次に、平成26年度補正予算案につきまして御説明させていただきたいと思います。

資料No. 4、補正予算の議案説明書の191ページをお願いします。

歳入の説明は省略させていただきまして、歳出の主な補正内容について説明させていただきたいと思います。

上から3行目の2目土地改良指導費の説明欄の1多面的機能支払交付金事業費は、平成25年度まで実施してきました農地・水保全管理支払交付金が、本年度に創設されました日本型直接支払の制度の中の3つの交付金の一つとして再編されたものでございます。この再編に伴いまして、農業者だけの組織も交付対象になるなど、従来よりも取り組みやすい制度に見直しされましたので、県としましても、これまで実施してこなかった地域への広がりを推進してまいりましたけれども、来年度からは法律に基づく制度になりますことや、中山間地域直接支払制度も本年度が最終年度で、来年度からは4期対策になることもございまして、本年度の実施を見合わせる地域が多かったことなどの理由によって、当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

続きまして、3目県営土地改良事業費と次の192ページの4目団体営土地改良事業費、そして192ページから193ページにかけて掲載しております5目耕地防災事業費までのいわゆる公共事業関係について多くの減額となっております。減額の主な理由は、いずれも国の割り当てが見込みを大きく下回ったことによるものでございます。

当課が所管しております事業は、ほとんどが国の補助金や交付金を活用しております。そのため、県予算におきましても、地域からの要望を踏まえた国への要望額をもとに編成をしております。国の割り当ては各都道府県からの要望額や国の予算規模の状況などを踏まえて配分をされることとなりますので、県の予算編成時に予見することはなかなか困難であり、さらに本年度は国の経済対策に係る公共事業関連の補正予算も昨年度に比べまして少額であったことなどもありまして、結果的に多くの減額を生じることになりました。国の予算は来年度も厳しい状況が続くことが見込まれますが、できる限り多くの予算が確保できますよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、193ページの15災害復旧費につきましても多くの減額となっております。

194ページをお願いします。

主な減額は、3団体営農地災害復旧事業費と4団体営農業用施設災害復旧事業費におきまして、平成26年度に被災しました農地や農業施設の復旧に要する所要額が見込みを下回ったものでございます。この事業費につきましては、昨年8月台風などによる災害復旧に対応するために9月議会で予算の増額をお願いしたものでございますが、その補正予算額の見積もりに当たりましては、被害発生直後に行われます被害調査の額をもとに算定をしております。

国への災害復旧の申請は、被害調査の額を超えて申請することができないといったこと

から、被害調査においては一定の余裕を持って国に報告する傾向がございます。また、本年度は大きな災害であったため、十分に精度の高い調査が時間的にもできなかった市町村も多かったことから、実際の申請額が被害調査の額を大きく下回り、結果的に多くの減額を生じることになりました。今後はこうした減額が発生しないよう、補正予算の提案する時期や見積額の算定方法などを十分に検討し取り組んでまいります。

以上が農業基盤課の補正の概要でございますが、補正額の総額は20億2,500万円余りの減額となっております。

次に、195ページをお願いします。

ここから196ページにかけまして繰越明許をお示ししております。

主な繰越理由は、かんがい排水事業費や農村災害対策整備事業費で、国の補正予算を受け入れた額を全額繰り越すもののほか、事業の実施において計画調整や地元調整などに日時を要したことによるもの、また災害復旧においては市町村工事の遅延によるものがございます。

196ページをお願いします。

繰越予定額は17億6,200万円余りとなっております。

以上が補正予算案でございます。

次に、条例その他議案でございます。

資料No.5、条例その他議案の93ページをお願いします。

県営の土地改良事業に係る市町村の負担の一部変更につきまして、地方財政法及び土地改良法の規定に基づきまして議決をお願いするものでございます。

第80号議案は、平成26年度に実施しています県営土地改良事業地区の負担金額を一部変更するものでございます。

平成25年12月に施行されました南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、いわゆる南海トラフ地震対策特別措置法の第13条では、同法の第12条により、市町村が作成する津波避難対策緊急事業計画に基づく避難施設などの整備に係る国の補助率は特例として3分の2にかさ上げされることとされております。津波避難対策緊急事業計画は国の同意が必要でございますが、ほぼ協議も調い、年度内には同意される運びとなり、また本年度に既に着手している施設についてもかさ上げの対象とすることができるようになりました。このため、津波避難対策緊急事業計画に基づき実施しております安芸市の伊尾木地区と四万十町の興津地区の緊急避難塔の整備に係る市町村の負担額について、現在の10%から4.4%に変更しようとするものでございます。

次に、95ページをお願いします。

第81号議案は、平成27年度に実施を予定しております県営土地改良事業地区の負担金額について、平成26年度に完了する地区を削除し、平成27年度から新たに実施する地区を追

加するものでございます。

以上で農業基盤課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎上田委員長 質疑を行います。

◎依光委員 農業用水活用発電施設整備事業費補助金、土地改良区の小水力発電で、国との話し合いとか香美市、南国市との話し合いとかも含めて、本当に努力していただきましてありがとうございます。

それで、太陽光発電とかで売電収入の金額が変化しているということですが、この事業において見通しが当初計画から同じようにいっているのかどうかお聞きしたいと思えます。

◎松尾農業基盤課長 まさしく今回の発電施設につきましては、いわゆる固定価格買取制度を活用して実施することにしております。固定価格買取制度の調達価格は毎年見直しされることになってございます。現在の固定価格買取制度の法律が施行されて3年間は、優遇的に価格も高くしていこうということで設定をされておまして、平成26年度までの3年間は期間でございました。現在、平成27年度以降の調達価格の見直しが経済産業省で今現在進められているところですが、今までの状況から見ますと、太陽光発電はもとの計画からいうと相当に進んできた。一方で、小水力発電、その他の発電については、まだまだ当初計画まで至っていないこともありまして、基本的には本年度までの単価をそのまま据え置く方向で進めているとお聞きしております。

◎西森（雅）委員 国直轄の地すべり対策事業についてお伺いしたい。

去年の業務概要調査で現地を見させていただいた仁淀川町の高瀬地区の地すべり対策事業ですけれども、この事業の工法として、トンネルを抜く、またくいを打つ、アンカーを打つという工法と聞いております。国の直轄ですので、県がどこまで口を出せるのかということですが、いろいろな事業、工法をやっていくわけですが、今までは、聞くところによると、単年度単年度で発注をされていた。ただし、来年度に関しては、その単年度の発注ではなしに、向こう3年間分ぐらいの発注を一気にすると事業費が大きく膨らんでくるわけでありまして。そうなってくると、なかなか地元の事業所が参入できない。ゼネコンしか入れなくなる。そういうところに関して、県は負担金を出しているわけで、そういった発注のあり方について県が口を出せるのかどうかについてお伺いしたい。

◎松尾農業基盤課長 まず、地すべり対策の工法の検討につきましては、農業基盤課もその検討委員会のメンバーの一人として参画しております。毎年毎年そうした検討会、学識経験者でございます大学の先生なんかも含めた検討チームですけれども、そのメンバーの一人として県の考え方なんかをお示ししているところです。

もう一点、発注の関係です。国の直轄事業につきましては、非常に我々がやっている地すべり対策よりもかなり規模の大きいものでございます。委員からございました水路のト

ンネルであるとか、複数年度にまたいだ発注を、現在実施しているものも既にやっているところもあるわけですが。現時点においてその入札・契約に関して県の意向を示すことは、これまでできていない状況がございます。できないかどうかについては、そうした検討会の場において、発注のあり方、高知県経済への貢献といったことも踏まえて、今後意見は申し上げてはいきたいと思いますが、ただそれが反映されるかどうかはなかなか難しいところがあると思います。

◎西森（雅）委員 今回の事業に関しても、やっぱり地元の事業所としては入りたいという思いが強いわけです。そういう形で国が発注をまとめてどんどんやってくると、地方創生と言いながら、地方の事業所はなかなか仕事がなくなっていってしまう。今回のこの件に関しては、なぜ発注が複数年という形になったのか。

◎松尾農業基盤課長 トンネル工事、これは我々がやる通常の道路のトンネルなんかも同じですけども、途中でとめることができない。実際に一定一括してやらないといけない大規模な工事については複数年度にまたがって、今回私どももお願いをしておりますため池の工事もそういったものの一つでございますけれども、施工的に途中ではとめることができない、単年度でできない、そうしたものを複数年度でやっていく。基本的に規模の大きな工事、工種になると思っています。

◎米田委員 368ページのかんがい排水事業費で、耐震・耐水性を持つものにできるのかどうか。

◎松尾農業基盤課長 排水ポンプに関しましては、基本的にこのかんがい排水で最初に目的としていますのは、老朽化してきたものの機能を維持できるように、長寿命化ということですけども、これを進めていくことが一番の目的でございます。ただ一方で、高知県の場合は地震がございますので、建屋の耐震化についてはあわせて進めていくことを考えております。ただ、その耐水化は、なかなか問題もございまして、少し盤の高さを上げるとか、そうしたことで多少なりの工夫はする形で進めておりますけれども、完璧な浸水に対しての耐水化は現実的には難しい部分があるかと考えております。

◎米田委員 市内でも5カ所あって、耐震と耐水と両方セットでやっていますよね。そやないと、実際雨が降ったときにそのポンプの役割を果たさなくなるので、この事業費が使えるかどうかはありますけれども、これは、この際、改善、改修がいいんじゃないかと思うんで、ぜひ国へ提言していただきたい。

それと、369ページの県営ため池等と3番の災害対策整備事業費とで、これは両方ともため池をやれるわけですか。これ見たら、何か工夫ができるんですか。

◎松尾農業基盤課長 3番の農村災害対策整備事業でもため池を実施していることがございますので、それはできます。ただ、ため池だけを整備していくのは、ここでいいます2番のため池整備事業で実施をしています。3番は、ため池とほかのものもあわせて実施を

しています。

◎米田委員 367ページの例の企業の参入の話やと思いますが、3番の地下水の調査委託料はどういう企業、県内企業を想定しているのか、そして何カ所か調査してもらいたいという地元や地元市町村から要望が上がって選んできたのか、そこら辺ちょっと経過について。

◎松尾農業基盤課長 具体的な企業が決まっているということではございません。適地、まさしく高知県に一定の規模を持ったところを誘致していくような土地が果たしてあるかどうかを検討していくことを考えております。その際には、当然農業用水として必要な地下水といったものが農業、施設園芸を実施していくためには不可欠でございますので、その農業用水の調査をしていこうと。

具体的に言いますと、県営の圃場整備で実施をしてきたところが50地区、約4,000ヘクタールほどございます。そうした中で今現在、先ほども説明がありましたけれども、津波の影響がないか、あるいはこれまでの洪水で影響がなかったどうか、そうしたもので少し絞り込みをしまして、そうした中で、ある一定まとまって農地を確保できるようなところについて、次は地下水の調査をしていこうと。現在は5カ所程度で地下水の調査をしてまいりたいと考えております。

◎米田委員 ここは流通支援課かね、その所管の課とも相談、協議しながら選定していったということですよ。

◎松尾農業基盤課長 これから選定していくということになります。

◎米田委員 これからか。はい、わかりました。

◎弘田副委員長 先ほど課長から農業基盤課の予算は国の動向とかで決まると。私、予算委員会で、20年ほど前、耕地課の予算担当であったことを言わせてもらいました。そのとき100億円でした。いっとき150億円ぐらいまでいったと思います。当時を思い出すと、例えば圃場整備率とか確かに悪かったけれども、農業土木の技術職員の思いは、圃場整備を進めることによって農家の収入が確実に上がるんだと。園芸ハウスが導入できたり、何か一緒に仕事をやっていて光輝いていた記憶があります。この4年間、農業土木の方と話をすると、ちょっと萎縮しちゅうような気がして、ぜひかつての150億円とか100億円の予算があつて、自分たちが農業の収入を上げる基盤をつくるんだという気概を持って仕事ができるようにしちやってもらいたいと思います。これは要望です。答え要りませんので。

◎上田委員長 それでは、これで質疑を終わります。

〈競馬対策課〉

◎上田委員長 次に、競馬対策課の説明を求めます。

◎小松競馬対策課長 競馬対策課でございます。

資料No.2の議案説明書（当初予算）の374ページをお開きいただきたいと思います。

競馬開催に関する経費につきましては高知県競馬組合の予算で賄っておりますので、当課の予算といたしましては、人件費と事務費のみでございますので、あわせまして後ほど高知競馬の売り上げ等の状況についても御報告させていただきたいと考えております。

374ページのまず歳入でございますが、職員の人件費に対する競馬組合からの負担金を計上しております。それと、競馬場敷地内に電柱等がございます、その分の貸付料でございます。職員につきましては6名分でございます。

次の375ページでございますけれども、先ほど申し上げましたように、私どもの歳出の予算といたしましては、6名分の人件費と事務費を計上しておるところでございます。

ここで高知競馬の売り上げ等の状況について御報告をさせていただきます。

資料が変わりますが、議案に関する補足説明資料、これの競馬対策課のインデックスが入ったページでございますが、22ページでございます。

上に2つのグラフがあるものでございます。

この資料につきましては、左のグラフが年度の累計の売り上げを示したものでございまして、実線の一番濃いものが本年度の売り上げの実績でございます。右のグラフにつきましては、これ1日当たりの売り上げでございます、それも一番上にございます実線で示すグラフが本年度の成績でございます。左のグラフを見ていただきまして、2月末時点の売上高につきましては131億円でございますが、これは2月末でして、昨日の開催で、本年度につきましては140億円を超えました。残り6日ございまして、3月17日には黒船賞で大きなレースも控えておりますので、本年度につきましては150億円を超える見込みでおるところでございます。

おかげさまをもちまして、当初計画は127億円ございましたけれども、それを大きく上回る見通しとなりましたので、昨年12月には出走手当等の諸手当についても引き上げを行ったところでございますし、老朽化しております施設につきましても、現在もアーケード等の改修とかの財源を手当てすることができる状況になっております。来年度につきましても、本年度並みの売り上げは確保しつつ、まだまだ低い水準で抑えております賞金等の引き上げ等、高知競馬の運営改善に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

◎上田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎上田委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で農業振興部の議案を終わります。

《報告事項》

◎上田委員長 続いて、農業振興部から2件の報告を行いたいという申し出がっております。

ますので、これを受けることとします。

まず、第2期産業振興計画（農業分野）について、農業政策課の説明を求めます。

◎杉村農業政策課長 第2期産業振興計画の今年度の取り組み状況と来年度の取り組み予定を中心に御報告させていただきます。

なお、今回御説明する内容につきましては、1月19日の第2回高知県産業振興計画フォローアップ委員会農業部会並びに2月18日の高知県農林業基本対策審議会でも御説明し、御審議いただいたところでございます。

では、お配りしております資料、商工農林水産委員会資料の報告事項をごらんください。

表紙をめくっていただきまして、資料1ページをお願いいたします。

第2期産業振興計画（農業分野）において目指すべき姿を整理した資料でございます。右側にありますように、第2期計画では、計画策定から4年後（平成27年度末）の目標としまして、農業産出額1,000億円以上、同じく10年後（平成33年度末）の目指すべき姿として、農業産出額1,050億円以上、地域で暮らし稼げる農業を掲げまして、これまで取り組みを進めてまいりました。

平成27年度は、第2期計画の最終年度、目標達成に向けた仕上げの年でございます。27年度の主な取り組みにつきましては、図の左側に整理しております。

2ページをお願いいたします。

27年度の農業分野の取り組み概要を1枚の絵にまとめたものでございます。

1. 本県農産物の高付加価値化、2. 中山間地域の農業・農村を支える仕組みを強化、3. 新たな担い手の確保・育成と経営体の強化の3つを柱といたしまして、その下に①から⑧の8つの取り組み方針を掲げております。

絵の中に新規、拡充のマークがついておるものがありますけれども、バージョンアップのポイントとなりますこうした施策の取り組みも全力を挙げてやってまいります。

なお、新規・拡充施策の詳細につきましては、先ほど担当の各課長より来年度当初予算案とあわせてそれぞれ御説明しましたので、省略させていただきます。

次に、3ページをお願いいたします。

ここからは産業成長戦略の8つの取り組み方針ごとに、左から平成25年度の取り組みの成果、平成26年度の取り組み状況、平成27年度の取り組み予定と直近の成果を整理しております。

本日は、資料の真ん中の平成26年度の取り組み状況と右側の来年度の取り組み予定を中心に御説明させていただきます。ただ、先ほど各課からの説明と若干重複する部分がございますので、その点は御容赦いただきたいと思います。

それではまず、まとまりのある園芸産地総合支援でございます。

真ん中の欄、平成26年度の取り組み状況の（1）、下のほうに下線を引いておりますが、次世代施設園芸モデル事業、環境制御技術導入加速化事業によりまして、一定の軒高と規模で収量増が期待できる次世代型ハウスの整備と既存ハウスへの炭酸ガス発生装置など環境制御装置の導入の2つを柱としまして、高品質、高収量を目指す次世代型こうち新施設園芸システムの普及に全力を挙げて取り組んでいるところでございます。27年度におきましても、このシステムを県下全域に速やかに普及させる取り組みを引き続き進めてまいります。

次に、4ページをお願いいたします。

環境保全型農業のトップランナーの地位を確立でございます。

一番下に整理しておりますが、天敵導入率につきまして、施設ニラにおいて農薬登録のおくれによりまして進捗が危ぶまれておりましたが、別の資材を活用することにより、導入率8%と平成27年度目標を達成することができました。さらなる普及に向けて引き続き取り組みを進めてまいります。

右側の欄、平成27年度の主な取り組みにつきましては、（2）のオランダとの交流について御説明します。

1月に開催しましたオランダ交流セミナーは、おかげさまで今回も盛況でした。本県はオランダとの交流によって高度な環境制御技術など多くのものを学んでおります。来年度のオランダ技術コンサルの活用では、先進技術に加えまして次世代型施設園芸の経営管理といった点にも視点を置いていきたいと考えております。

次に、5ページをお願いいたします。

流通・販売支援の強化でございます。

真ん中の欄、26年度の取り組み状況の（3）の下線を引いております「高知家の野菜・くだもの応援の店」ですが、都市部の野菜ソムリエやシェフなど、高知の農産物を応援してくださる皆様に協力をいただいて、年度内に東京、大阪で20店舗程度を登録する予定でございます。試食などに必要となる食材の提供や生産者との交流などを行ってまいります。来年度には、これを卸売会社との連携の中に取り込んでいくことによって、本県農産物の需要開拓につなげていきたいと考えております。

6ページをお願いいたします。

品目別総合戦略のお米でございます。委員の皆様も御承知のとおり、平成26年度産米は深刻な価格下落に見舞われました。原因となっている過剰在庫が短期に一掃されることは考えにくく、しばらくの間はこうした下落傾向が続くものと思われま。対策としまして、やはり第1に飼料用を中心としました非食用米への転換であろうと考えているところでございます。

資料右下の目指すべき姿の欄には、今年度当初に設定しました非主食用米の作付面積に

関する27年度の目標を1,000ヘクタールと記載しておりますけれども、実際にはこの目標を大幅に上回る転換が必要であると判断しております。また、ブランド米や酒米など単価の高いお米の振興にも取り組んでいきたいと考えております。

7ページをお願いいたします。

品目別総合戦略（畜産）でございます。

土佐あかうしにつきましては、26年度の取り組み状況の中ほどに書いておりますように、土佐町で建設中の繁殖・肥育一貫施設が間もなく完成する見込みでございます。今年度から取り組んでいる受精卵移植などの増頭対策と相まって、減少を続けてきた生産量は回復に転じるものと考えております。あかうしの人気は年々上昇しております、市場ニーズはさらに増大することが予想されております。今後も生産拡大や販路の拡大に一体的に取り組んでまいります。

次、8ページをお願いいたします。

品目別総合戦略（土佐茶）でございます。

冷夏の影響により、主力商品でありますペットボトルの売り上げが伸び悩むなど、今年度の販売額は苦戦している状況でございます。ただ一方、「高知家」プロモーションの重点品目としまして、首都圏でのPR活動などに精力的に取り組んできました結果、まるごと高知でのリーフ茶販売額が向上するなど、明るい兆しも見えてきております。来年度は、「高知家」プロモーションによる首都圏向けの販売拡大に引き続き取り組むほか、台切りや改植への支援など、生産基盤の強化もあわせて行っていきたいと考えております。

次、9ページをお願いいたします。

集落営農の推進でございます。

集落営農は、特に中山間地域の農業を守るために重要になってまいります。一番下の直近の成果に記載しておりますように、これまでの取り組みによりまして徐々にふえてきております。3月末では210の集落営農組織、そのうち法人組織が9つとなる見込みでございます。27年度は集落営農について、教え学び合う集落営農塾や複合経営拠点の整備などの新たな取り組みを各農業振興センターで開始することとしております。

次、10ページをお願いいたします。

6次産業化でございます。

26年度の取り組み状況の（2）の意欲のある人材の育成・確保の農業創造セミナーについては、これまでも品質の高い評価を受けております国産紅茶といった有望な商品が開発されていますが、ことしも地域の野菜を使ったスイーツやジビエを活用した農家レストランのメニュー開発など、個性的な商品が生まれてきております。

6次産業化の推進体制につきましては、27年度からさらに強化していきたいと考えております。27年度の主な取り組みの新規マークのついた項目の2つ目ですが、担当課長から

説明もありましたように、地域6次産業化支援チームを新たに設置しましてステージアップを支援してまいりたいと考えております。

次に、11ページをお願いいたします。

主にミシマサイコの生産拡大に関する取り組みになってまいります。

左下の到達点の欄にありますように、栽培面積は年々減少してきております。直近である平成26年2月播種分の実績は31ヘクタールと、目標であります40ヘクタールを下回る状況となっております。こうした状況を打破し、27年度目標の60ヘクタールを達成するために、昨年10月に作成しました栽培マニュアルも活用して、新規生産者の掘り起こしに取り組んでまいりましたが、残念ながらことしの2月の播種でも栽培面積を大きく伸ばすことは難しい状況となっております。

来年度は実証圃の活用や水稻からの転換の誘導に取り組み、目標達成を目指していきたいと考えております。

最後に、12ページをお願いいたします。

担い手の確保・育成に係る部分でございます。

昨年度、県内JAなどに御協力いただき実施しました営農意向調査の結果を受けまして、新規就農者の確保目標を年間230人から280人に上方修正し、取り組んでまいりました。

一番下の直近の成果の欄でございますが、ここ数年新規就農者は増加傾向でございます。平成26年度は261人と、目標の280人にはあと一步というところでございました。26年度は、(1)のポツの4つ目になりますけれども、東京、大阪で実施しておりますこうちあぐりスクールを高知会場でも実施するなど、新たな取り組みも行ってまいりました。

また、(3)のポツの3つ目になりますけれども、今年度から始まった農地中間管理機構は、農地の受け手が171件、412ヘクタールあるのに対しまして、出し手のほうが233件の95ヘクタールと、需給に差のある状態が続いておりますが、各地域に配置しております地域推進支援員を増員するなど、掘り起こしに向けた取り組みをさらに強化してまいります。

なお、13ページ以降の改定のポイントにつきましては、先ほど各担当課長が御説明しましたので、省略させていただきます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎上田委員長 質疑を行います。

◎西森(雅)委員 説明いただいた内容は、先ほどの予算関係でも説明があつて重複した内容が随分あると思いますが、この報告を先にさせていただいて、その後予算に入っていったほうがいいんじゃないかと。あしたからの林業とか水産の関係ですわね。

◎上田委員長 検討させていただきます。

ほかにございませぬかね。

(な し)

◎上田委員長 それでは、以上で質疑を終わります。

次に、高知競馬における禁止薬物陽性馬の発生について、競馬対策課の説明を求めます。

◎小松競馬対策課長 競馬対策課でございます。

同じく報告事項の資料の競馬対策課のインデックスのついた25ページでございますが、お開きをいただきたいと存じます。

高知競馬における禁止薬物陽性馬の発生について御報告をいたします。

競馬法におきましては、競走馬の能力を一時的に高め、または減じる薬物の使用を禁止しておりまして、現在96品目が禁止薬物として指定をされております。

チェックの方法といたしましては、各レースの1着馬及び2着馬、頭立てが多い11頭以上のレースでは、さらに任意の1頭を追加して尿検査を実施しているところでございますが、昨年12月に、新聞等でも報道をされたところでございますけれども、12月13日の第1レースで2着となりました競走馬から禁止薬物の一つでありますボルデノンが検出されたところでございます。

この薬品につきましては、筋肉増強効果あるいは飼料をよくなる効果があるとされているものでございます。

発生後の対応といたしましては、資料にも記載してございますが、検査結果が確定をいたしました12月20日、採尿につきましては、レースが終了後直ちに採尿しまして検査機関に発送し、1週間程度でその結果が出るところでございまして、20日に検査結果が確定しましたので、高知南警察署に対しまして、競馬法違反の疑いがあるとして通報をしたところでございます。その上で、同厩舎の所属する競走馬については、陰性確認がとれるまでは出走を不可としまして、同厩舎の所属馬の全30頭でございまして、その馬について緊急に採尿検査を実施したところでございます。検査の結果、同厩舎のほかの2頭からも同一の薬物が検出されたところでございまして、こうした状況の中で、12月29日には同厩舎及び関係先に対しまして県警の強制捜査が実施されたところでございます。

捜査は現在も継続されておるところでございまして、原因につきましては捜査の結果を待たなければなりません、高知競馬におきましては、関係者を含め県警の捜査に全面的に協力するとともに、再発の防止のための取り組みを積極的に実施しているところでございます。

これまでの取り組みといたしましては、厩舎の巡回指導の強化、それから厩務員、厩務員と申しますのは、厩舎で馬を直接世話をする職員でございますけれども、厩務員研修の実施を中心に、関係者で組織する高知競馬公正確保対策委員会、これを中心に再発防止に

向けて今後も引き続いて取り組みを強化、継続していきたいと考えているところでございます。

ファンの皆様、関係者の皆様には御迷惑と御心配をおかけいたしましたことを心からおわびを申し上げますとともに、再発を防止いたしまして、高知競馬の運営に影響が出ないよう最善を尽くしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

◎上田委員長 質疑を行います。

◎樋口委員 配当率はどれぐらいやったがですかね、100円に対して。

◎小松競馬対策課長 ちょっと記憶にないんですが。

◎樋口委員 それやったらええけれども、それによって怪しさが出てきますわね。

◎小松競馬対策課長 少なくとも不自然な状況ではなかったと記憶しております。

◎樋口委員 普通の配当やったわけやな。

◎西森（雅）委員 これ最終的には県警の捜査を待たないといけないと思いますが、結構時間がかかっているけれどこんなに捜査ってかかるものですか。

◎小松競馬対策課長 平成20年度にカフェインが検出されたことがございまして、そのときは大体8カ月程度かかって、関係者に対して罰金の刑になっていますけど、今証拠調べを順次進めていただいておりますので、一定の期間はかかると考えております。

◎西森（雅）委員 イメージが大事だと思いますので防止に努めていただきたいし、せつかく150億円の右肩上がりの状況になっていますので。

◎小松競馬対策課長 禁止薬物の問題も含めまして、高知競馬の現在の売り上げの上昇がありますのは、ファンの高知競馬に対する評価のあらわれと考えておりますので、競争の充実も含めまして、かかる事態、ファンの信頼を裏切るようなことが起こりませんように努めてまいりたいと考えております。

◎上田委員長 以上で質疑を終わります。

◎味元農業振興部長 ちょっとお許しをいただきまして、少し訂正をさせていただきたいと存じます。

先ほど、環境農業推進課の質疑の中で、樋口委員から農業技術センターの運営費の清掃等委託料の関係で御質問がございました。その際の御説明にちょっと間違いがございましたので、改めて訂正をさせていただき、御説明させていただきたいと存じます。お許しをいただけたらと。

◎上田委員長 はい、どうぞ。

◎美島環境農業推進課長 議案書343ページをお願いします。

農業技術センター管理運営費、樋口委員のほうから清掃等委託料3,000万円は多いのではないかと御質問がございました。3,000万円というのは、そこに書いてあります清掃等

委託料の2,036万7,000円と、園地除草等委託料1,078万4,000円のことだと思いましたが、3カ年事業であると、2つの事業を混同してなお誤って答弁しておりました。

正しくは、上の清掃等委託料につきましては、清掃のみでなく、農業技術センター、果樹試験場、茶業試験場の3場の庁舎の維持管理や調査分析用機器の保守点検など、3場を含めて24項目についての委託料2,036万7,000円を記載しており、全て単年度契約となっております。

ちなみに、若干額の多いものを言いますと、庁舎の清掃委託料が249万2,000円、庁舎警備委託料が108万9,000円、電子顕微鏡保守点検委託料184万5,000円、DNA検査機器保守点検委託料151万円、ハウスの管理委託料210万4,000円、こういった24項目でございます。

それと、その下の1,078万4,000円につきましては、果樹試験場の圃場及び本館試験場の約6,255平方メートルの除草作業と防風垣の剪定を外部委託するものです。この契約につきましては3年契約で、3,235万2,000円で契約しております。議案書にはそのうちの1年分、1,078万4,000円を記載しております。

まことに申しわけございませんでした。おわびの上、訂正させていただきたいと思えます。

◎樋口委員 いや、そういうことは最初説明せないかん。2つが並んじょったらよね、両方が3年か、両方とも1年と思うでしょう。こういう書き方するのが普通ですかね。とにかく訂正がなかったら、その場で間違うから、今後間違えんようにしてくださいと言えます。

◎美島環境農業推進課長 どうも申しわけございませんでした。

◎上田委員長 それでは、以上で農業振興部を終わります。

《林業振興・環境部》

◎上田委員長 次に、林業振興・環境部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思えますので、御了承願います。

◎大野林業振興・環境部長 27年度当初予算について御説明をいたします。

当初予算につきましては、青色のインデックスの林業振興・環境部の補足説明資料をごらんください。

1 ページ目を開いていただきますと、当初予算の総括表でございます。一般会計の合計では139億9,000万円余りで、平成26年度当初予算に比べ55億2,000万円余りの減となっております。対前年比71.7%となっております。主な要因といたしましては、今年度木質

バイオマス発電やグリーンニューディール基金の再生可能エネルギー導入事業といった大型事業が今年度で終了するためでございます。

次に、特別会計として県営林事業では、県営林の適正な管理運営に必要な経費として4億6,000万円余りで対前年比115.4%となっております。これは県営林における間伐などの事業量の増加などによるものでございます。

次に、林業・木材産業改善資金助成事業では、林業者や木材産業者への融資のための経費として、ほぼ前年並みの予算を計上してございますし、土地取得事業でも、県内の自然環境にすぐれた土地を取得するための調査等の経費として、これもほぼ前年並みの予算を計上してございます。

次に、3ページをごらんください。

主要事業の体系表でございますが、林業分野では第2期産業計画に基づいて大きく6つの柱で整理を行っております。3ページから4ページにかけて林業分野を記載してございます。

なお、事業名の左に角囲みで新、拡あるいは換、廃とありますのは、それぞれ新規、拡充、組み換え、廃止の略語でございます。

4ページには、新エネルギービジョンに基づきますエネルギー分野の整理をしてございますし、5ページの環境分野では、第3次環境基本計画に基づいて3つの柱で具体的な事業を進めてまいります。

それぞれ後ほど課長から詳細説明があると思いますが、主な事業や制度変更について御説明をさせていただきます。

まず、3ページの原木生産の拡大の柱の生産性の向上と原木の増産、森林整備加速化事業でございますけれども、国の補正事業により、作業道の整備などを2月補正予算で計上している関係で、来年度当初予算では計上してございません。

その下の事業体や担い手の育成では、新規として2つ上げてございまして、1つ目は、4月から開校する林業学校の運営業務の委託料で、2つ目は林業学校の基礎コースを学んでいただく研修生に対して月15万円の給付金を支給するものでございます。

流通・販売体制の確立の柱の販売力の強化にございます土佐の木の住まい普及推進事業ですが、この事業は、県外において土佐材の普及とともに、土佐材を使用した住宅を建設する際に工務店等に助成する事業でございますが、新たに拡充といたしまして、県外の工務店等が開催する住宅見学会等のイベント来場者に県産品を贈呈し、高知をPRし、土佐材の販売拡大を図ろうとするものでございます。

4ページをお願いいたします。

木質バイオマスの利用拡大の柱の木質資源利用促進事業は、木質バイオマス発電の整備が完了する関係で、来年の予算は減少してございますが、新たに木質バイオマス用の原木

の中間土場におけるポータブル型車両重量計の導入を支援し、地域の未利用資源の活用促進を図ろうとするものでございます。

次に、あと新エネルギー推進課、環境共生課は飛ばさせていただきまして、6ページをお願いいたします。

26年度の一般会計及び特別会計の補正予算議案について御説明いたします。

この表ではちょっとわかりませんが、増額分のうち主なものとして、国の平成26年度補正予算により配分を受けました森林整備加速化・林業再生交付金事業が17億4,300万円余り、同じく国の補正でございますまち・ひと・しごと創生関連事業が1,600万円余り、また国の補正により配分を受けました造林事業8,000万円、治山事業7,400万円余りをそれぞれ所要の課で予算計上をしております。

一方、減額分につきましては、各事業において、例えば治山林道課のように国の内示が見込みを大幅に下回ったことや、補助金や委託料などの執行残について減額を行うようにしております。

以上、合わせて一般会計でトータルで見ますと、6,700万円余りの減額の補正をお願いするものでございます。

また、県営林特別会計では、台風の影響でかんばつ事業地の一部が中止になったことなどに伴って、5,300万円余りの減額補正をお願いしております。

あわせて、県営林整備の債務負担行為の予算や公共事業、災害復旧事業などによります繰越明許もお願いしてございます。

続きまして、条例その他の議案でございますが、議案書の⑤の目録をごらんください。

まず、第41号の高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例議案は、4月から開校予定の林業学校の設置及びその管理について定めるものでございます。

次に、45号の高知県手数料徴収条例及び高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案のうち、当部の所管は土壤汚染対策法の一部改正に伴い、同法の土壤汚染状況調査に係る指定調査機関の指定等に関する事務の一部を国から県に権限移譲するものでございます。

次に、58号の高知県の事務処理の特例に関する条例及び高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例の一部を改正する条例議案のうち、当部所管は、四万十川条例に基づいて重点区域内で行為を行う場合の書類の審査等の事務を県から四万十市に権限移譲するものでございます。

次のページの69号にございます高知県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例議案は、国の通知が一部改正されましたことに伴って、今年までとされていた基金事業のうち、復興木材安定供給対策分を除く残額については実施期間の延長が可能となるよう必要な改正を行うものでございます。

続きまして、報告事項がございます。

報告事項、同じく青色のインデックスで報告事項とまとめたものでございますが、第2期高知県産業振興計画をお手元にお配りしてございます。

最後に、もう一つ青いインデックスがついているのが林業振興・環境部が所管します審議会の審議経過等について御報告する資料でございます。

お手元の審議会経過をごらんください。

こちらの表にございますように、それぞれ審議会を開催してございます。

以上、総括的に御説明いたしました但、詳細はそれぞれ担当課長から御説明いたしますので、よろしくお願ひします。

◎上田委員長 それでは、お諮りいたします。

以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査については明日行いたいと思ひますが、御異議ございませぬか。

(異議なし)

◎上田委員長 それでは、以後の日程につきましては、明日の午前10時から行ひますので、よろしくお願ひいたします。

本日の委員会はこれで終了いたします。

(16時48分閉会)